

第3 政策効果の把握の結果等

【要旨】

国、地方公共団体等において、法の制定以降、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制がどの程度整備され、それらの体制が整備されることにより、どの程度配偶者からの暴力の防止及び保護が図られているかを把握・分析した結果は、次のとおりである。

(1) 支援センターの整備状況

都道府県及び市町村においては、法に基づき、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設である支援センターの整備が進められてきており、その数は、平成14年4月は47都道府県に87施設であったものが、20年9月には47都道府県に171施設及び8市に9施設、合計180施設と法制定後6年間で2倍以上となっている。

(2) 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談の受付・対応状況

配偶者からの暴力の発見者による通報は支援センター及び警察が、また、被害者からの相談は支援センター、警察のほか人権擁護機関、婦人相談員等が、それぞれ受け付け、対応することとされている。

① 支援センターが法制定後の6年間で2倍以上に増えるなど通報や相談を受け付け、対応する機関の整備が進められており、これらの機関が受け付けた通報及び相談の件数（合計）は、平成14年度の69,587件から19年度の97,893件へと1.4倍となり、増加傾向にある。

これを受付機関別にみると、支援センターでは平成14年度の38,238件から19年度の65,642件(1.7倍)に増加しており、警察では平成14年の14,180件から19年の21,048件(1.5倍)に増加している。

また、平成19年度に支援センターが受け付けた相談件数について、都道府県別に、16歳以上の人口1万人当たりの件数を比較すると、最も多い都道府県（島根県）は18.0件であるのに対し、最も少ない都道府県（宮城県）は1.5件と大きな地域差が生じている。この要因について、離婚率及び完全失業率との相関を分析してみたが、必ずしも明確な相関関係はみられなかった。

② 調査した27都道府県の中には、リーフレットや医療機関用の啓発カード等の作成・配布、電話相談の受付時間の延長、支援センターの増設等の取組により、通報及び相談件数が増加したとしている例がみられた。

③ 当省のアンケート調査結果によると、通報及び相談件数の増加要因については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の多くが、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」（国、地方公共団体等の実務者の約 80%、民間団体の担当者の約 90%）、「配偶者からの暴力に関する通報及び相談についての認知度・理解度が上昇しているから」（国、地方公共団体等の実務者の約 70%、民間団体の担当者の約 90%）とみている。

ただし、通報及び相談に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の約 40%、民間団体の担当者の約 70%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。

(3) 被害者の保護の実施状況

被害者の一時保護は婦人相談所が自ら行い又は委託して行うものとされている。また、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができるとされ、被害者に同伴する子どもがいる場合は母子生活支援施設への入所の措置を執ることとされている。

ア 一時保護

① 婦人相談所の一時保護所の数と入所定員は、平成 14 年度は 47 施設 695 人であったが 20 年度は 49 施設 773 人に、また、一時保護委託施設数は、14 年度は 120 施設であったが 20 年度は 261 施設（2.2 倍）に増加しており、一時保護に係る体制の整備が進んでいる。

② 被害者の一時保護件数は、平成 14 年度は 3,974 件であったが 19 年度は 4,549 件（1.1 倍）となり増加傾向にある。

平成 19 年度の一時保護件数について、都道府県別に 16 歳以上の人口 1 万人当たりの件数を比較すると、最も多い都道府県（鳥取県）は 1.3 件であるのに対し、最も少ない都道府県（新潟県）は 0.2 件と地域差が生じている。この要因について、支援センターの相談件数、一時保護所の入所定員、生活保護率、離婚率、完全失業率等との相関を分析してみたところ、支援センターの相談件数と弱い相関関係（相関係数 0.31）がみられたが、他は必ずしも明確な相関関係はみられなかった。

③ 調査した 22 都道府県（注）における一時保護件数の推移をみると、婦人相談所の一時保護所での一時保護件数はほぼ横ばいであるが、一時保護委託施設での一

時保護件数は、平成 14 年度の 697 件から 18 年度は 1,211 件（1.7 倍）と増加傾向にある。一時保護委託施設での一時保護件数が増加した要因について、当該委託施設数の増加状況との相関を分析してみたところ、強い相関関係（相関係数 0.77）がみられ、一時保護委託施設数の増加が一時保護件数の増加につながっている状況が伺われた。

（注）平成 14 年度以降の実績を把握している 22 都道府県の調査結果である。

- ④ 当省のアンケート調査結果によると、一時保護件数の増加要因については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の多くが、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」（国、地方公共団体等の実務者の 67%、民間団体の担当者の 88%）、「被害者の保護についての認知度・理解度が上昇しているから」（国、地方公共団体等の実務者の 65%、民間団体の担当者の 72%）とみている。

ただし、被害者の一時保護に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 32%、民間団体の担当者の 75%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。

イ 保護

- ① 婦人保護施設及び母子生活支援施設の数と入所定員はいずれもやや減少傾向にある。婦人保護施設については、平成 14 年は 51 施設 1,525 人であったが 20 年は 50 施設 1,401 人に減少しており、母子生活支援施設については、14 年は 286 施設 5,620 人であったが 20 年は 278 施設 5,521 人に減少している。
- ② 婦人保護施設及び母子生活支援施設での被害者の保護件数の合計は、平成 14 年度は 1,683 件であったが 18 年度は 1,785 件（1.1 倍）に増加している。ただし、母子生活支援施設では増加しているが（平成 14 年度は 1,000 件で 18 年度は 1,350 件）、婦人保護施設では減少している（平成 14 年度は 683 件で 18 年度は 435 件）。

平成 18 年度の婦人保護施設及び母子生活支援施設における保護件数について、都道府県別に、16 歳以上の人口 1 万人当たりの件数を比較すると、最も多い都道府県（愛知県）は 0.43 件であるのに対し、最も少ない都道府県（福島県、福井県及び高知県）は 0.03 件と地域差が生じている。この要因について、一時保護件数、支援センターの相談件数、生活保護率、離婚率及び完全失業率との相関を分析してみたところ、一時保護件数とは中程度の相関関係（相関係数 0.52）がみられたが、他は必ずしも明確な相関関係はみられなかった。

③ 当省のアンケート調査結果によると、回答者の所属機関においては保護件数が「増加している」とする者が多く（国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の57%、民間団体の担当者の45%）、その要因については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の多くが、「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」（国、地方公共団体等の実務者の66%、民間団体の担当者の69%）、「被害者の保護についての認知度・理解度が上昇しているから」（国、地方公共団体等の実務者の53%、民間団体の担当者の31%）、「被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいるから」（国、地方公共団体等の実務者の38%、民間団体の担当者の54%）とみている。

ただし、被害者の保護に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の33%、民間団体の担当者の49%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。

(4) 被害者の自立支援の実施状況

被害者が自立して生活することを促進するため、支援センターは就業の促進、住宅の確保、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度や被害者を居住させ保護する施設の利用等について、情報の提供、助言、関係機関の連絡調整その他の援助を行うこととされている。また、これらの制度を所管する府省等は、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることとされている。

ア 就業の促進

支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供や関係機関との連絡調整等を行い、公共職業安定所及び職業訓練施設は、被害者の自立支援のための適切な対応に努めることとされている。

現在、公共職業安定所及び職業訓練施設においては、被害者を対象とした特別の就業支援措置を講ずるのではなく、被害者が職業紹介を受けるため来所等した際に被害者の状況に応じたきめ細かい就業支援を行うこととしているが、当該機関を利用した被害者数や職業紹介により就業した被害者数等のデータを把握していない。このため、両機関における被害者に対する就業支援施策全体の効果の発現状況を定量的に把握することはできなかった。

このようなことから、本評価では、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者及び被害者を対象に現行の国及び地方公共団体の就業支援の取組に対する認識や満

足度等についてアンケート調査を実施するとともに、被害者支援の観点から法の制定以降に講じられた「離婚が成立していない被害者に対する支援措置」の効果を把握することとした。

- ① 当省のアンケート調査結果によると、被害者の就業の促進に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の41%、民間団体の担当者の78%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。
- ② 母子家庭の母等に対する支援措置として、無料の公共職業訓練の受講あっせんや事業主に対する雇用奨励金の給付等があるが、従来は、離婚が成立していない者はその対象とされなかったところ、平成19年9月からは、被害者については離婚が成立していなくても配偶者から遺棄されていると認められる場合はその対象とすることとされ、その証明は市町村が行うこととされた。

調査した27公共職業安定所における当該支援措置の実施状況をみると、平成19年9月から20年3月の間に、職を求めて来所した被害者に市町村の証明書を発行してもらうよう誘導した件数は19件、当該証明書の受理件数は1件となっており、当該措置の開始後間もないこともあって、その実績は少ない。また、中には、当該措置により、市町村は被害者が配偶者から遺棄されている者に該当する旨の証明を行う責務を有することになったことを承知していなかったものが1市みられた。

イ 住宅の確保

被害者の公営住宅への入居については、地方公共団体において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や目的外使用の実施等について特段の配慮を行うことが必要であるとされている。国土交通省は、平成16年3月に、被害者の住宅に困窮する実情に応じて、事業主体の判断により、優先入居及び目的外使用させることが可能であることを都道府県等に通知している。また、17年12月には、単身入居も可能となった。

- ① 調査した27都道府県及び27市においては、被害者の公営住宅への優先入居等を実施している事業主体数は増加傾向にある。優先入居の実施事業主体数は平成16年度の23事業主体から19年度は41事業主体（1.8倍）に、目的外使用の実施事業主体数は16年度の8事業主体から19年度は18事業主体（2.3倍）に、単身入居の事業主体数は17年度の30事業主体から19年度は50事業主体（1.7倍）に増加している。

被害者からの申込件数（注）も増加傾向にあり、優先入居の申込件数は平成 16 年度の 158 件から 18 年度は 435 件（2.8 倍）に、目的外使用の申込件数は 16 年度の 0 件から 18 年度は 12 件に、単身入居の申込件数は 17 年度の 39 件から 18 年度は 283 件（7.3 倍）に増加している。

（注）平成 16 年度以降の実績を把握している 31 事業主体（優先入居）の調査結果である。

他方、平成 18 年度の被害者の入居状況（注）をみると、優先入居の申込件数 323 件に対し入居件数 46 件（入居率 14%）となっており、希望してもなかなか入居できない状況となっている。

（注）平成 18 年度に優先入居の申込みがあり、入居した件数を把握している 19 事業主体の調査結果である。

これを事業主体別にみると、入居率 100%の事業主体（5 事業主体）がある一方で、入居率 0%の事業主体（6 事業主体）や、申込件数 71 件に対し入居件数 1 件（入居率 1%）の事業主体（1 事業主体）もある。また、優先入居の実施方法をみると、過半数の 11 事業主体では当選倍率を優遇する方法を採用しているが、その平均入居率は 11%と低い。他方、登録入居制とし公営住宅に空きが出た時に入居させる方法を採用し、ほぼ全員が入居している事業主体もみられた。

- ② 当省のアンケート調査結果によると、被害者の住宅の確保に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 49%、民間団体の担当者の 79%が「不十分」としており、「十分」や「どちらともいえない」を大きく上回っている。ただし、地方公共団体の公営住宅担当課の職員は「どちらともいえない」（38%）が最も多くなっている。

ウ 同居する子どもの就学

教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理し、支援センターは教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うこととされている。文部科学省は、教育委員会に対し、住民基本台帳に記載されていない者であっても当該市町村に住所を有する者であれば就学を認める扱いがなされていること、また、転出先の学校は、被害者等の安全を確保するために情報の制限が必要な場合は、転出元の学校に対し転出の事実のみを知らせる等の対応も考えられること等を周知している。

- ① 調査した 27 市教育委員会のすべてにおいて、住民票を異動せずに転入した被害者の子どもの就学を認めることとされており、住民票を異動せずに転入した被害者の子どもの就学件数の推移をみると（注）、平成 16 年度以降毎年 120 件前後となっている。

(注) 平成 16 年度以降の実績を把握している 8 市教育委員会の調査結果である。

- ② 調査した 27 都道府県及び 27 市の教育委員会の中には、被害者と同居する子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するため、独自のマニュアルを作成している教育委員会（3 都道府県及び 2 市の教育委員会）や、必要の都度、学校に対する指導・助言をしているとしている教育委員会（14 都道府県及び 19 市の教育委員会）がみられた。
- ③ 当省のアンケート調査結果によると、被害者と同居する子どもの就学に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員及び市町村教育委員会の職員）と民間団体の担当者の認識が分かれており、前者は「十分」とみる割合が高いのに対し、後者は「不十分」とみる割合が高くなっている。

エ 住民基本台帳の閲覧等の制限

総務省は、住民基本台帳の閲覧等に関し被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令や住民基本台帳事務処理要領等を改正し、平成 16 年 7 月以降、市町村長は、被害者を保護するため、被害者から申出があった場合は、加害者からの住民基本台帳の閲覧等の請求を拒否する等の措置を講ずるよう通知している。

また、被害者の情報を厳重に管理するため、平成 17 年 4 月以降、選挙人名簿の抄本の閲覧についても、選挙管理委員会と住民基本台帳担当部局が連携し、加害者からの請求は拒否する等の措置を講ずることとされている。

- ① 調査した 27 市のすべてにおいて、住民基本台帳の閲覧等の制限が行われており、被害者からの当該制限の申出件数の推移をみると（注）、平成 17 年度は 1,200 件であったが、18 年度は 1,606 件、19 年度（4 月から 12 月）は 1,572 件と増加傾向にある。

(注) 平成 17 年度以降の実績を把握している 26 市の調査結果である。

選挙人名簿の抄本の閲覧の制限については、平成 20 年 9 月現在、26 市（96%）で行われているが、1 市（4%）では大半が行政機関からの請求であり制限する必要性に乏しいとして行われていない。

- ② 調査した 27 市の中には、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局との連携を図るため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行うことが決定されたときは、関係部局に支援対象被害者に係る情報を速やかに連絡し厳重な情報管理を要請する仕組みを設け、その徹底を図っている市（17 市）がみられた。そのうちの 1 市

では、住民記録検索システムの画面上に支援対象者であることを示すフラグを設定し、関係部局の利用者が一目でわかるような工夫をしている。

また、世帯分離や住民票の改製の措置を講じることにより、被害者の住所が加害者等に知られることを防止する効果もある旨を被害者に教示し、所定の届出等があれば当該措置を講じている市（12市）がみられた。

- ③ 当省のアンケート調査結果によると、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る国及び地方公共団体の取組状況については、市町村の住民基本台帳担当課の職員の19%、民間団体の担当者の33%が「不十分」としており、「十分」をいずれも4ポイント上回っている。ただし、国、地方公共団体等の相談、保護等担当職員は「十分」（38%）としている方が「不十分」（14%）より多くなっている。

(5) 関係機関の連携の実施状況

支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関は、相談、保護、自立支援等の様々な段階で緊密に連携しつつ取り組むことが必要であり、このため、支援センターを中心とした関係機関の協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置、関係機関の相互の協力の在り方をマニュアル等の形であらかじめ決めておくことが有効であるとされている。

- ① 連絡協議会は、平成20年1月現在、47都道府県のすべてに設置されている。

調査した27都道府県の連絡協議会の参加機関をみると、都道府県、市町村、国及び民間団体の4者の関係機関が参加しているのは24都道府県（89%）で、裁判所がオブザーバー参加している連絡協議会も20都道府県でみられた。他方、3都道府県の連絡協議会では、4者の関係機関の一部が不参加となっている。

また、関係機関の連携に関するマニュアルは、調査した27都道府県のうち13都道府県（48%）で作成されている。

このほか、関係機関の連携を図るため、次のような工夫した取組を行っている例がみられた。

- i 都道府県の枠を超えた広域的な連携を図るため、おおむねブロック単位に設置されている婦人相談所長連絡会議を活用し、一時保護所の広域相互利用する際の費用負担等に関する申合せを行うなどして、一時保護を要する被害者を他の都道府県の一時保護所に円滑に移送している例が、関東、東海及び中国地域の関係都道府県でみられた。これにより、毎年10件程度の被害者の移送実績が上がってい

る。

ii 被害者の相談や支援申請時の負担を軽減するとともに加害者と遭遇する危険性を少なくするため、被害の状況や希望する支援等を記入する相談共通シートを設け、都道府県や市の関係部局への各種支援申請手続を並行して進めるようにしている例が、3都道府県1市でみられた。

iii 保護命令制度の円滑な運営を図るため、都道府県、警察及び裁判所等による連絡協議会を開催し、保護命令申立書の様式の支援センターへの備付け、保護命令の申立日程に係る支援センターと裁判所の事前調整の実施、警察への審尋期日の連絡等の措置が講じられた。これにより、保護命令の申立てから決定までの期間の短縮、加害者と被害者が接触する危険性の減少、保護命令決定後の警察による加害者への指導警告の速やかな実施等が図られたとしている例が、4都道府県でみられた。

② 当省のアンケート調査結果によると、関係機関の連携に係る国及び地方公共団体の取組状況については、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の35%及び民間団体の担当者の71%が「不十分」としており、いずれも「十分」を大きく上回っている。ただし、市町村の公営住宅や住民基本台帳等の担当職員は「どちらともいえない」が43%と最も多く、「十分」と「不十分」はいずれも19%となっている。

(6) 配偶者からの暴力に関する保護命令の発令状況

裁判所は、被害者からの申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、加害者に対し、つきまといをしてはならないこと、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること等を命ずる（以下「保護命令」という。）ものとされている。

保護命令の発令件数は、平成14年は1,128件であったが、19年は2,186件（1.9倍）となり、増加傾向にある。

以上のとおり、法の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現している

と考えられる。

しかしながら、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者及び被害者に対する当省のアンケート調査結果によれば、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る国及び地方公共団体等の取組に対する現場の実務担当者や被害者の認識は厳しく、一部の事項を除き、「十分である」とする者の割合よりも「不十分である」とする者の割合の方が上回っていることに留意する必要がある。

今回の評価では、法の制定以降、国、地方公共団体等において、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制がどの程度整備され、それらの体制が整備されることにより、どの程度配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護が図られているかを把握することとし、支援センター等の整備状況、通報・相談・保護件数、被害者の自立を支援するための就業促進や住宅確保等の対策の実施事業主体数と利用者数等を指標として法制定後の状況を把握・分析し、政策効果を把握した。

また、地方公共団体における工夫した取組事例を把握・分析するとともに、国、地方公共団体、民間団体等において本政策に携わる実務担当者及び被害者を対象としたアンケート調査を実施し、現在行われている各種施策に対する現状認識や満足度、行政が今後重点的に取り組むべき事項等に関する意見等を把握・分析した。

把握・分析した結果は以下のとおりである。

1 支援センターの整備状況

支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすようにするものとしてされている（法第3条第1項）。また、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすようにすることができる（同条第2項）（注）。

（注）平成19年7月の法改正により、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとしてされた。

法制定以降の支援センターの整備状況は、図表3-(1)-①のとおり、平成20年9月現在、47都道府県8市に合計180施設が設置されており、14年4月現在と比べ2倍以上に増えている。ただし、平成20年9月現在の都道府県の支援センターの整備状況を見ると、図表3-(1)-②のとおり、16施設を設置しているところが2都道府県（北海道及び千葉県）あるのに対し、1施設のところが21都道府県あるなど、大きな地域差が生じている。

図表3-(1)-① 支援センターの整備状況（全国）

（単位：施設）

年度 区分	平成14	15	16	17	18	19	20
都道府県の支援センター数	87 (47都道府県)	103 (47都道府県)	106 (47都道府県)	120 (47都道府県)	148 (47都道府県)	172 (47都道府県)	171 (47都道府県)
市町村の支援センター数	0	0	0	1 (1市)	4 (3市)	6 (5市)	9 (8市)
合計	87	103	106	121	152	178	180

（注）1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

2 支援センター数は、平成14年度は4月18日現在、15年度及び16年度は4月1日現在、17年度及び18年度は5月1日現在、19年度は7月20日現在、20年度は9月1日現在である。

3 () は、支援センターを設置している都道府県及び市町村の数である。

4 平成20年度の支援センターの整備状況の詳細は、資料9参照

図表3-(1)-② 都道府県の支援センターの設置数（平成20年9月現在）

（単位：施設、都道府県）

支援センター数	1	2～5	6～9	12	14	16	計
都道府県数	21	15	7	1	1	2	47

（注）1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

2 平成20年度の支援センターの整備状況の詳細は、資料9参照

2 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談の受付・対応状況

支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、同センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとするとしている(法第7条)。また、警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている(法第8条)。

このように、通報及び相談は、被害者の早期発見と保護のための端緒となる行為であり、通報又は相談を受けた場合の支援センターや警察における対応も共通的な面があることから、本評価では両施策の効果の発現状況をまとめて把握・分析することとした。

(国が講じている主な施策)

通報及び相談の受付と対応は、支援センターと警察が中心となって行われており、相談については人権擁護機関においても行われている。

通報及び相談に係る国の主な施策としては、国民に対する広報啓発活動(内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省)のほか、地方公共団体が行う医療関係者等に対する研修事業への補助(厚生労働省)、地方公共団体の相談担当者の研修(内閣府)、婦人相談所における休日や夜間の電話相談事業等への補助(厚生労働省)、「女性の人権ホットライン」の充実(法務省)等が行われている。

(効果の発現状況を把握するための指標の設定等)

本評価では、法の制定以降、通報及び相談に係る体制が整備されることにより、どの程度、国民、医療関係者、被害者等の理解が進み、被害者の保護等が図られているかを把握するため、支援センター、警察及び人権擁護機関で受け付けた通報及び相談件数を指標として設定した。

また、調査した27都道府県において、これらの施設における通報及び相談制度の充実のための工夫事例を把握・分析するとともに、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者と婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している被害者を対象にアンケート調査を実施し、現在行われている国及び地方公共団体の取組についての認識や満足度、今後の取組の重点等に関する意見等を把握・分析した。

(指標の把握・分析結果等)

① 通報及び相談の受付・対応状況

i 国全体の通報及び相談件数の推移

支援センター、警察及び人権擁護機関が受け付けた通報及び相談件数（全国）について、法が全面施行された平成 14 年度から 19 年度までの間の状況をみると、図表 3－(2)－①のとおり、通報件数の合計及び相談件数の合計は、いずれもおおむね増加傾向にある。平成 19 年度と 14 年度を比較すると、通報件数の合計では約 1.6 倍に、相談件数の合計では約 1.4 倍にそれぞれ増加している。

なお、人権擁護機関における平成 19 年度の相談件数は 14 年度に比べ 35%減少しているが、その理由について、法務省では、裏付けとなる数値等がないため断定できないものの、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための各種施策の推進に伴い、他機関による支援の認知度が上がってセーフティネットが広がった結果、相談者が相談機関として多様な機関を選択できるようになったこと等によるものと考えられるとしている。

図表 3－(2)－① 通報及び相談件数の推移（全国）

(単位：件、%)

区分		年度						増減率 (B/A-1) ×100
		平成 14 (A)	15	16	17	18	19 (B)	
通 報	支援センター	2,295	2,579	3,022	2,708	3,071	3,564	55
	警察	40	31	32	50	53	56	40
	合計	2,335	2,610	3,054	2,758	3,124	3,620	55
相 談	支援センター	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	73
	警察	14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	48
	人権擁護機関	17,169	17,510	16,076	14,463	12,942	11,203	▲35
	合計	67,252	73,303	79,815	83,496	89,706	94,273	40
総 計		69,587	75,913	82,869	86,254	92,830	97,893	41

(注) 1 内閣府、警察庁及び法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 警察の通報件数は、医療関係者からの通報件数である。また、警察の相談件数は、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数である。
なお、平成 20 年の警察の通報件数は 81 件、相談件数は 25,210 件となっている。

3 警察及び人権擁護機関の相談件数は年単位で、支援センターは年度単位であるが、全体の件数を捉えるため、便宜上合計している。

4 相談件数の詳細は、資料 10－1、10－2 及び 10－3 参照

ii 支援センターにおける相談の受付状況

i) 相談件数の都道府県比較

支援センターが受け付けた相談件数について、都道府県別に、16歳以上の人口1万人当たりの件数を比較すると、図表3-(2)-②のとおり、平成19年度においては、島根県が18.0件と最も多く、宮城県が1.5件と最も少なくなっており、その差は12倍となっている。

図表3-(2)-② 16歳以上の人口1万人当たりの相談件数の都道府県比較

(単位：件)

年度		平成14	15	16	17	18	19
区分							
相談件数が多い都道府県	1位	石川県	滋賀県	佐賀県	佐賀県	島根県	島根県
		6.8	8.8	15.8	18.0	16.6	18.0
	2位	滋賀県	島根県	青森県	岡山県	佐賀県	徳島県
		6.7	7.5	12.1	13.3	14.8	16.8
	3位	富山県	青森県	徳島県	青森県	岡山県	岡山県
		5.7	7.5	10.3	10.7	13.1	14.1
相談件数が少ない都道府県	47位	新潟県	静岡県	福岡県	新潟県	宮城県	宮城県
		1.1	1.5	1.5	1.6	1.9	1.5
	46位	静岡県	茨城県	新潟県	福岡県	熊本県	三重県
		1.2	1.5	1.7	1.6	1.9	2.0
	45位	宮城県	福岡県	岐阜県	岐阜県	愛知県	新潟県
		1.2	1.6	1.7	1.7	2.0	2.3
全国平均		3.3	4.0	4.5	4.8	5.4	5.7

(注) 1 各都道府県内の支援センターが受け付けた相談件数(内閣府資料)と「平成17年度国勢調査」(総務省)による各都道府県の16歳以上の人口に基づき、当省が作成した。

2 詳細は、資料11参照

このような都道府県の相談件数に大きな差が生じている原因について、当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会の意見を踏まえ、離婚率及び完全失業率との相関関係を分析してみたが、図表3-(2)-③から⑤のとおり、離婚率との相関係数(注)は-0.25で弱い負の相関がみられたが、完全失業率との相関係数は-0.09で明確な相関関係はみられなかった。

(注) 相関係数は2種類のデータの関連性を示すものであり、相関の強弱を-1から1までの数値で表しており、一般には下表のようにいわれている。

相関係数の絶対値の範囲	相関係数の解釈
0~0.2	ほとんど相関がない
0.2~0.4	弱い相関がある
0.4~0.7	中程度の相関がある
0.7~1.0	強い相関がある

図表 3 - (2) - ③ 都道府県の相談件数と離婚率及び完全失業率との相関係数

区分	指 標	相関係数
相談件数と離婚率との相関	平成 19 年度の支援センターの相談件数と平成 19 年の離婚率についての都道府県別のデータ	-0.2514
相談件数と完全失業率との相関	平成 19 年度の支援センターの相談件数と平成 19 年の完全失業率（年平均）についての都道府県別のデータ	-0.0853

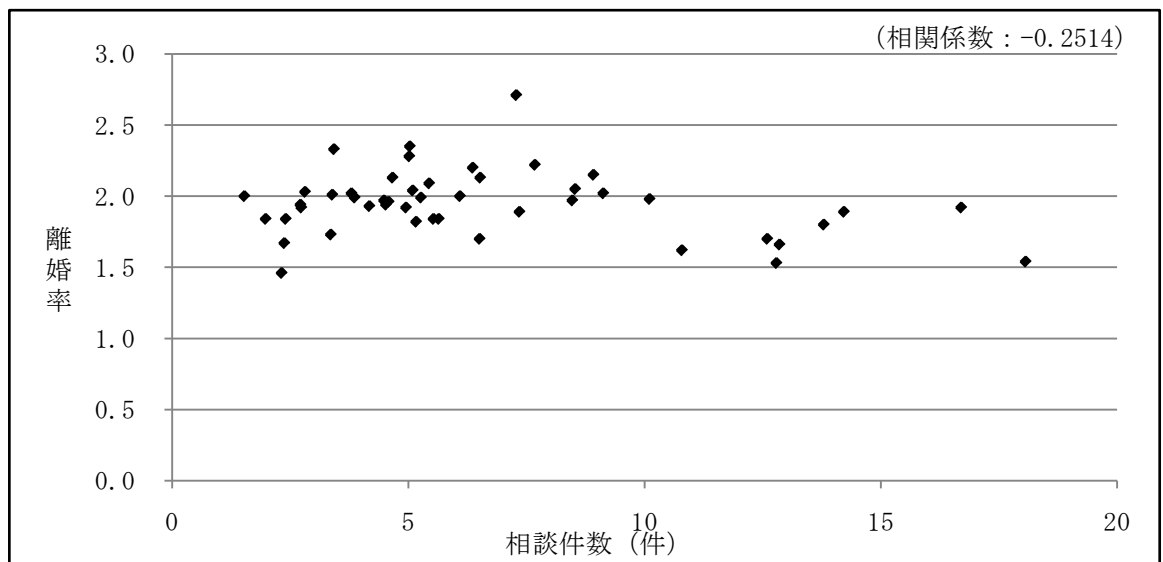
(注) 1 内閣府、厚生労働省及び総務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「相談件数」は、平成 19 年度に各都道府県内の支援センターが受け付けた 16 歳以上の人口 1 万人当たりの相談件数である。「離婚率」（平成 19 年）は、「人口動態調査」（厚生労働省）、「完全失業率」（平成 19 年）は、「労働力調査都道府県別結果(モデル推計値)」（総務省）による。

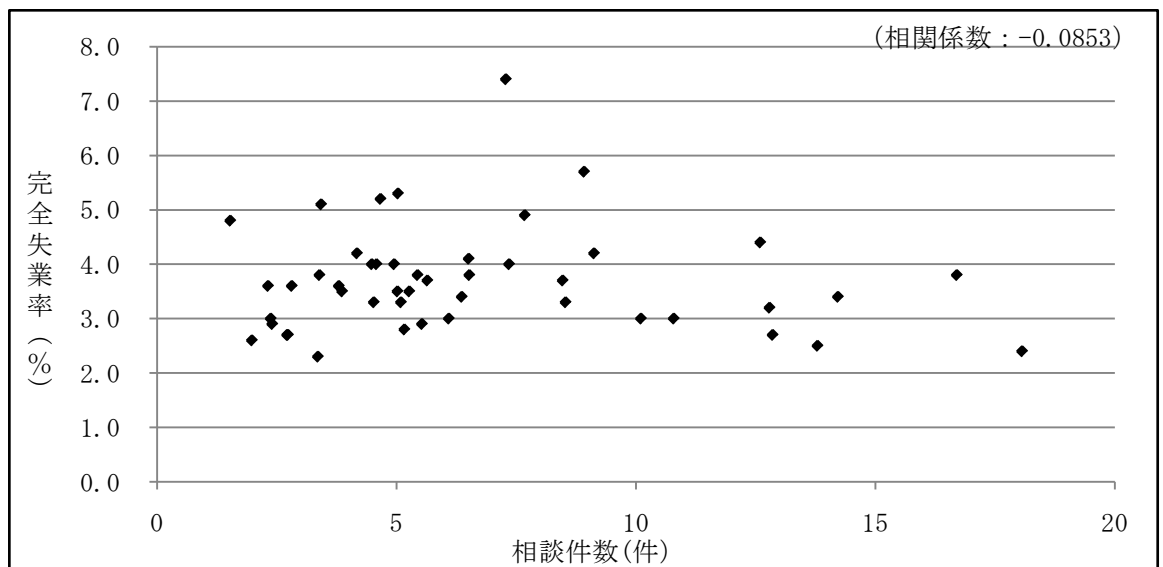
3 相関分析に使用したデータは、資料 11 参照

4 上記 1 から 3 の注は、図表 3 - (2) - ④及び⑤共通である。

図表 3 - (2) - ④ 相談件数と離婚率との相関



図表 3 - (2) - ⑤ 相談件数と完全失業率との相関



ii) 受付形態別の相談件数の推移

支援センターが受け付けた相談件数を受付形態別にみると、図表3-(2)-⑥のとおり、平成19年度においては、約70%が電話によるものであり、来所によるものは約30%となっている。この割合は、14年度以降ほとんど変わっていない。

図表3-(2)-⑥ 支援センターが受け付けた相談件数の受付形態別の状況

(単位：件、%)

年度 区分	平成14	15	16	17	18	19
来所	11,035 (30.7)	12,758 (29.5)	14,692 (29.8)	14,864 (28.5)	16,688 (28.5)	17,662 (28.5)
電話	23,950 (66.6)	29,820 (69.0)	33,736 (68.4)	36,475 (69.9)	40,705 (69.5)	43,004 (69.3)
その他	958 (2.7)	647 (1.5)	901 (1.8)	806 (1.5)	1,135 (1.9)	1,412 (2.3)
合計	35,943 (100)	43,225 (100)	49,329 (100)	52,145 (100)	58,528 (100)	62,078 (100)

(注) 1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

2 「その他」は出張相談等であり、()は合計に占める割合である。

iii) 調査した27都道府県における通報及び相談の実施状況

調査した27都道府県における通報及び相談の実施状況をみると、以下のとおり、広報啓発や関係者への研修、相談受付時間等の拡大等の取組を行っている都道府県があり、中には、通報件数や相談件数が増加している例もある。ただし、通報件数及び相談件数を的確に把握する上で一部不十分な点もみられた。

(広報啓発、研修)

調査した27都道府県における通報の促進のための広報啓発等の実施状況をみると、図表3-(2)-⑦のとおり、一般向けの広報啓発は18都道府県(67%)が、医療関係者向けの広報啓発は19都道府県(70%)が行っており、また、12都道府県(44%)では医療関係者向けの研修を行っている。

図表 3 - (2) - ⑦ 27 都道府県における通報の促進のための広報啓発及び研修の実施状況（平成 14 年度から 19 年度）

（単位：都道府県、％）

区 分	一般向けの 広報啓発	医療関係者向けの広報啓発及び研修		
			広報啓発	研修
実施都道府県数	18 (66.7)	22 (81.5)	19 (70.4)	12 (44.4)
未実施都道府県数	9 (33.3)	5 (18.5)	8 (29.6)	15 (55.6)
計	27 (100)	27 (100)	27 (100)	27 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「一般向けの広報啓発」と「医療関係者向けの広報啓発及び研修」を両方とも実施していないのは、3 都道府県である。

3 () は、調査した 27 都道府県に占める割合である。

4 詳細は、資料 12 参照

例えば、佐賀県では、通報や相談制度の周知を図るため、平成 16 年度以降、リーフレットやカード（注）を作成（16 年度 7 万枚）して、市町村等を通じ県民に配布している。このような取組もあって、図表 3 - (2) - ⑧のとおり、平成 16 年度以降の通報件数及び相談件数は 15 年度に比べ大幅に増加している。

（注）カードの表面に「あなたにもできることがあります 身近な人がDVの被害をうけているのではないかと感じたら、専門の相談機関をご紹介ください」等と記載し、裏面に支援センターや警察等の相談機関の電話番号を記載している。

図表 3 - (2) - ⑧ 佐賀県の支援センターへの通報件数及び相談件数の推移

（単位：件）

年度 区分	平成 15	16	17	18
通報件数	0	30	59	56
相談件数	376	1,143	1,302	1,074

（注） 当省の調査結果による。

また、埼玉県では、医療関係者からの通報を促進するため、平成 16 年度以降、医療機関用の啓発カード（下敷き）（注）を作成（16 年度 2 万枚）し、同県医師会の協力を得て医療機関等に配布している。このような取組もあって、図表 3 - (2) - ⑨のとおり、平成 16 年度以降の医療関係者からの通報件数は 15 年度の 8 件から 16 年度は 25 件に増加した。なお、17 年度は 10 件、18 年度は 16 件となっている。

（注）カード（下敷き）の表面に、「診療の場でDVが疑われたら～医療スタッフの役割

～」として相談窓口・支援機関等の情報の提供と必要に応じて関係機関に連絡すること等を記載し、裏面に相談窓口の名称と電話番号等を記載している。

図表 3-(2)-⑨ 埼玉県における医療関係者からの通報件数の推移

(単位：件)

年度	平成 15	16	17	18
通報件数	8	25	10	16

(注) 当省の調査結果による。

(相談受付時間等の拡大)

調査した 27 都道府県及び 4 市の計 46 支援センターの中には、図表 3-(2)-⑩のとおり、電話相談の受付時間を 24 時間 365 日としているものが 1 施設、その他 18 時以降も受け付けているものが計 24 施設あり、相談受付件数の増加につながっている例もみられた。

図表 3-(2)-⑩ 46 支援センターにおける電話相談の受付時間
(平成 19 年 12 月 1 日現在)

(単位：施設)

電話相談の 受付時間	支援セン ター数	電話相談を受け付けない日
24 時間	1	なし
24 時まで	2	なし：1、年末年始：1
22 時まで	5	なし：3、年末年始：2
21 時まで	8	なし：1、年末年始：3、 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：4
20 時又は 20 時 30 分まで	9	年末年始：3、 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：6
18 時まで	21	年末年始：1、 土日祝日と年末年始、月曜と年末年始等：20
計	46	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 詳細は、資料 13 参照

例えば、群馬県では、平成 16 年度に支援センター（婦人相談所）の相談受付時間を、平日の 17 時から 20 時まで及び土曜・日曜・祝日の 9 時から 20 時まで延長している。このような取組もあって、図表 3-(2)-⑪のとおり、平成 16 年度以降の相談件数は 15 年度以前に比べ大幅に増加している。

図表 3 - (2) - ⑪ 群馬県の支援センター（婦人相談所）への相談件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	平成 14	15	16	17	18
平日昼間 (9時～17時)	315	277	1,127	982	1,373
平日夜間 (17時～20時)	—	—	209	217	277
土曜・日曜・祝日 (9時～20時)	—	—	177	180	189
合計	315	277	1,513	1,379	1,839

(注) 当省の調査結果による。

島根県では、平成 18 年 4 月に支援センターの設置場所を大田市から松江市に移転し、大田市には分室を設置したほか、同年 5 月には、平日のほか土曜・日曜の 8 時 30 分から 17 時までの間も電話相談を受け付けることとした。このような取組もあって、図表 3 - (2) - ⑫のとおり、平成 18 年度以降の相談件数は、17 年度以前に比べ大幅に増加している。

図表 3 - (2) - ⑫ 島根県の支援センターへの相談件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	平成 16	17	18	19
相談件数	482	506	1,055	1,138

(注) 当省の調査結果による。

千葉県では、平成 16 年度に支援センターをそれまでの 1 施設から 15 施設に増やし、さらに 18 年度には 17 施設に増やして、相談体制の充実を図っている(注)。このような取組もあって、図表 3 - (2) - ⑬のとおり、平成 16 年度以降の相談件数は 15 年度に比べ大幅に増加している。

(注) 平成 16 年度は健康福祉センター 14 施設に支援センター機能を付与し、18 年度は県民共生センター 2 施設に支援センター機能を付与している。

図表 3 - (2) - ⑬ 千葉県の支援センターへの相談件数の推移等

(単位：件、施設)

区分 \ 年度	平成 15	16	17	18	19
相談件数	2,336	3,102	3,592	3,603	4,402
支援センター数	1	15	15	17	17

(注) 当省の調査結果による。

(通報件数及び相談件数の内閣府への報告)

内閣府は、支援センターで受け付けた通報及び相談件数について、毎年度、都道府県に報告を求め、その結果を全国データとして取りまとめ公表している。

今回、27 都道府県の支援センターにおける平成 14 年度から 18 年度までの間の通報件数及び相談件数の報告状況を調査したところ、次のとおり、一部の都道府県において的確な報告が行われていないなどの状況がみられた。

○ 通報件数

平成 14 年度から 18 年度の 5 年間に通報実績が全くないものが 6 都道府県（岩手県、宮城県、群馬県、島根県、高知県及び沖縄県）みられたことから、その原因等を調査したところ、図表 3 - (2) - ⑭のとおり、4 都道府県（岩手県、宮城県、群馬県及び沖縄県）では、内閣府が報告を求めている通報の取扱いが徹底されていないため、通報件数として報告すべきものが報告されていなかった。

図表 3 - (2) - ⑭ 通報件数の報告が的確に行われていない都道府県の状況

都道府県名	通報実績が全くない理由等
岩手県	電話相談の場合、匿名での相談で被害者本人か第三者か分からないケースも多いことから、統計上はすべて相談として処理している。
宮城県	通報については、通報者に対し、支援センターに相談に行くよう被害者に教示するよう依頼しており、統計上は相談として処理している。
群馬県	内閣府への報告は、通報の定義が明確ではないことから、これまで実績なしとして報告していた。ただし、平成 19 年度第 3 四半期からは、「初回の相談で他機関や親族等から連絡のあった配偶者からの暴力の被害者の案件」を通報件数として報告している。
沖縄県	平成 18 年度までは、医療関係者や親族等からの通報を、統計上は相談として処理していた。ただし、平成 19 年度からは、医療関係者以外の親族等からの通報については、通報件数として報告している。

(注) 当省の調査結果による。

また、通報実績が全くないわけではないが、医療関係者からの通報以外は通報件数として報告していないもの（富山県）や、支援センターの中には医療関係者からの通報であるかどうかを把握していないものもみられた（東京都）。

なお、内閣府は、平成 20 年 2 月に、都道府県に対し、「従前より通報については、被害者以外の者（親族等）からの相談についても件数に計上することをお願いしています。（中略）相談等通報以外の形で、被害者以外から支援セン

ターへ連絡があった場合であっても、その内容が身体に対する暴力に関するものについては、通報として扱うことが必要であるとしているので、計上にあたってはご注意ください。」との通知を発出している（「各都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数報告について（依頼）」（平成20年2月7日付け内閣府男女共同参画局推進課事務連絡））。

○ 相談件数

調査した 27 都道府県の中には、支援センターが受け付けた相談件数を内閣府に報告すべきところ、図表 3 - (2) - ⑮のとおり、支援センター以外の施設（県福祉保健総合センター10 施設）で婦人相談員が受け付けた相談件数も合わせて報告しているものが 1 都道府県（埼玉県）みられた。

図表 3 - (2) - ⑮ 相談件数の報告が適切に行われていない都道府県（埼玉県）の状況

埼玉県における相談件数の報告状況
埼玉県では、配偶者からの暴力に関する相談業務は、支援センター（1 施設）だけでなく、県福祉保健総合センター（10 施設）においても婦人相談員を配置して行っていることから、平成 16 年度以降、両センターで受け付けた相談件数の合計を、支援センターの相談件数として内閣府に報告している。 (注) 婦人相談員が支援センター(婦人相談所)の職員として兼務発令を受けている場合は、当該婦人相談員が受け付けた相談件数も支援センターの相談件数として差し支えないとの運用がなされているが（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の保護命令手続における婦人相談所「職員」の範囲について」（平成 13 年 9 月 28 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課虐待防止対策室長事務連絡））、本件の場合、兼務発令はされていない。

(注) 当省の調査結果による。

また、相談件数の動向は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を推進していく上での基礎的なデータであり、できるだけ正確に把握することが必要である。

このような観点から、図表 3 - (2) - ⑯のとおり、都道府県の中には、支援センターや警察等の受付件数だけでなく、男女共同参画センターや市町村が受け付けた相談件数を把握しているところが、調査した 27 都道府県のうち 12 都

道府県でみられた。当該 12 都道府県が把握した結果によれば、男女共同参画センターの相談件数が支援センターと同程度となっているもの（福岡県）があるほか、市町村の相談件数は、いずれも支援センターを上回る状況となっている（北海道、千葉県及び東京都）。

しかし、現在、国においては、支援センター、警察、人権擁護機関及び婦人相談員が受け付けた相談件数は把握しているものの、男女共同参画センターや市町村等が受け付けた相談件数も相当数あるとみられるが、それらのデータを把握していない。

図表 3 - (2) - ⑯ 支援センター以外の相談件数を把握している都道府県の状況

(単位：件)

支援センター以外の 相談件数を把握して いる都道府県名	平成 18 年度の相談件数		
	男女共同参画センタ ーの相談件数	市町村の相談件数	支援センターの相 談件数
北海道	—	5,577	1,812
千葉県	—	3,982	3,603
東京都	—	14,433	7,346
愛知県	552	—	1,216
兵庫県	1,275	—	1,654
鳥取県	87	—	403
徳島県	43	—	831
香川県	239	—	477
高知県	98	—	331
福岡県	586	—	853
熊本県	192	—	832
沖縄県	297	—	884

(注) 1 当省の調査結果による。

2 北海道、千葉県及び東京都は市町村の相談件数を、それ以外の都道府県は男女共同参画センターの相談件数を把握している。

iii 警察における相談に対する措置状況

i) 全国の様況

全国の警察が受け付けた配偶者からの暴力に関する相談に対して執った措置件数について、平成 15 年から 19 年までの間の推移をみると、図表 3 - (2) - ⑰のとおり、措置の総件数は 15 年の 22,707 件から 19 年は 45,965 件と約 2 倍に増えている。

主な措置内容は、防犯指導及び保護命令制度の説明となっており、毎年それぞ

れ約 30%を占めている。近年は、警察本部長等の援助（被害を自ら防止するための措置の教示や被害者の住所又は居所を知られないようにするための措置等）の件数が増えており、平成 17 年の 3,519 件から 19 年は 5,208 件と約 1.5 倍に増えており、総件数に占める割合も 17 年の 10%から 19 年は 11%に増えている。

図表 3 - (2) - ⑰ 警察における配偶者からの暴力に関する相談に対して執った措置件数の推移（全国）

（単位：件、％）

区 分	年	平成 15 (A)	16	17	18	19 (B)	増減率 (B/A-1) ×100
相談に対して執った措置 の総件数		22,707 (100)	28,456 (100)	36,305 (100)	40,238 (100)	45,965 (100)	102.4
被害届・告訴状の受理		881 (3.9)	820 (2.9)	971 (2.7)	1,159 (2.9)	1,256 (2.7)	42.6
加害者に対する指導 警告の実施		2,627 (11.6)	2,799 (9.8)	3,099 (8.5)	3,353 (8.3)	4,085 (8.9)	55.5
保護命令制度の説明		6,701 (29.5)	8,376 (29.4)	10,105 (27.8)	11,686 (29.0)	12,731 (27.7)	90.0
防犯指導		7,194 (31.7)	9,076 (31.9)	10,451 (28.8)	11,808 (29.3)	14,194 (30.9)	97.3
防犯器具貸出し		146 (0.6)	195 (0.7)	186 (0.5)	135 (0.3)	121 (0.3)	▲17.1
警戒活動の実施		1,172 (5.2)	1,301 (4.6)	1,471 (4.1)	1,367 (3.4)	1,368 (3.0)	16.7
関係機関への連絡		1,880 (8.3)	2,275 (8.0)	2,793 (7.7)	3,138 (7.8)	3,407 (7.4)	81.2
警察本部長等の援助		-	254 (0.9)	3,519 (9.7)	4,260 (10.6)	5,208 (11.3)	48.0
その他		2,106 (9.3)	3,360 (11.8)	3,710 (10.2)	3,332 (8.3)	3,595 (7.8)	70.7

- (注) 1 警察庁の資料に基づき当省が作成した。
 2 措置の内訳については、複数計上している。
 3 「関係機関」とは、支援センター、福祉事務所、児童相談所、民間シェルターである。
 4 「その他」とは、弁護士会の教示、保護等である。
 5 「警察本部長等の援助」（平成 16 年 12 月 2 日から実施）の増減率は、平成 17 年と 19 年との比較である。
 6 () は総件数に占める割合である。

ii) 調査した 27 都道府県警察の状況

調査した 27 都道府県警察における通報件数及び相談件数について、平成 14 年と 19 年を比較すると、通報件数はすべての機関で全体傾向と同様に増加していたのに対し、相談件数は 21 都道府県警察（78%）では全体傾向と同様に増加していたが、減少しているものも 6 都道府県警察（22%）あった。増加した理由に

ついて、17 都道府県警察では、法制度が周知され、浸透してきたことを挙げている。

iv 人権擁護機関における相談の内容

i) 全国の状況

人権擁護機関における配偶者からの暴力に関する人権相談件数は、図表 3- (2)-⑱のとおり、平成 15 年をピークに減少傾向にあり、19 年は 11,203 件となっている。

図表 3- (2)-⑱ 人権擁護機関における配偶者からの暴力に関する人権相談件数の推移（全国）

（単位：件、％）

区 分		年						増減率 (B/A-1) ×100
		平成 14 (A)	15	16	17	18	19 (B)	
配偶者からの暴力に関する人権相談受理件数		17,169 (100)	17,510 (100)	16,076 (100)	14,463 (100)	12,942 (100)	11,203 (100)	▲34.7
受 理 内 訳	暴行・虐待に関するもの	7,859 <1,873> (45.8)	7,804 <2,060> (44.6)	7,324 <2,120> (45.6)	6,582 <1,931> (45.5)	6,411 <2,140> (49.5)	6,140 <2,050> (54.8)	▲21.9
	夫から妻に対するもの	7,295	7,210	6,831	6,124	5,954	5,696	▲21.9
	妻から夫に対するもの	564	594	493	458	457	444	▲21.3
	強制・強要に関するもの	9,310 (54.2)	9,706 (55.4)	8,752 (54.4)	7,881 (54.5)	6,531 (50.5)	5,063 (45.2)	▲45.6
	夫から妻に対するもの	7,399	7,728	6,976	6,301	5,254	4,063	▲45.1
	妻から夫に対するもの	1,911	1,978	1,776	1,580	1,277	1,000	▲47.7

- (注) 1 「民事・訟務・人権統計年報」（平成 13 年～19 年）（法務省）に基づき当省が作成した。
 2 < >は、暴行・虐待に関する相談件数のうち法務省が設置する専用電話「女性の人権ホットライン」で受け付けた相談件数である。
 3 () は、人権相談受理件数に占める割合である。

ii) 調査した 27 法務局・地方法務局の状況

また、調査した 27 人権擁護機関における配偶者からの暴力に関する人権相談件数について、平成 14 年と 19 年を比較すると、25 機関（93％）では全体傾向と同様に減少していたが、増加しているところも 2 機関（7％）あった。増減理由について、被害者が他の相談機関に相談したためとしているところが 1 機関あったが、他の 26 機関では不明としている。

② 当省のアンケート調査結果

(国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者に対するアンケート)

国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者に対して、所属する機関で受け付けた配偶者からの暴力に関する通報及び相談件数について、法施行以降の増減状況をたずねたところ、図表3-(2)-⑱のとおり、いずれも「増えている」とする者が最も多く、その割合は、通報が47%、相談が60%強となっている。

図表3-(2)-⑱ 所属機関で受け付けた通報・相談件数の法施行以降の増減状況

(単位：%)

区分	回答者	増えている	変化していない	減っている	わからない	無回答
通報	国、地方公共団体等の実務者 (n=242)	47.1	34.7	2.9	15.3	—
相談	国、地方公共団体等の実務者 (n=1,045)	63.0	19.1	5.2	12.4	0.3
	民間団体の担当者 (n=52)	65.4	11.5	11.5	7.7	3.8

- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 「国、地方公共団体等の実務者」は、相談、保護等担当職員を示す。
 3 「n」は回答者数を示す。以下同じ。

その要因については、図表3-(2)-⑳のとおり、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の約70%から90%が、「これまで潜在していた被害が、顕在化するケースが増えているから」、「配偶者からの暴力に関する通報・相談についての認知度・理解度が上昇しているから」と回答している。このほか、民間団体の担当者の回答割合が比較的高かったのは、「配偶者からの暴力に関する通報・相談の受付、処理を行うための体制の整備が進んでいるから」で65%となっている。

図表 3 - (2) - ㉔ 所属機関で受け付けた通報・相談件数が増えている要因
(複数回答可)

(単位：%)

回答内容	通報	相談	
	国、地方公共団体等の実務者 (n=114)	国、地方公共団体等の実務者 (n=658)	民間団体の担当者 (n=34)
これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから	78.1	82.7	88.2
配偶者からの暴力に関する通報・相談についての認知度・理解度が上昇しているから	74.6	72.6	91.2
配偶者からの暴力の発生が増えているから	31.6	28.6	35.3
配偶者からの暴力に関する通報・相談の受付、処理を行うための体制の整備が進んでいるから	27.2	34.0	64.7
これまで他機関に相談していた被害者が所属する機関に相談するようになってきているから		18.5	23.5
その他	0.9	2.6	11.8

(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 「国、地方公共団体等の実務者」は、相談、保護等担当職員を示す。

また、現行の国及び地方公共団体の通報及び相談に係る取組に対する評価をたずねたところ、図表 3 - (2) - ㉔のとおり、いずれも「不十分」とする者が最も多く、その割合は、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）が 40%から 45%、民間団体の担当者が 63%から 79%となっている。

図表 3 - (2) - ㉕ 現行の国及び地方公共団体の通報及び相談に係る取組についての評価

(単位：%)

区分	回答者	十分である	どちらともいえない	不十分である	わからない	無回答
通報	国、地方公共団体等の実務者 (n=1,275)	10.9	30.0	40.3	17.6	1.1
	民間団体の担当者 (n=67)	7.5	19.4	62.7	9.0	1.5
相談	国、地方公共団体等の実務者 (n=1,275)	14.1	26.2	45.2	13.7	0.8
	民間団体の担当者 (n=67)	1.5	16.4	79.1	1.5	1.5

(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 「国、地方公共団体等の実務者」は、相談、保護等担当職員を示す。

通報及び相談に関し、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項としては、図表3-(2)-㉔のとおり、いずれも「関係機関の連携の促進」とする者が最も多く、その割合は約70%前後となっている。その他、回答割合が比較的高いのは、通報については、「支援センターや都道府県警察における受付、処理の適切化（42%から66%）」、「医療関係者に対する通報の重要性や通報する際の留意点等に関する研修の実施」（41%から66%）であり、相談については、「被害者の安全確保対策の充実（53%から63%）」、「個別相談案件の組織的対応」（50%から64%）となっている。また、民間団体の担当者の回答割合が高いのは、「相談の受付・処理の迅速化」（75%）」、「外国人、障害者等への対応の充実」（75%）」となっている。

図表3-(2)-㉔ 国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項（複数回答可）

（単位：％）

回答内容	通 報		相 談	
	国、地方公共団体等の実務者(n=1,275)	民間団体の担当者(n=67)	国、地方公共団体等の実務者(n=1,275)	民間団体の担当者(n=67)
関係機関の連携の促進	64.0	65.7	66.2	70.1
支援センターや都道府県警察における通報の受付、処理の適切化	42.0	65.7		
医療関係者に対する通報の重要性や通報する際の留意点等に関する研修の実施	40.9	65.7		
被害者の安全確保対策(被害者と加害者とが遭遇しないようにする等)の充実			52.9	62.7
個別相談案件の組織的対応(情報共有、対応方針の検討等)の促進			50.4	64.2
通報・相談の受付窓口の拡充	36.9	52.2	44.1	50.7
支援センターや都道府県警察等における通報・相談の受付、処理の迅速化	36.4	55.2	43.1	74.6
医療関係者を対象とした対応マニュアルの作成、配布	36.1	49.3		
外国人、障害者等への対応の充実			36.8	74.6
相談窓口の受付時間の拡大			29.2	52.2
被害者のプライバシーの保護の充実			28.0	43.3
その他	4.5	13.4	7.2	31.1
わからない	1.3	—	0.8	—

(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 「国、地方公共団体等の実務者」は、相談、保護等担当職員を示す。

3 斜線は、回答内容が選択肢にないことを示す。

(被害者に対するアンケート)

婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している被害者に対して、配偶者からの暴力を受け医師の診察等を受けた際に、通報制度や支援センター等の利用についての説明を受けたことがあるかをたずねたところ、図表3-(2)-㉓のとおり、74%の者が「説明を受けたことはない」と回答している。また、71%の者が「医師等は配偶者からの暴力の被害者を発見した場合は、通報制度や支援センター等の利用について積極的に説明したほうがよい」と回答している。

図表3-(2)-㉓ 医師による通報制度や支援センター等の利用についての説明の有無及びその必要性について

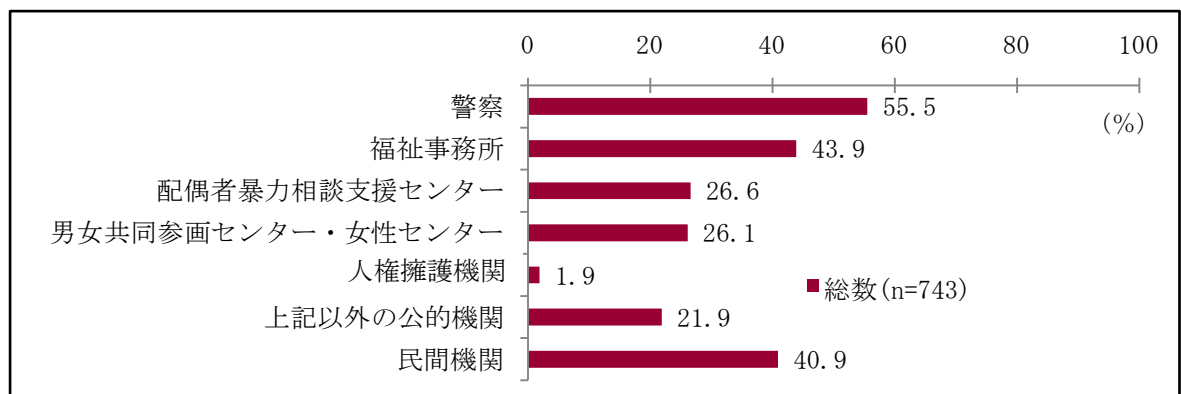
(単位：%)

区分	医師等からの通報制度等の説明の有無 (n=475)			医師等からの通報制度等の説明の必要性 (n=993)			
	説明を受けたことがある	説明を受けたことはない	無回答	積極的に説明したほうがよいと思う	どちらともいえない	積極的に説明したほうがよいとは思わない	無回答
回答者割合	24.8	73.9	1.3	70.6	25.1	1.6	2.7

(注) 当省のアンケート調査結果による。

また、被害者に対し、家族、友人以外の相談先をたずねたところ、図表3-(2)-㉔のとおり、警察が56%と最も多く、次いで福祉事務所が44%、支援センターが27%等となっている。

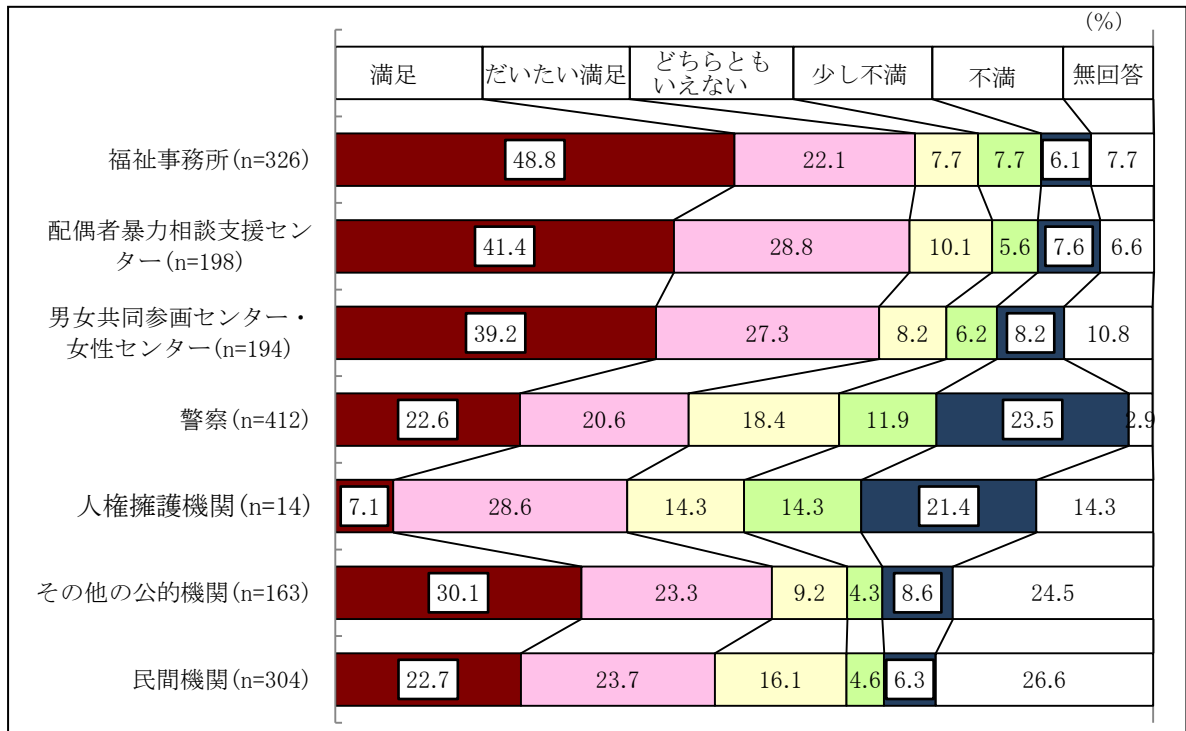
図表3-(2)-㉔ 被害者の相談先(複数回答可)



(注) 当省のアンケート調査結果による。

相談先の満足度については、図表3-(2)-㉔のとおり、「満足」と「だいたい満足」の合計が高いのは、福祉事務所で71%、次いで、支援センターが70%、男女共同参画センター・女性センターが67%等となっている。警察は「満足」と「だいたい満足」の合計が43%で、「少し不満」と「不満」の合計は35%となっている。

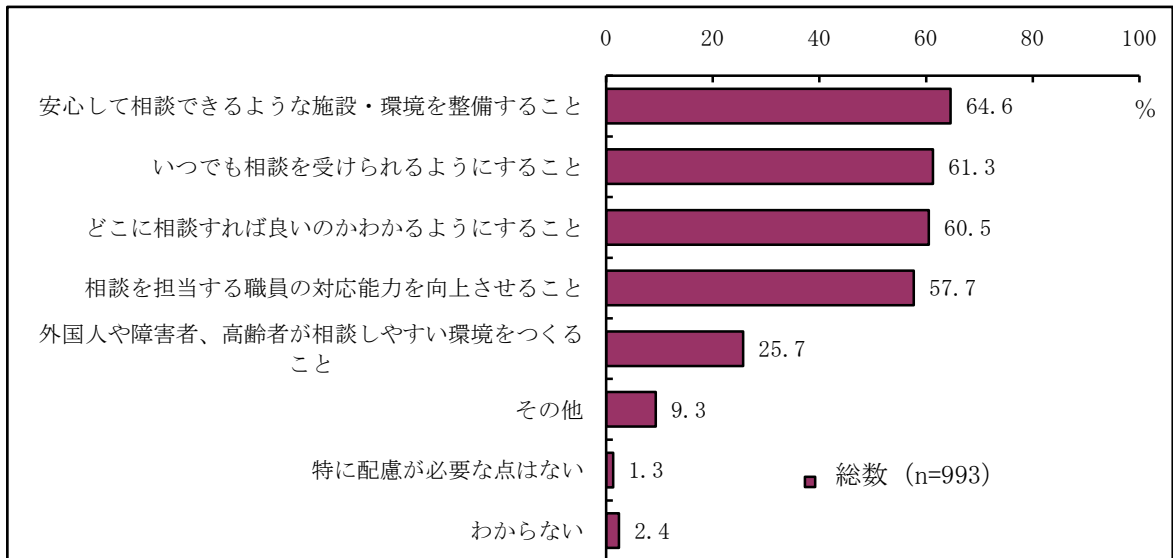
図表3-(2)-㉔ 相談した機関の満足度



(注) 当省のアンケート調査結果による。

被害者が相談機関に配慮を求めている事項については、図表3-(2)-㉕のとおり、「安心して相談できるような施設・環境を整備すること」が65%と最も高く、次いで、「いつでも相談を受けられるようにすること」が61%、「どこに相談すればよいのかわかるようにすること」が61%等となっている。

図表 3 - (2) - ②⑥ 被害者が相談機関に配慮を求めている事項



(注) 当省のアンケート調査結果による。

③ 当省の政策評価の途上で講じられた関係府省の措置

内閣府は、地方公共団体における被害者の緊急時の安全確保、相談、自立支援等に関する官民連携の好事例を収集し、平成 20 年度に都道府県及び市町村に情報提供を行っている。

3 被害者の保護の実施状況

(国が講じている主な施策)

被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護は、婦人相談所（注）が自ら行い又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている（法第3条第3項第3号及び第4項）。また、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができるとされている（法第5条）ほか、被害者に同伴する子どもがいる場合は、母子生活支援施設への入所等の措置を執ることが必要であるとされている（基本方針第2の2(3)ウ）。

（注）売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項、第2項及び第4項において、都道府県は婦人相談所を設置しなければならないこと、婦人相談所は要保護女子の一時保護を行うこと及び婦人相談所には要保護女子を一時保護する施設を設けなければならないとされている。

被害者の保護に係る主な国の施策としては、婦人相談所、婦人保護施設及び母子生活支援施設の運営費に対する財政的な支援が行われている。例えば、厚生労働省は、被害者の一時保護の委託、婦人保護施設への常勤心理療法担当職員の配置や夜間警備体制の強化（機械警備の実施や夜間警備員の配置等）、母子生活支援施設における母子指導員及び少年指導員の配置の充実と夜間警備体制の強化等に要する経費への補助金又は負担金による支援措置を講じている。

(効果の発現状況を把握するための指標の設定等)

本評価では、法の制定以降、被害者の保護に係る体制が整備されることにより、どの程度、被害者の保護が図られているかを把握するため、婦人相談所及び一時保護委託施設における被害者の一時保護件数、婦人保護施設及び母子生活支援施設における被害者の保護件数を指標として設定した。

また、調査した27都道府県において、これらの施設における被害者の保護の充実のための工夫事例を把握・分析するとともに、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者と婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している被害者を対象にアンケート調査を実施し、現在行われている国及び地方公共団体の取組についての認識や満足度、今後の取組の重点等に関する意見等を把握・分析した。

(指標の把握・分析結果等)

(1) 一時保護

① 一時保護施設の整備状況

i 全国の一時保護施設の数、入所定員等

全国の一時保護施設の整備状況をみると、図表3-(3)-①のとおり、平成20年4月現在、婦人相談所に設置された一時保護所は49施設(分室2施設を含む。)であり、その入所定員は773人となっている。これらを平成14年度と比較すると、施設数は2施設、入所定員は78人増加している。また、一時保護委託施設数は261施設であり、平成14年度と比較すると118%(約2.2倍)増加している。

図表3-(3)-① 一時保護施設の整備状況(全国)

(単位：施設、人、%)

区 分		年 度							増減率 (B/A-1) × 100
		平成 14 (A)	15	16	17	18	19	20 (B)	
婦人相談所	施設数	47	47	47	48	48	49	49	4.3
	一時保護所 入所定員	695	698	705	715	718	763	773	11.2
一時保護委託施設数		120	168	198	—	229	256	261	117.5

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 一時保護所の分室を1施設設置している都道府県が2都道府県あり、平成20年度の一時保護所数は49施設となっている。
 3 一時保護所の入所定員数は各年度4月1日現在である。一時保護委託施設数は、平成14年度から16年度までは3月1日現在、18年度以降は4月1日現在である(17年度は、調査時点の変更のためデータなし。)

ii 心理療法担当職員の配置及び夜間警備体制の強化

厚生労働省は、被害者及び同伴児の心理的回復の支援等を図るため、婦人相談所一時保護所に心理療法担当職員を配置するとともに、夜間警備員を配置するなどして、婦人相談所一時保護所の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や婦人相談所の職員の安全の確保を図ることとしており、そのために必要な経費の補助を行っている。全国の49婦人相談所一時保護所のうち、平成19年度に当該補助制度を活用して心理療法担当職員を配置しているものは30施設、夜間警備体制の強化を行っているものは33施設となっている。

iii 安全対策の実施状況

調査した 27 婦人相談所一時保護所における安全対策の実施状況をみると、図表 3 - (3) - ②のとおり、警備員の配置等が 22 施設と最も多く、次いで、監視カメラの設置が 18 施設、施設周辺への柵の設置が 16 施設等となっている。

このほか、施設入口にインターフォンを設置し訪問者の確認を必ず行ってから施設内に入れているものや、警備員のほかに宿・日直として職員を休日・夜間においても配置しているもの、管轄警察署にパトロールの強化を依頼するなどの安全対策を講じているものもみられた。

図表 3 - (3) - ② 27 婦人相談所一時保護所における安全対策の実施状況
(平成 19 年 12 月 1 日現在)

(単位：施設)

安全対策の内容	施設数
警備員の配置等（機械警備・通報装置の設置を含む。）	22
監視カメラの設置	18
施設周辺への柵の設置	16
不明	1
(その他) ・ 入口へのインターフォンの設置 ・ 休日・夜間に警備員のほか、職員も配置 ・ 管轄警察署にパトロールの強化を依頼 ・ 窓ガラスへの遮光フィルムの貼付 ・ 入所者用駐車場を別の場所に確保 等	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 施設数は、延べ数である。
3 「不明」は、調査表への記載がなかったものである。
4 詳細は、資料 14 参照

② 一時保護件数の推移

i 国全体の状況

国全体の被害者の一時保護件数について、平成 14 年度から 19 年度までの間の状況をみると、図表 3 - (3) - ③のとおり、増加傾向にあり、19 年度は 14 年度に比べ 14% (約 1.1 倍) 増加している。また、被害者の一時保護件数が婦人相談所一時保護所の一時保護件数の総数に占める割合も増加傾向にあり、平成 14 年度は 64% であったものが 19 年度は 70% となっている。

図表 3 - (3) - ③ 被害者の一時保護件数の推移 (全国)

(単位：件、%)

区 分	年 度						増減率 (B/A-1) ×100
	平成 14 (A)	15	16	17	18	19 (B)	
被害者の一時保護件 数 ①	3,974	4,296	4,535	4,438	4,565	4,549	14.5
(参考) 婦人相談所一 時保護所の一時保護 件数の総数 ②	6,261	6,447	6,541	6,449	6,359	6,478	3.5
①の②に占める割合	63.5	66.6	69.3	68.8	71.8	70.2	10.6

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 一時保護件数は、当該年度中 1 日でも在所した者の件数で、一時保護委託によるものも含む。

3 詳細は、資料 15 参照

ii 一時保護件数の都道府県比較

被害者の一時保護件数について、都道府県別に、16 歳以上の人口 1 万人当たりの件数を比較してみると、図表 3 - (3) - ④のとおり、平成 19 年度においては、鳥取県が 1.26 件と最も多く、新潟県が 0.21 件と最も少なくなっており、その差は 6 倍となっている。

図表 3 - (3) - ④ 16 歳以上の人口 1 万人当たりの一時保護件数の都道府県比較

(単位：件)

区 分	平成 14 年度	19 年度
一時保護件数が多い都道 府県 (上位 3 都道府県)	鳥取県 (1.78)、沖縄県 (0.95)、北海道 (0.57)	鳥取県 (1.26)、高知県 (0.83)、島根県 (0.79)
一時保護件数が少ない都 道府県 (下位 3 都道府県)	福島県 (0.15)、福井県 (0.16)、長野県 (0.18)	新潟県 (0.21)、山口県 (0.23)、山形県 (0.23)
最上位と最下位の都道府 県の差	11.9 倍 鳥取県 (1.78) / 福島県 (0.15)	6.0 倍 鳥取県 (1.26) / 新潟県 (0.21)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 () 内は、16 歳以上の人口 (平成 17 年国勢調査 (総務省) による。) 1 万人当たりの被害者の一時保護件数である。

3 詳細は、資料 15 参照

このように都道府県の一時保護件数に大きな差が生じている要因を分析するため、一時保護件数について、支援センターの相談件数及び施設数、警察の相談件数、婦人相談所一時保護所の入所定員並びに一時保護委託施設数との相

関関係を分析してみたところ、図表3-(3)-⑤から⑬のとおり、支援センターの相談件数との相関係数は0.31で弱い正の相関がみられたが、それ以外の相関係数はいずれも絶対値が0.2未満であり、明確な相関関係はみられなかった。

さらに、当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会の意見を踏まえ、一時保護件数について、生活保護率、離婚率及び完全失業率との相関関係を分析してみたが、生活保護率との相関係数は0.26で弱い正の相関がみられたが、それ以外の相関係数は絶対値が0.2未満であり、明確な相関関係はみられなかった。

図表3-(3)-⑤ 一時保護件数と相談件数等との相関

区 分	指 標	相関係数
①一時保護件数と支援センターの相談件数との相関	一時保護件数（平成19年度）と支援センターの相談件数（平成19年度）	0.3054
②一時保護件数と支援センターの施設数との相関	一時保護件数（平成19年度）と支援センターの施設数（平成19年7月現在）	-0.1264
③一時保護件数と警察の配偶者からの暴力に関する相談件数との相関	一時保護件数（平成19年度）と警察の配偶者からの暴力に関する相談件数（平成19年）	-0.0072
④一時保護件数と婦人相談所一時保護所の入所定員との相関	一時保護件数（平成19年度）と婦人相談所一時保護所の入所定員（平成19年4月現在。）	-0.0455
⑤一時保護件数と一時保護委託施設数との相関	一時保護件数（平成19年度）と一時保護委託施設数（平成19年4月現在）	0.1764
⑥一時保護件数と生活保護率との相関	一時保護件数（平成19年度）と生活保護率（平成19年度）	0.2604
⑦一時保護件数と離婚率との相関	一時保護件数（平成19年度）と離婚率（平成19年）	0.1688
⑧一時保護件数と完全失業率との相関	一時保護件数（平成19年度）と完全失業率（平成19年）	0.1819

(注)1 内閣府、警察庁及び厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

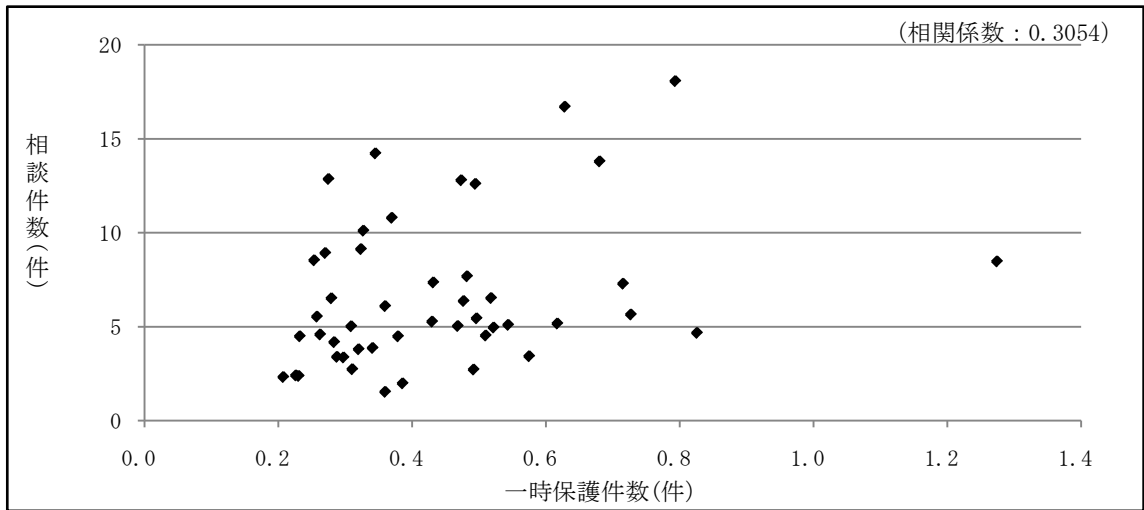
2 一時保護件数及び相談件数は、いずれも配偶者からの暴力に係る件数で、16歳以上の都道府県別人口（平成17年国勢調査（総務省）による。）1万人当たりの件数を使用した。生活保護率は福祉行政報告例（厚生労働省）、離婚率は「人口動態調査」（厚生労働省）、完全失業率は「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」（総務省）による。

3 警察における配偶者からの暴力の相談件数は、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数である。

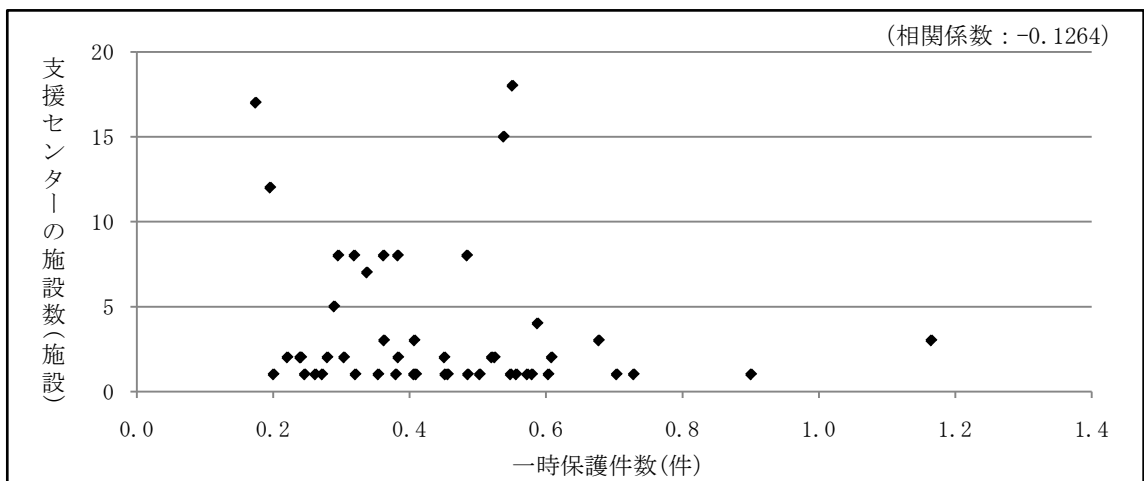
4 相関分析に使用したデータは、資料16参照

5 上記1から4の注は、図表3-(3)-⑥から⑬共通である。

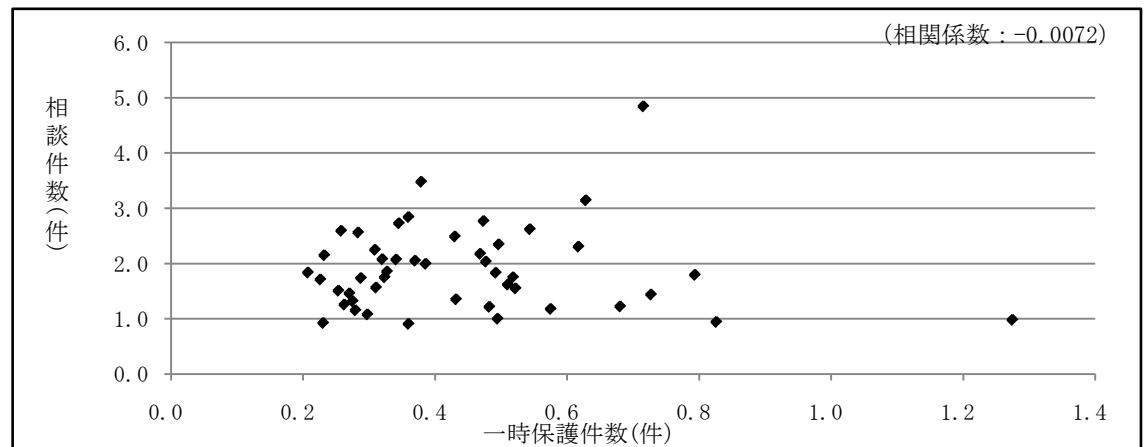
図表 3-(3)-⑥ 一時保護件数(平成 19 年度)と支援センターの相談件数(19 年度)との相関



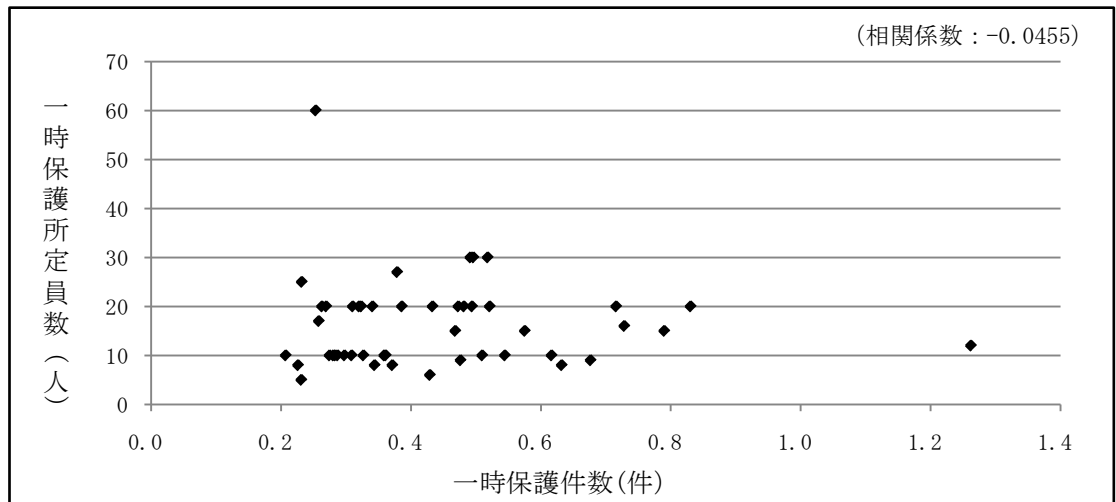
図表 3-(3)-⑦ 一時保護件数(平成 19 年度)と支援センターの施設数(19 年 7 月現在)との相関



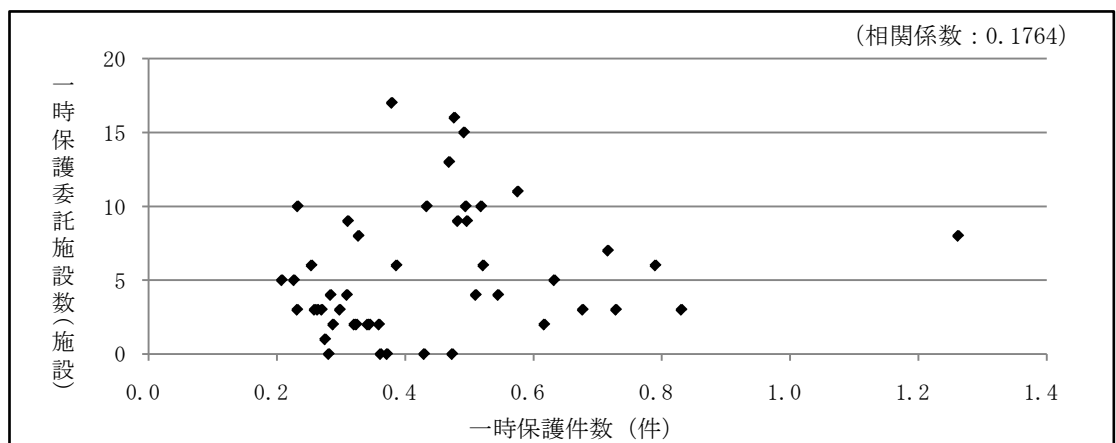
図表 3-(3)-⑧ 一時保護件数(平成 19 年度)と警察の配偶者からの暴力に関する相談件数(19 年)との相関



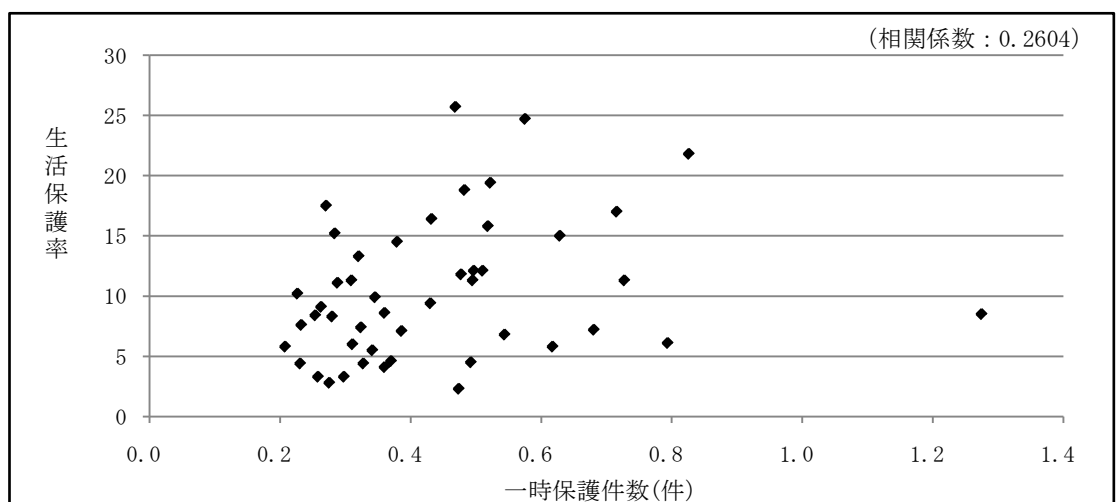
図表 3 - (3) - ⑨ 一時保護件数(平成 19 年度)と婦人相談所一時保護所の入所定員(19 年 4 月現在)との相関



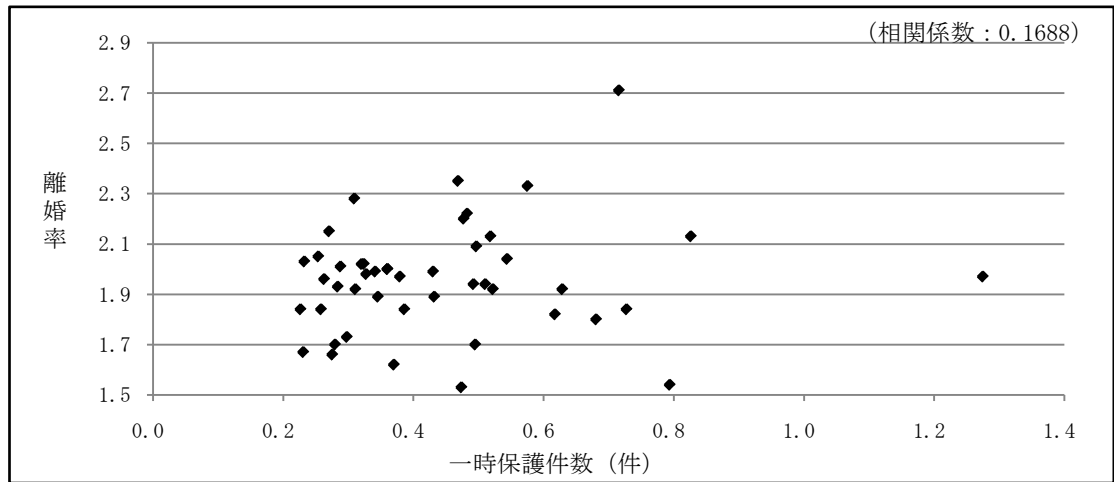
図表 3 - (3) - ⑩ 一時保護件数(平成 19 年度)と一時保護委託施設数(19 年 4 月現在)との相関



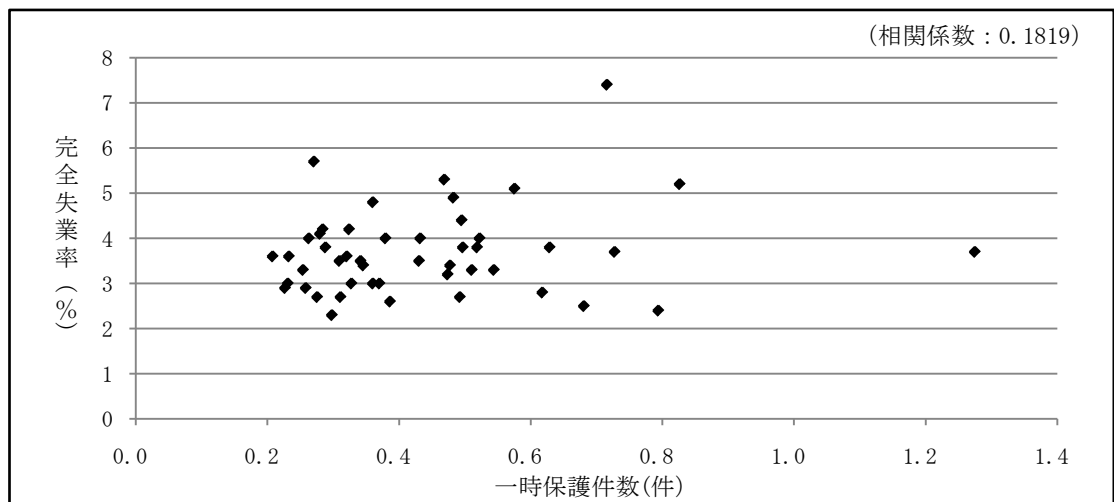
図表 3 - (3) - ⑪ 一時保護件数(平成 19 年度)と生活保護率(19 年度)との相関



図表 3 - (3) - ⑫ 一時保護件数(平成 19 年度)と離婚率(19 年)との相関



図表 3 - (3) - ⑬ 一時保護件数(平成 19 年度)と完全失業率(19 年)との相関



iii 調査した 27 都道府県における被害者の一時保護の実施状況

調査した 27 都道府県における被害者の一時保護の実施状況をみると、以下のとおり、全体としては、一時保護委託施設が増加し、当該施設における一時保護件数も増加している。ただし、被害者の一時保護申請時の対応が十分でない例もみられた。

i) 一時保護件数の推移

調査した 27 都道府県のうち、平成 14 年度以降の一時保護件数を把握しているのは 22 都道府県であった。これら 22 都道府県における平成 14 年度から 18 年度までの間の被害者の一時保護件数の推移をみると、図表 3 - (3) -

⑭のとおり、合計は国全体の傾向と同様に増加傾向にあり、18年度は14年度に比べ15%（約1.1倍）増加している。

特に、一時保護委託施設での一時保護件数（以下「一時保護委託件数」という。）が増加しており、平成18年度は14年度に比べ74%（約1.7倍）増加している。これは、被害者の一時保護に係る体制を充実するため、都道府県が一時保護委託施設数を増やした（平成18年度の委託施設数は14年度に比べ約2倍）ことによる効果とみられる。

図表3-(3)-⑭ 22都道府県における被害者の一時保護件数の推移及び一時保護体制の整備状況

（単位：件、人、%）

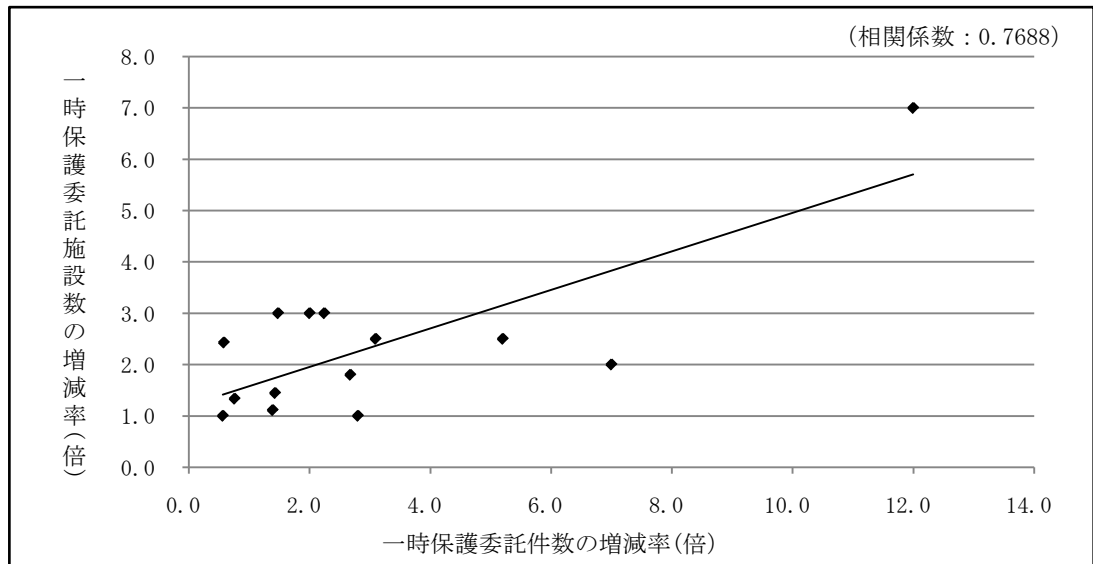
区 分		年 度					増減率 (B/A-1) ×100
		平成14 (A)	15	16	17	18 (B)	
[被害者の一時保護件数の推移]							
被害者の一時保護件数		2,676	2,995	3,010	2,922	3,067	14.6
内 訳	婦人相談所一時 保護所	1,979	1,983	1,909	1,828	1,856	▲6.2
	一時保護委託施 設	697 (26.0)	1,012 (33.8)	1,101 (36.6)	1,094 (37.4)	1,211 (39.5)	73.7
(参考) 婦人相談所一時 保護所の一時保護件数の 総数		4,176	4,348	4,231	4,178	4,140	▲0.9
[被害者の一時保護体制の整備状況]							
婦人相談所 一時保護所	施設数	22	22	22	22	22	0
	入所定員	398	409	414	414	414	4.0
一時保護委託施設数		74	93	120	134	147	98.6

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査した27都道府県のうち、平成14年度からのデータを把握している22都道府県について計上した。
 3 婦人相談所一時保護所の入所定員及び一時保護委託施設数は各年度4月1日現在のものである。
 一時保護委託施設の中には入所定員を定めていないところがあるため、当該施設全体の入所定員を把握できなかった。
 4 一時保護件数は、当該年度中1日でも在所した者の件数である。
 5 詳細は、資料17参照

なお、各都道府県における一時保護委託件数の増減率と一時保護委託施設数の増減率との相関関係を分析してみたところ、図表3-(3)-⑮のとおり、相関係数は約0.77と強い相関があり、一時保護委託施設数が増加している

都道府県では一時保護委託件数も増加している傾向がみられた。

図表 3 - (3) - ⑮ 一時保護委託件数の増減率と一時保護委託施設数の増減率との相関



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 14 年度及び 18 年度に一時保護委託件数があった 14 都道府県の相関を分析した。
 3 増減率は、平成 18 年度の値 / 14 年度の値で計算した。
 4 一時保護委託件数と委託施設数の増減率の相関係数は約 0.77 と、強い相関がみられるが、標本数が 22 と少ないことから、無相関検定を行ったところ、有意水準 5% で、有意な相関であった。
 5 相関分析に使用したデータは、資料 18 参照

ii) 一時保護件数の都道府県比較

また、平成 14 年度と 18 年度の被害者の一時保護件数を比較すると、図表 3 - (3) - ⑯のとおり、13 都道府県では増加しており、そのうち 11 都道府県は国全体の平均増加率 (15%) を上回っているが、9 都道府県では減少しており、そのうち 3 都道府県は 20% 以上減少している。

図表 3 - (3) - ⑯ 22 都道府県における被害者の一時保護件数の増減率
(平成 14 年度と 18 年度の比較)

(単位：都道府県)

区 分		都道府県数	都道府県名
増 加	15%以上	11	島根県(159%)、福井県(127%)、熊本県(92%)、高知県(72%)、東京都(72%)、福岡県(52%)、愛知県(36%)、富山県(30%)、香川県(30%)、秋田県(30%)、神奈川県(30%)
	1%～14%	2	新潟県(9%)、埼玉県(5%)
減 少	▲1%～▲19%	6	北海道(▲3%)、大阪府(▲6%)、群馬県(▲11%)、兵庫県(▲12%)、岩手県(▲18%)、三重県(▲19%)
	▲20%以上	3	千葉県(▲54%)、沖縄県(▲38%)、鳥取県(▲35%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 27 都道府県のうち、14 年度からのデータを把握している 22 都道府県について計上した。

その理由について、国の平均より増加している都道府県では、配偶者からの暴力に関する広報啓発の充実により潜在していた被害が表面化したためではないか（島根県、福岡県等）、支援センター数の増加や配偶者からの暴力が周知され相談件数が増加したことに伴い一時保護件数も増えたのではないかとみている。他方、被害者の一時保護件数が減少している都道府県では、広報啓発の結果配偶者からの暴力に対する認識が深まり被害者の親族など被害者に身近な支援者が増えたためではないか（鳥取県）、相談機関が増えたこと等により相談しやすい状況になり一時保護にまで至らない状況になったことが一因ではないか（沖縄県）とみている。なお、千葉県は、減少した理由は不明としている。

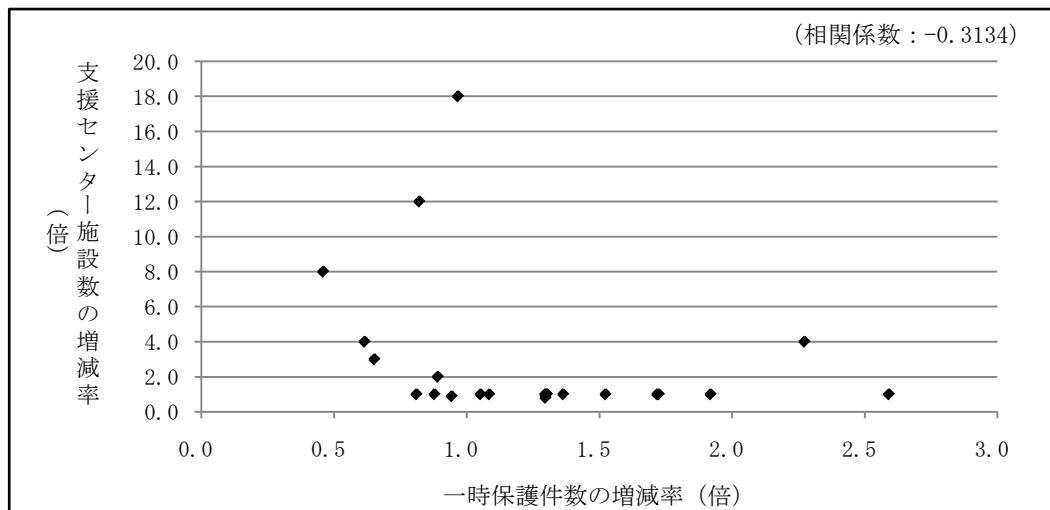
なお、各都道府県における一時保護件数の増減率と、支援センターの設置数の増減率及び支援センターの相談件数の増減率との相関関係を分析してみたところ、図表 3 - (3) - ⑰から⑲のとおり、明確な相関関係はみられなかった。

図表 3-(3)-⑰ 一時保護件数の増減率と、支援センターの設置数の増減率及び支援センターの相談件数の増減率との相関

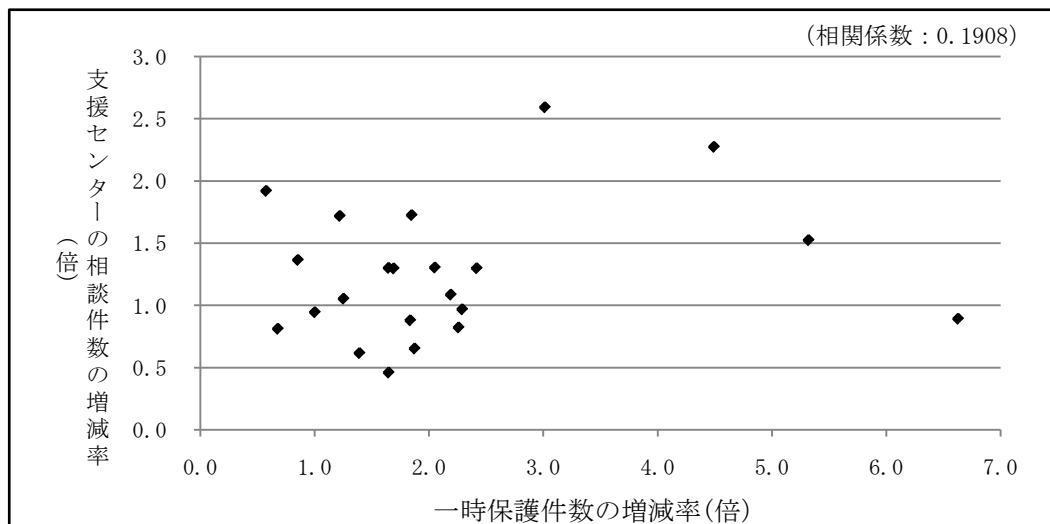
区 分	相関係数
①一時保護件数の増減率と支援センター設置数の増減率との相関	-0.3134
②一時保護件数の増減率と支援センターの相談件数の増減率との相関	0.1908

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 増減率は、平成 18 年度の値/14 年度の値で計算した。
 3 一時保護件数と支援センター数の増減率の相関係数は約-0.31 と、弱い相関がみられるが、標本数が 22 と少ないことから、無相関検定を行ったところ、有意水準 5% で、有意な相関ではなかった。
 4 相関分析に使用したデータは、資料 19 参照
 5 上記 1 から 4 の注は、図表 3-(3)-⑱及び⑲共通である。

図表 3-(3)-⑱ 一時保護件数の増減率と支援センター数の増減率との相関



図表 3-(3)-⑲ 一時保護件数の増減率と支援センターの相談件数の増減率との相関



また、厚生労働省は、一時保護件数が相談件数ほど伸びていない理由について、都道府県に聞き取りをした上、行政施策と保護命令制度の充実、関係機関の連携強化、社会の理解の前進等により、被害者支援の選択肢が広がり、一時保護をしなくても被害者の自立が可能となるケースが一定数増えてきたためではないかとしている。

当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会では、①相談件数は全体として増加しているものの、一時保護を求めて相談に来る件数は実感として増えていない、②一時保護件数が伸びていないのは施策の効果が出ていないとみるべきではなく、配偶者からの暴力についての広報啓発や各種の支援施策が実施されるようになったことから、加害者の元から逃げる前にアパートへの転居資金を用意する等の手段を講じることができるようになったということが要因として考えられるのではないかとする意見がみられた。

iii) 緊急一時保護

上記のほか、調査した 27 都道府県及び 27 市の中には、図表 3 - (3) - ⑳ のとおり、独自の施策として、被害者の緊急一時的な保護を行っているものがある。措置内容としては、被害者を緊急に保護する必要があるが一時保護所への移送に時間を要する場合に一時的に最寄りの施設等に保護している例（福井県、岩手県等）や、保護期間を 2 週間程度としている例（大阪市）等がみられた。当該施策を実施している地方公共団体数は、同表のとおり、平成 14 年度の 4 都道府県及び 9 市から 18 年度は 9 都道府県及び 10 市に増加しており、18 年度における緊急一時的な保護件数は、不明としている 1 都道府県を除き、8 都道府県及び 10 市で合計 370 件となっている。

図表 3 - (3) - ㊸ 27 都道府県及び 27 市における被害者の緊急一時的な保護の実施状況

(単位：地方公共団体、件)

区 分		平成 14 年度	18 年度	
		地方公共団体数	地方公共団体数	緊急一時的な保護件数
実施	都道府県	4	9	34
	市	9	10	336
	計	13	19	370
未実施	都道府県	23	18	/
	市	18	17	
	計	41	35	
計	都道府県	27	27	
	市	27	27	
	計	54	54	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 母子生活支援施設等での緊急保護、宿所提供、宿泊費助成を実施している場合も含む（婦人相談所の一時保護委託によるものは含まない。）。

3 緊急一時的な保護件数は、1 都道府県が不明としており、その分を除く 8 都道府県及び 10 市の件数の合計である。

4 詳細は、資料 20 参照

iv) 市町村による一時保護の実施

被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の一時保護は、婦人相談所が自ら行い又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされている（法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号）。また、国は、婦人相談所が行う一時保護及び運営に要する費用の 10 分の 5 を負担するものとされている（法第 28 条第 1 項）。

このように、被害者の一時保護の業務は、都道府県が設置する婦人相談所が行うものとされているが、市町村は都道府県との協議により、条例に基づいて自ら婦人相談所を設置し、一時保護を実施することも可能とされている（注 1）。ただし、平成 21 年 4 月現在、自ら婦人相談所を設置している市町村はみられない。

(注 1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 20 年 1 月 11 日付け雇児発第 0111003 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下、「20 年 1 月厚生労働省通知」という。)) において、「婦人相談所は、一時保護の実施という他の配偶者暴力支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設の入所決定も行っている。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であるこ

とから、適切に実施されたい。」「なお、市町村が地方自治法の規定（注2）に基づき、都道府県との協議により、条例に基づいて自ら婦人相談所を設置し、一時保護を実施することも可能であるので留意されたい」とされている。

（注2）地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

また、法は婦人相談所以外の機関が被害者の一時保護を排除しているものではなく、調査した27市の中には、法に基づかない独自の施策として被害者の一時保護を行っている市（大阪市）がみられた。大阪市は、次のとおり、婦人相談所を設置しなくても法に基づく一時保護が行えるようにし、国の財政的支援も受けられるようにしてもらいたいとの要望を述べている。

<大阪市>

大阪市では、各区の保健福祉センターにおいて、配偶者からの暴力に関する相談、被害者の一時保護、自立支援等を行っており、大阪府の支援センター（女性相談センター（婦人相談所））とほぼ同様の役割を果たしている。

しかし、大阪市が行っている被害者の一時保護の業務は、法に基づく一時保護の業務ではないため、国の財政的支援の対象とされていない。

現在、市町村が法に基づく一時保護を行うためには、大阪府と協議の上、条例により売春防止法に基づく婦人相談所を設置することが必要とされているが、婦人相談所の設置は現実的ではないので、それ以外の方法で市町村が法に基づく一時保護を行えるようにし、国の財政的支援も受けられるようにしてもらいたい。

この点に関し、厚生労働省は、次のように述べている。

- ① 一時保護を行った被害者が抱える問題は多岐にわたるものであり、婦人相談所においては、それらの事情に適切に対応できるようワンストップで婦人保護事業を行っているところ。多様な婦人保護事業の中から市町村が独自に行っている被害者の一時保護のみを対象に法令制度上の措置を新たに講ずることは、被害者に対する支援をワンストップで適切に実施するという観点から、適当でない。

また、婦人相談所から委託を受けて一時保護を行った場合は国の財政的

支援があることになっており、当該制度を活用している政令市もある。

- ② 婦人相談所の設置をすべての政令市に義務付けることについて、現段階では、政策的な必要性及び関係自治体の共通認識があるとは考えていない。

v) 一時保護申請時の対応

国（厚生労働省）は、一時保護の決定について都道府県に対し、次のような方針を示している。

- ① 原則として処遇会議等会議方式により検討の上、婦人相談所長が決定するが、緊急な状況においては、被害の未然防止の見地から、一時保護すべき要保護女子等を受け入れ損なうことのないよう弾力的に対応すべきこと（「婦人保護事業の実施に係る取り扱いについて」（平成4年6月29日付け社生第95号厚生省社会局生活課長通知））。
- ② 被害者から保護に関する相談があった場合、保護の実施が必要であれば、最初に相談を受けた機関が円滑な保護あるいは関係機関への連絡・調整について、責任をもって対応すること（「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」（平成16年12月28日付け雇児福発第1228001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知））。

また、平成20年1月の基本方針では、「福祉事務所については、被害者の状況から、迅速な生活保護の適用等が必要となる場合も多いことから、福祉事務所を経由して、被害者からの一時保護の申請を受け付けることも考えられる。ただし、その場合であっても、速やかな一時保護の実施が必要な場合には、福祉事務所を経由していない申請についても適切に受入れを行うことが必要である」とされている。

調査した27都道府県における被害者の一時保護の申請手続の状況をみると、図表3-(3)-㉔のとおり、9都道府県では一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとされているが、18都道府県ではそのようなルールは定められていない。

図表 3 - (3) - ㊸ 27 都道府県における被害者の一時保護の申請手続

区 分	都道府県数	都道府県名
一時保護の申請は、原則として、福祉事務所を経由して行う	9	宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、福井県、愛知県、三重県、兵庫県、福岡県
特段のルールなし	18	北海道、岩手県、秋田県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、大阪府、滋賀県、広島県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、熊本県、沖縄県

(注) 当省の調査結果による。

福祉事務所を経由することとしている理由について、兵庫県等は、被害者等の支援、特に一時保護が終了した後の自立支援を行うに当たっては、生活保護、母子福祉資金の貸付等の支援措置を行うことができる福祉事務所が積極的に関わる必要があるとあり、また、被害者は、一時保護を求める前に福祉事務所に相談している可能性があり、福祉事務所が被害発生の経緯や家族状況等を把握しているケースが多くみられること等によるとしている。

しかし、次のように、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県において、被害者の速やかな一時保護を確保する観点から疑問のある事例がみられた。

(事例 1) 婦人相談所に一時保護を求めてきた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に相談に行くよう要請している。(宮城県)

(事例 2) 婦人相談所では、被害者又は被害者を保護した警察から一時保護の申請等があった場合、まず福祉事務所(閉庁時は警察署)に相談に行くよう要請している。

このため、当該婦人相談所が平成 18 年度に一時保護を決定した 207 件のうち、被害者等が直接婦人相談所に来所しその場で一時保護が決定されたケースはなく、警察からの依頼が 122 件(59%)、福祉事務所からの依頼が 82 件(40%)等となっている。ちなみに、平成 18 年度に当該婦人相談所が受け付けた被害者等からの相談件数は 1,654 件あるが、そのうち 245 件(15%)は来所によるものである。(兵庫県)

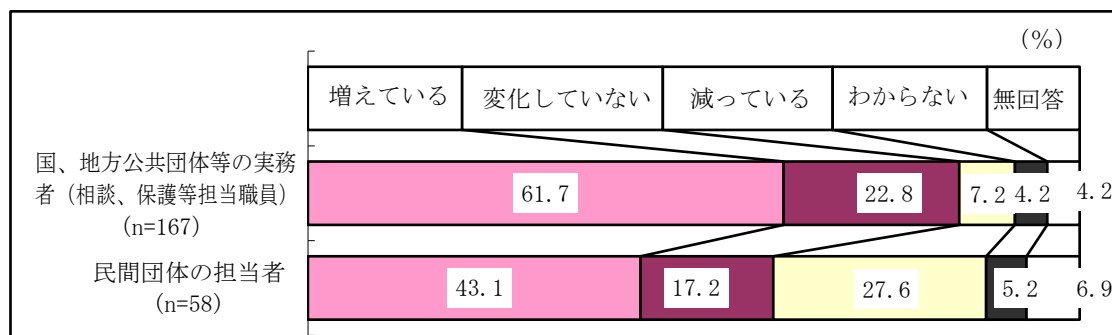
当省のアンケート調査結果においても、民間団体の担当者から、民間シェルターに相談に来た被害者の中に婦人相談所で緊急に一時保護する必要があると思われる被害者がいたが、一時保護の申請は福祉事務所等を経由して行うこととされているため、被害者の居住地の福祉事務所等の相談窓口まで同行支援した例があった、このようなことは改善してほしいとする意見がみられた。

③ 当省のアンケート調査結果

(国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者に対するアンケート)

国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者に対して、所属する機関での被害者の一時保護件数について、法の施行以降の増減状況をたずねたところ、図表 3－(3)－㉔のとおり、国、地方公共団体の実務者（相談、保護等担当職員）の 62% 及び民間団体の担当者の 43% が「増えている」と回答している。

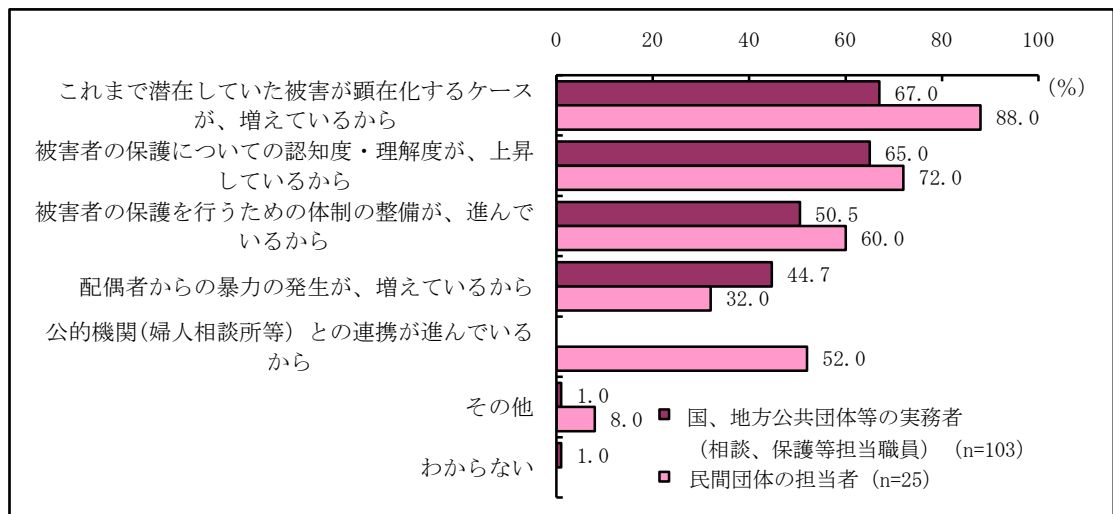
図表 3－(3)－㉔ 所属機関での被害者の一時保護件数の法施行以降の増減状況



(注) 当省のアンケート調査結果による。

その要因については、図表 3－(3)－㉔のとおり、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 67%、民間団体の担当者の 88% が「これまで潜在していた被害が、顕在化するケースが増えているから」と回答しているほか、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 65%、民間団体の担当者の 72% が「被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇しているから」と回答している。

図表 3 - (3) - ㉓ 所属機関で被害者の一時保護件数が増えている要因（複数回答可）

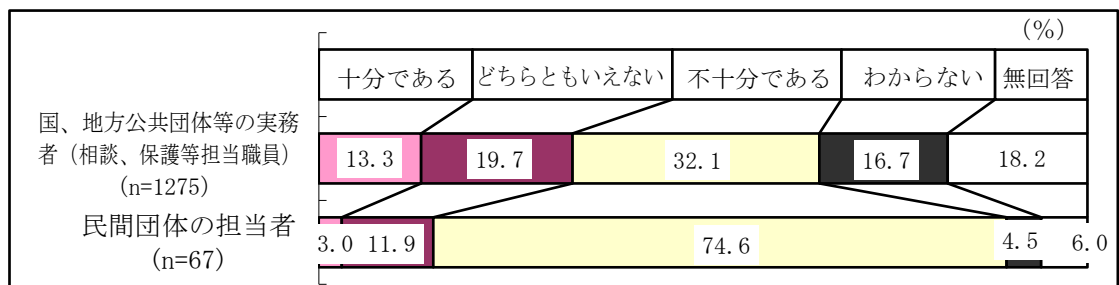


(注) 当省のアンケート調査結果による。

また、現行の国及び地方公共団体の被害者の一時保護に係る取組に対する評価をたずねたところ、図 3 - (3) - ㉔のとおり、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 32%、民間団体の担当者の 75%が「不十分である」としており、いずれも、「十分」あるいは「どちらともいえない」を上回っている。

当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会では、民間団体の担当者の 75%が不十分と回答しているのは、婦人相談所における一時保護の機能をさらに使いやすいものにしていくことが必要と認識している者が多いとみるべきではないか、とする意見がみられた。

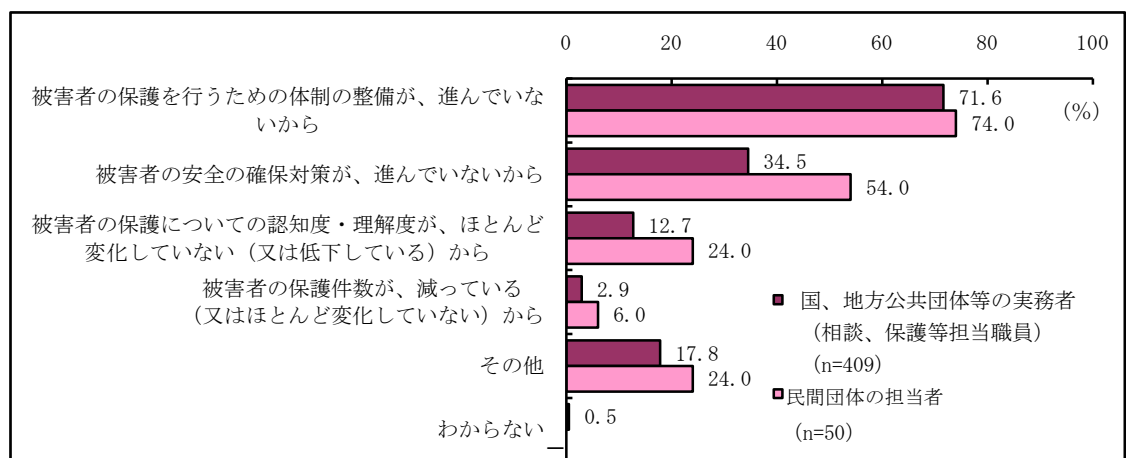
図表 3 - (3) - ㉔ 現行の国及び地方公共団体の被害者の一時保護に係る取組についての評価



(注) 当省のアンケート調査結果による。

「不十分」とする理由としては、図表 3 - (3) - ㉔のとおり、最も多かったのが「被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいないから」（国、地方公共団体等の実務者の 72%、民間団体の担当者の 74%）、次いで、「被害者の安全の確保対策が、進んでいないから」（国、地方公共団体等の実務者の 35%、民間団体の担当者の 54%）等となっている。

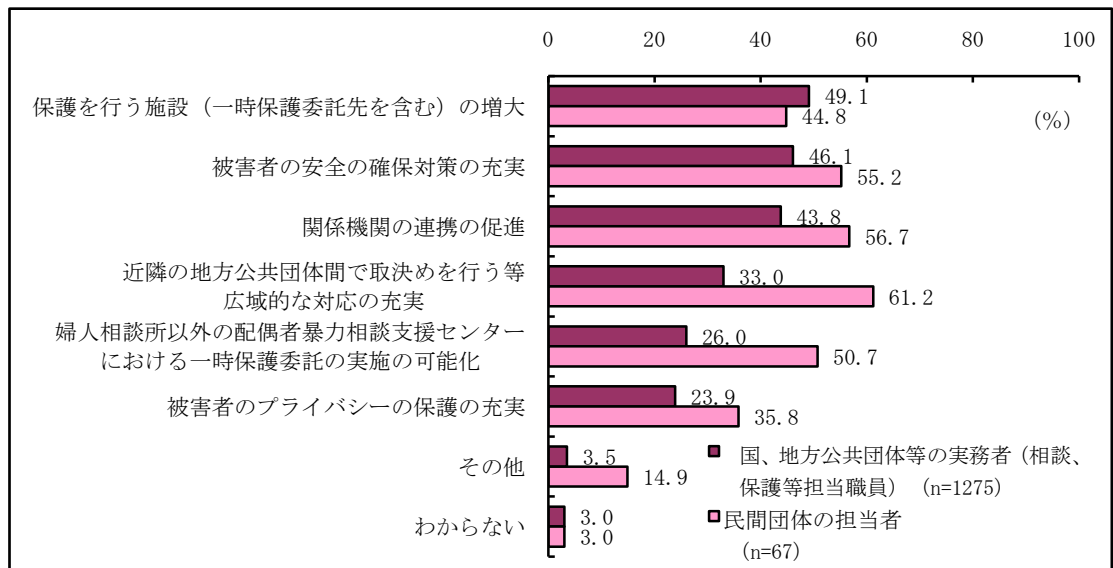
図表 3 - (3) - ㉔ 現行の国及び地方公共団体等の被害者の一時保護に係る取組が不十分とする理由（複数回答可）



(注) 当省のアンケート調査結果による。

また、被害者の一時保護に関し、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項としては、図表 3 - (3) - ㉔のとおり、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の回答割合が比較的高かったのは、「被害者の安全の確保対策の充実」、「関係機関の連携の促進」及び「保護を行う施設（一時保護委託先を含む）の増大」となっている。このほか、民間団体の担当者の回答割合が高かったのは、「近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実」（61%）となっているが、国、地方公共団体等の実務者の回答割合は 33%となっている。

図表 3 - (3) - ㉔ 被害者の一時保護に関して、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項（複数回答可）



(注) 当省のアンケート調査結果による。

(2) 保護

① 保護施設の整備状況

i 全国の保護施設の整備状況

全国の被害者の保護施設の整備状況をみると、図表 3 - (3) - ㉔のとおり、平成 20 年において、婦人保護施設は、50 施設が設置されており、その入所定員は 1,401 人となっている。また、母子生活支援施設は、278 施設が設置されており、その入所定員は 5,521 人となっている。これらの施設数及び入所定員は平成 14 年以降やや減少している。

図表 3 - (3) - ㉔ 婦人保護施設及び母子生活支援施設の整備状況（全国）

（単位：施設、人、世帯、％）

区分	年	平成							増減率 (B/A-1) ×100
		14 (A)	15	16	17	18	19	20 (B)	
婦人保護 施設	施設数	51	51	51	51	50	50	50	▲2.0
	入所定員	1,525	1,515	1,491	1,463	1,421	1,431	1,401	▲8.1
母子生活 支援施設	施設数	286	284	287	287	285	297	278	▲2.8
	入所定員	5,620	5,599	5,702	5,611	5,660	5,795	5,521	▲1.8

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 婦人保護施設は各年 4 月 1 日現在、母子生活支援施設は各年 3 月 31 日現在（ただし、平成 14 年は 3 月 1 日現在）のものである。

3 婦人保護施設は休止中の 1 施設を含む。

また、都道府県別に被害者の保護施設の設置数をみると、図表 3 - (3) - ㉘のとおり、平成 20 年において、婦人保護施設は、2 施設以上が 6 都道府県、1 施設が 34 都道府県となっており、7 都道府県では施設が設置されていない。母子生活支援施設は、2 施設以上が 44 都道府県、1 施設が 3 都道府県となっており、最も多いのは東京都で 37 施設となっている。

図表 3 - (3) - ㉘ 都道府県別の婦人保護施設及び母子生活支援施設の設置数
(平成 20 年)

(単位：都道府県)

区 分	未設置	1 施設	2 施設以上	計	備 考
婦人保護施設	7	34 (休止中 1 含む)	6	47	岡山県は休止中
母子生活支援施設	0	3	44	47	最大は東京都で 37 施設

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 婦人保護施設は平成 20 年 4 月 1 日現在、母子生活支援施設は平成 20 年 3 月 31 日現在の設置数である。

3 詳細は、資料 21 参照

ii 心理療法担当職員の配置及び安全対策の実施状況

厚生労働省は、婦人保護施設への心理療法担当職員の配置や、夜間警備体制の強化に必要な経費の補助を行っている。全国の 50 婦人保護施設のうち、平成 19 年度に当該補助制度を活用して心理療法担当職員を配置しているものは 8 施設、夜間警備体制の強化を行っているものは 24 施設となっている。

また、調査した 27 都道府県の 9 婦人保護施設及び 18 母子生活支援施設における安全対策の実施状況をみると、図表 3 - (3) - ㉙のとおり、いずれも、施設周辺への柵の設置、監視カメラの設置、警備員の配置等が多くなっている。

図表 3 - (3) - ㉑ 9 婦人保護施設及び18 母子生活支援施設における安全対策の実施状況（平成 19 年 12 月 1 日現在）

（単位：施設）

安全対策の内容	施設数	
	婦人保護施設	母子生活支援施設
施設周辺への柵の設置	8	11
監視カメラの設置	5	12
夜間における警備員の配置（機械警備を含む。）	7	12
（その他） ・警察への緊急通報装置の設置 ・出入口のオートロックシステム化 ・一階窓ガラスの強化ガラス化 等 ・職員による宿・日直の実施 ・警察による定時巡回の実施 ・郵便受けの名前を居室番号のみとしている		

- （注）1 当省の調査結果による。
 2 施設数は、延べ数である。
 3 詳細は、資料 22 及び 23 参照

② 保護件数の推移

i 国全体の状況

国全体の婦人保護施設及び母子生活支援施設における被害者の保護件数（入所件数）について、平成 14 年度から 18 年度までの間の状況をみると、図表 3 - (3) - ㉑のとおり、両施設の合計では、18 年度は 14 年度に比べ 6 % (約 1.1 倍) 増加している。

ただし、その内訳をみると、母子生活支援施設では 35 % (約 1.4 倍) 増加しているが、婦人保護施設では 36 % 減少している。

また、保護件数全体に占める被害者の保護件数の割合も、母子生活支援施設では平成 14 年度の 43 % から 18 年度は 52 % と 9 ポイント増加しているが、婦人保護施設では 14 年度の 36 % から 18 年度は 31 % と 4 ポイント減少している。

図表 3 - (3) - ㊸ 婦人保護施設及び母子生活支援施設における被害者の保護件数の推移（全国）

（単位：件、世帯、％）

区 分		年 度						増減率 (B/A-1) ×100
		平成 14 (A)	15	16	17	18 (B)	19	
婦人保 護施設	保護件数(全体) ①	1,924	1,853	1,728	1,651	1,397	1,314	▲27.4
	うち被害者の保護件数②	683	673	651	576	435	501	▲36.3
	①に占める②の割合	35.5	36.3	37.7	34.9	31.1	38.1	—
母子生 活支援 施設	保護件数(全体) ③	2,341	2,552	2,569	2,585	2,589	—	10.6
	うち被害者の保護件数④	1,000	1,106	1,219	1,258	1,350	—	35.0
	③に占める④の割合	42.7	43.3	47.5	48.7	52.1	—	—
計 (②+④)		1,683	1,779	1,870	1,834	1,785	—	6.1

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき本省が作成した。

2 婦人保護施設の保護件数は、当該年度中に1日でも施設に在所した者の数（一時保護委託を除く）である。

3 母子生活支援施設の保護件数は、当該年度中に新規に入所した世帯数である。

婦人保護施設における被害者の保護件数が減少している理由について、調査した9婦人保護施設の意見を聴取したところ、集団生活や相部屋を嫌う対象者が増えたことから入所者が減少しているのではないかとしている都道府県（広島県の婦人保護施設）があったが、ほとんどの婦人保護施設は不明等としている。

一方、厚生労働省は、都道府県に聞き取りをした上、i) 行政施策と保護命令制度の充実、関係機関の連携強化、社会の理解の前進等により、被害者支援の選択肢が広がり、一時保護の件数が相談件数ほど伸びていないことに加え、ii) 生活保護担当者の被害者に対する理解が進んだこと等により生活保護の適用が円滑に行われるようになったことや、公営住宅への入居等の取扱いの拡大により、施設への入所を選ばずに済むケースが増えていること、iii) 老朽化・相部屋・立地の悪さ等他の福祉施設に比較し不便であること、等が要因ではないかとしつつ、配偶者からの暴力以外の困難を抱えている女性もいることから、婦人保護施設のニーズは減っていないと思われるとしている。

ii 保護件数の都道府県比較

婦人保護施設及び母子生活支援施設における平成15年度から18年度（母子生活支援施設は16年度から18年度）までの間の被害者の保護件数の推移について、都道府県別に、16歳以上の人口1万人当たりの件数を比較すると、図表3-(3)-③のとおり、婦人保護施設の保護件数については、増加しているものが17都道府県、減少しているものが19都道府県、変化していないものが3都道府県となっている（婦人保護施設が設置されていない7都道府県を除く。）。母子生活支援施設の保護件数については、増加しているものが22都道府県、減少しているものが21都道府県、変化していないものが4都道府県となっている。

図表3-(3)-③ 都道府県別の被害者の保護件数（人口1万人当たり）の増減状況（平成15年度から18年度）

（単位：都道府県）

区 分		都道府県数	都道府県名
婦人保護施設の保護件数	増加	17	宮城県、群馬県、千葉県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、和歌山県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県
	変化なし	3	秋田県、新潟県、佐賀県
	減少	19	北海道、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、三重県、滋賀県、大阪府、広島県、山口県、徳島県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
	計	39	
母子生活支援施設の保護件数	増加	22	北海道、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県
	変化なし	4	東京都、福井県、岐阜県、沖縄県
	減少	21	青森県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県
	計	47	

(注) 1 厚生労働省及び総務省の資料に基づき当省が作成した。

2 婦人保護施設が設置されていない、又は休止中のところが8都道府県あるため、婦人保護施設の保護件数に係る都道府県数の計は39となっている。

3 保護件数の増減は、平成15年度（母子生活支援施設においては、平成16年度）と18年度の被害者の保護件数を比較したものである。

4 詳細は、資料24及び25参照

また、平成 18 年度における婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数について、16 歳以上の人口 1 万人当たりの件数でみると、図表 3 - (3) - ㉔のとおり、両施設の合計では、愛知県が 0.43 件と最も多く、福島県、福井県及び高知県が 0.03 件と最も少なくなっており、その差は 14 倍となっている。

図表 3 - (3) - ㉔ 16 歳以上の人口 1 万人当たりの保護件数の都道府県比較

(単位：件)

区 分		平成 18 年度
婦人保護施設	保護件数が多い都道府県 (上位 3 都道府県)	香川県(0.27)、宮城県(0.15)、大阪府(0.13)
	保護件数が少ない都道府県 (下位 3 都道府県)	北海道(0)、福島県(0)、茨城県(0) ※婦人保護施設が未設置の都道府県は除く。
母子生活支援施設	保護件数が多い都道府県 (上位 3 都道府県)	鳥取県(0.43)、愛知県(0.38)、島根県(0.35)
	保護件数が少ない都道府県 (下位 3 都道府県)	福井県(0)、山梨県(0.03)、沖縄県(0.03)
婦人保護施設 と母子生活支 援施設の合計	保護件数が多い都道府県 (上位 3 都道府県)	愛知県(0.43)、鳥取県(0.43)、香川県(0.37)
	保護件数が少ない都道府県 (下位 3 都道府県)	福島県(0.03)、福井県(0.03)、高知県(0.03)
	最上位と最下位の都道府県の差	14.3 倍 (愛知県 0.43 / 福島県 0.03)

(注) 1 厚生労働省及び総務省の資料に基づき当省が作成した。

2 被害者の婦人保護施設、母子生活支援施設における保護件数を 16 歳以上の各都道府県別人口 (平成 17 年国勢調査(総務省)による。) 1 万人当たりの件数により比較した。

3 詳細は、資料 26 参照

このように都道府県の保護件数に大きな差が生じている要因を分析するため、当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会の意見を踏まえ、保護件数と一時保護件数、相談件数、生活保護率、離婚率及び完全失業率との相関関係を分析してみたところ、図表 3 - (3) - ㉔から ㉕のとおり、保護件数と一時保護件数との相関係数は 0.52 で中程度の正の相関がみられたが、それ以外の相関係数は絶対値が 0.2 未満であり明確な相関関係はみられなかった。

図表 3 - (3) - ㉓ 保護件数と一時保護件数等との相関

区 分	指 標	相関係数
①保護件数と一時保護件数との相関	婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と婦人相談所の一時保護件数(平成 18 年度)	0.5214
②保護件数と相談件数との相関	婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と支援センターの相談件数(平成 18 年度)	0.1118
③保護件数と生活保護率との相関	婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と生活保護率(平成 18 年度)	0.0588
④保護件数と離婚率との相関	婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と離婚率(平成 18 年)	0.0982
⑤一時保護件数と完全失業率との相関	婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と完全失業率(平成 18 年)	-0.0377

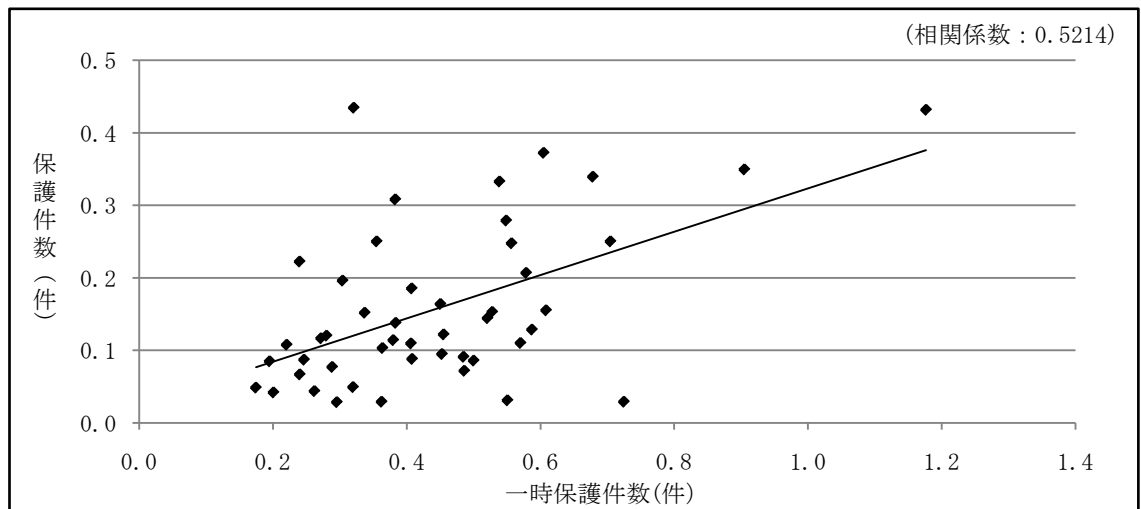
(注) 1 内閣府、警察庁及び厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 保護件数は、いずれも配偶者からの暴力に係る件数で、16 歳以上の都道府県別人口(平成 17 年国勢調査(総務省)による。)1 万人当たりの件数を使用した。生活保護率は、福祉行政報告例(厚生労働省)に、離婚率は「人口動態調査」(厚生労働省)に、完全失業率は「労働力調査都道府県別結果(モデル推計値)」(総務省)による。

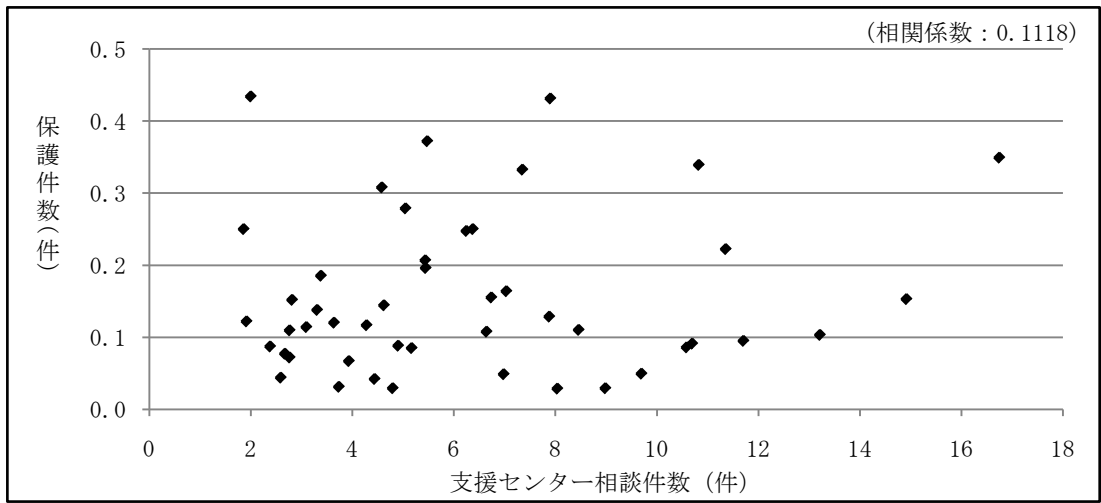
3 相関分析に使用したデータは、資料 27 参照

4 上記 1 から 3 の注は、図表 3 - (3) - ㉔から㉗共通である。

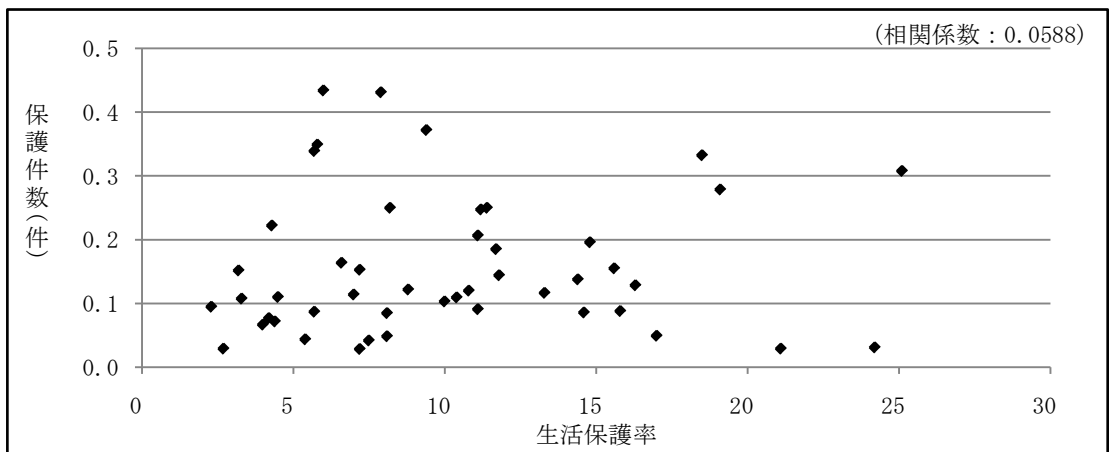
図表 3 - (3) - ㉔ 婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と婦人相談所の一時保護件数(18 年度)との相関



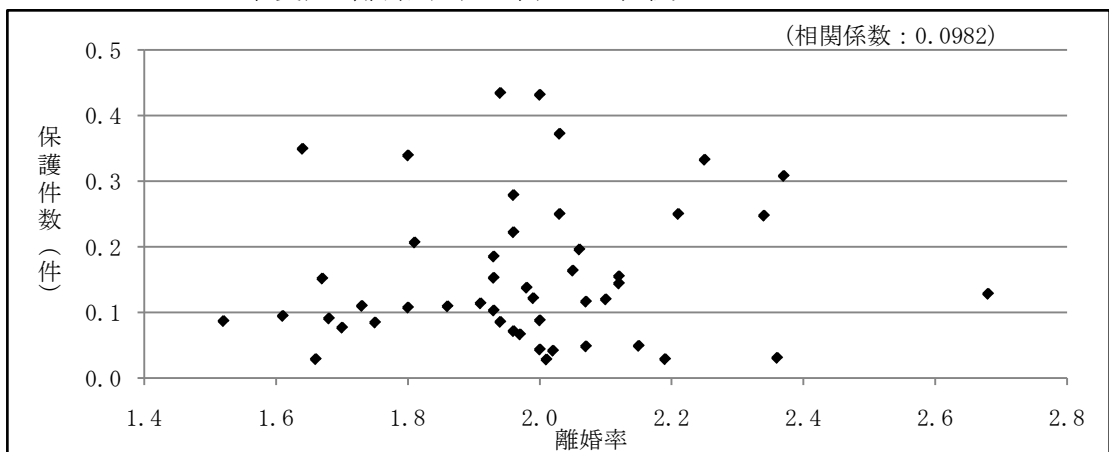
図表 3 - (3) - ㉔ 婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と支援センターの相談件数(18 年度)との相関



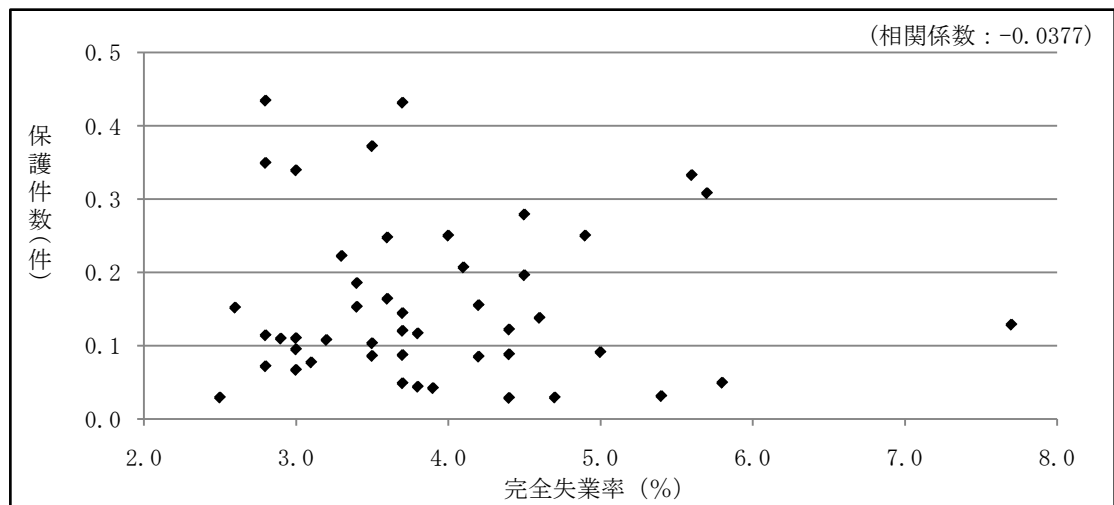
図表 3 - (3) - ㉕ 婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と生活保護率(18 年度)との相関



図表 3 - (3) - ㉖ 婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(18 年度)と離婚率(18 年)との相関



図表 3 - (3) - ㉞ 婦人保護施設及び母子生活支援施設の保護件数の合計(平成 18 年度)と完全失業率(18 年)との相関

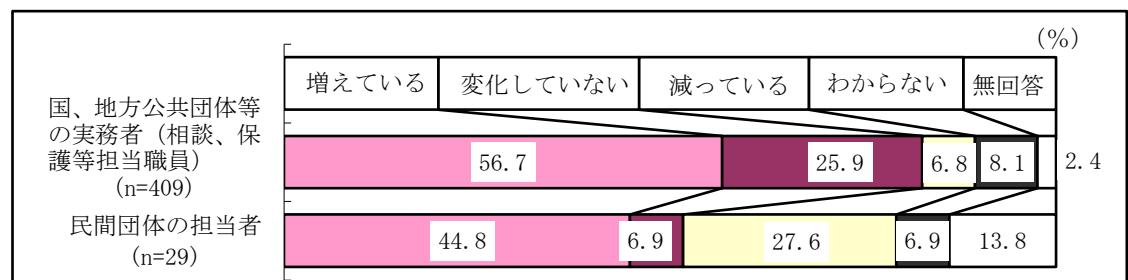


③ 当省のアンケート調査結果

(国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者に対するアンケート)

国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者に対して、所属する機関での被害者の保護件数について、法の施行以降の増減状況をたずねたところ、図表 3 - (3) - ㉞のとおり、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 57%及び民間団体の担当者の 45%が「増えている」と回答している。

図表 3 - (3) - ㉞ 所属機関での被害者の保護件数の法施行以降の増減状況

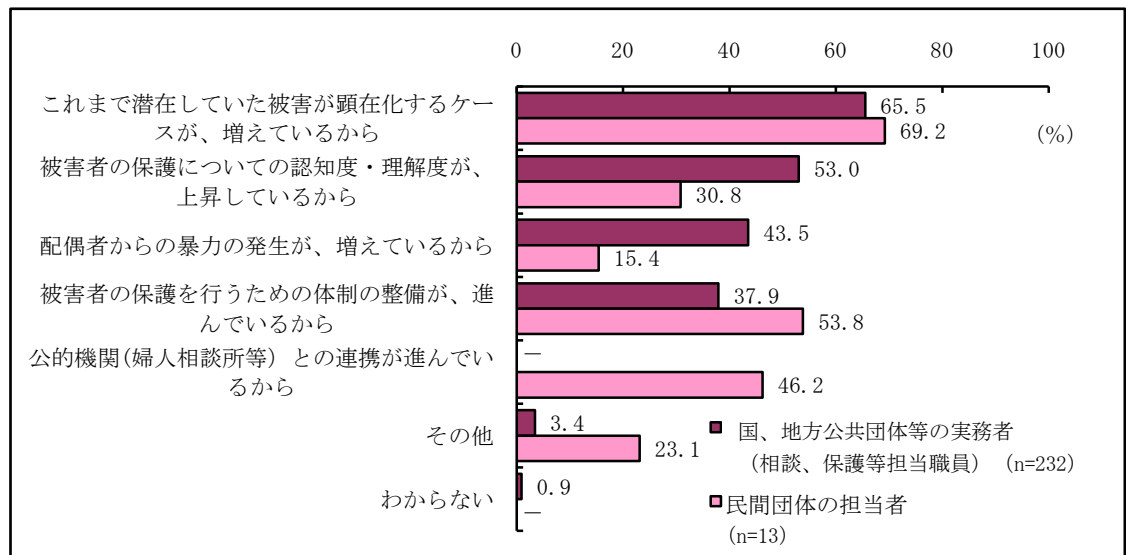


(注) 当省のアンケート調査結果による。

その要因については、図表 3 - (3) - ㉞のとおり、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）の 66%、民間団体の担当者の 69%が「これまで潜在していた被害が顕在化するケースが増えているから」と回答している。このほかに回答割合が高かったのは、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）では「被害者の保護についての認知度・理解度が、上昇してい

るから」で53%、民間団体の担当者では「被害者の保護を行うための体制の整備が、進んでいるから」で54%であった。

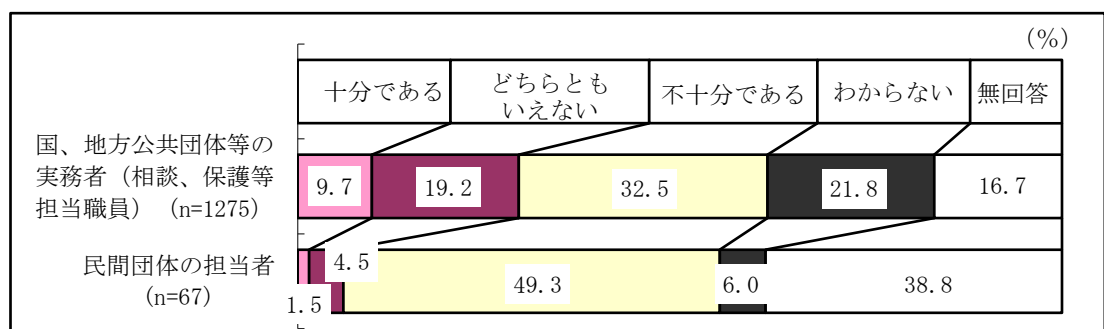
図表3-(3)-④ 所属機関で被害者の保護件数が増えている要因(複数回答可)



(注) 当省のアンケート調査結果による。

また、現行の国及び地方公共団体の被害者の保護に係る取組に対する評価をたずねたところ、図表3-(3)-④のとおり、国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)の33%、民間団体の担当者の49%が「不十分」としており、いずれも「十分」あるいは「どちらともいえない」を上回っている。

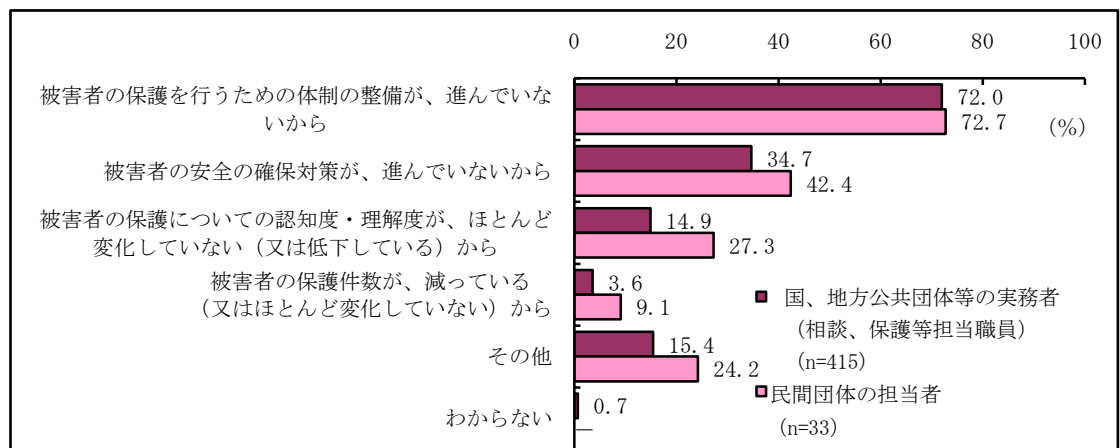
図表3-(3)-④ 現行の国及び地方公共団体の被害者の保護に係る取組についての評価



(注) 当省のアンケート調査結果による。

不十分とする理由としては、図表 3 - (3) - ㉔のとおり、最も多かったのが「被害者の保護を行うための体制の整備が進んでいないから」（国、地方公共団体等の実務者の 72%、民間団体の担当者の 73%）、次いで、「被害者の安全の確保対策が、進んでいないから」（国、地方公共団体等の実務者の 35%、民間団体の担当者の 42%）等となっている。

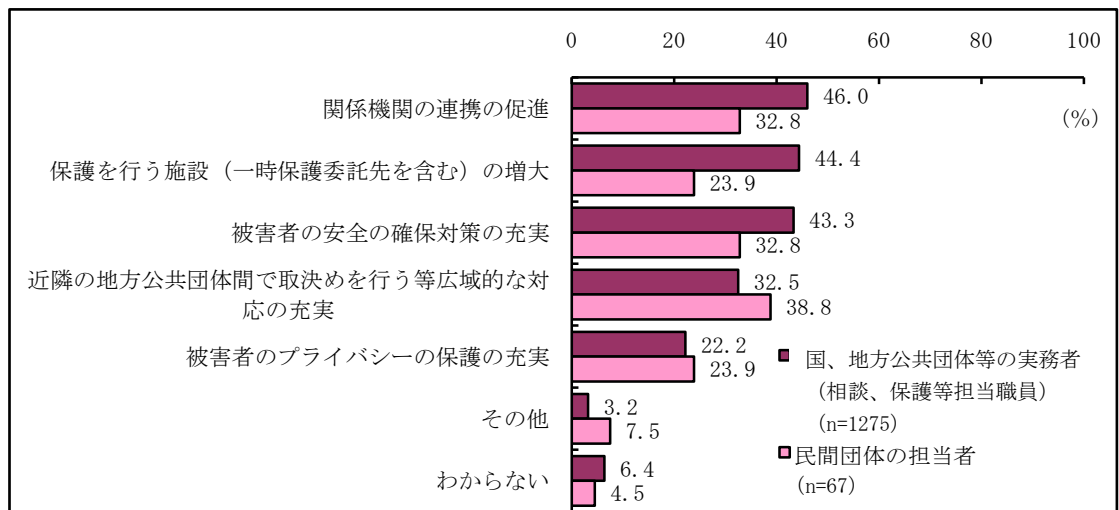
図表 3 - (3) - ㉔ 現行の国及び地方公共団体の被害者の保護に係る取組が不十分とする理由（複数回答可）



(注) 当省のアンケート調査結果による。

また、被害者の保護に関し、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項としては、図表 3 - (3) - ㉓のとおり、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者の回答割合が比較的高かったのは、「関係機関の連携の促進」、「被害者の安全の確保対策の充実」及び「近隣の地方公共団体間で取決めを行う等広域的な対応の充実」となっている。このほか、国、地方公共団体等の実務者の回答割合が高かったのは、「保護を行う施設（一時保護委託先を含む）の増大」（44%）となっているが、民間団体の担当者の回答割合は 24%となっている。

図表 3 - (3) - ④ 被害者の保護に関して、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項（複数回答可）

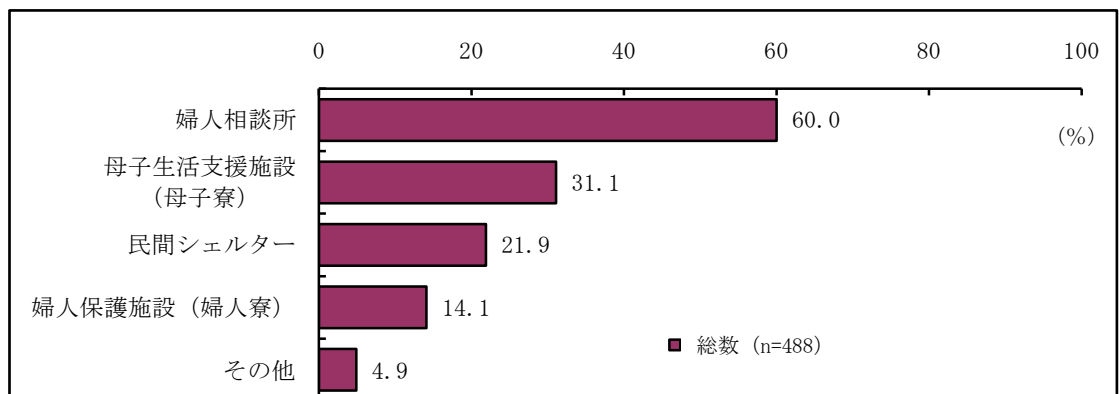


(注) 当省のアンケート調査結果による。

(被害者に対するアンケート)

婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している被害者に対して、現在入所している施設に入る以前に、配偶者からの暴力を避けるために利用したことがある被害者を保護する施設をたずねたところ、図表 3 - (3) - ④のとおり、婦人相談所が 60%と最も多く、次いで、母子生活支援施設（31%）、民間シェルター（22%）、婦人保護施設（14%）となっている。

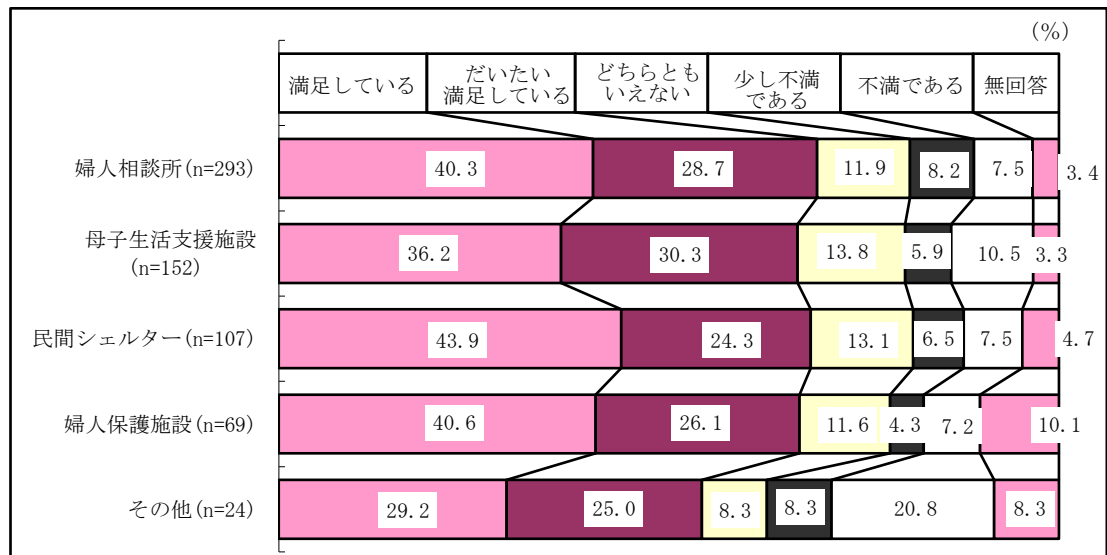
図表 3 - (3) - ④ 配偶者からの暴力を避けるため、被害者が利用したことがある保護施設(複数回答可)



(注) 当省のアンケート調査結果による。

利用したことがある施設の満足度については、図表3-(3)-㊸のとおり、いずれの施設においても、被害者の約70%が「満足」又は「だいたい満足」と回答している。

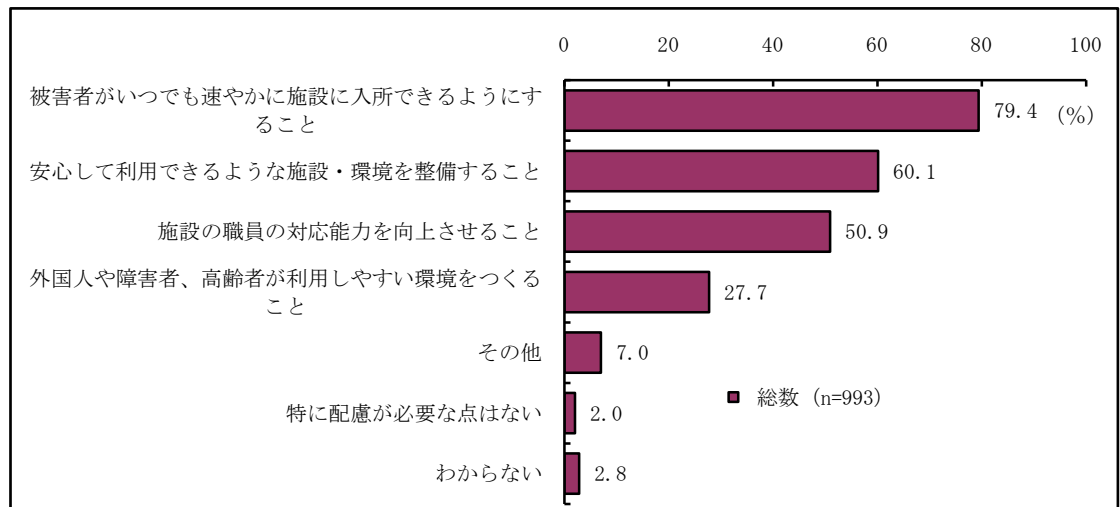
図表3-(3)-㊸ 利用したことがある施設の満足度



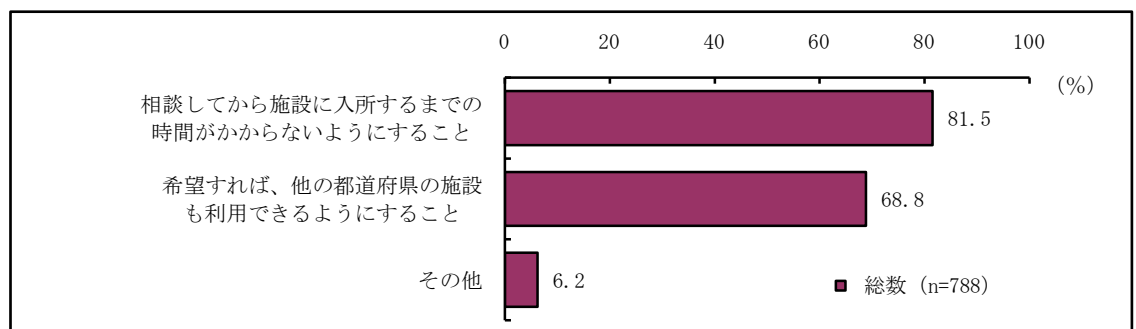
(注) 当省のアンケート調査結果による。

被害者の保護に関し、被害者が国や都道府県等に配慮を求めている事項は、図表3-(3)-㊸のとおり、「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」が79%と最も高く、具体的には、相談してから施設に入所するまでの時間がかからないようにすること等を求めている。次いで、「安心して利用できるような施設・環境を整備すること」が60%、「施設の職員の対応能力を向上させること」が51%であった。

図表 2 - (3) - ④ 被害者が保護について国や都道府県等に配慮を求めている事項（複数回答可）



○「被害者がいつでも速やかに施設に入所できるようにすること」の具体的な内容



(注) 当省のアンケート調査結果による。

4 被害者の自立支援の実施状況

被害者が自立して生活することを促進するため、支援センターは、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度や被害者を居住させ保護する施設の利用等について、情報の提供、助言、関係機関の連絡調整その他の援助を行うこととされている（法第3条第3項第4号及び第6号）。

これを受けて、基本方針においては、支援センターは、就業の促進、住宅の確保、援護、健康保険、国民年金、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等の制限、その他必要な支援に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこととされている。また、これらの制度を所管する府省等は、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めること等とされている。

本評価においては、これらの被害者の自立支援を促進するための施策のうち、法制定後、被害者の自立支援を促進する観点から被害者に対する新たな施策が講じられ、施策の効果を測定する指標を設定することができたものを対象に、効果の発現状況を把握・分析することとした。具体的には、就業の促進、住宅の確保、同居する子どもの就学及び住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策を対象とした。

(1) 就業の促進

(国が講じている主な施策)

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが極めて重要である。支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要である。公共職業安定所や職業訓練施設においても、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要であるとされている（基本方針第2の2(4)ア）。

現在、公共職業安定所及び職業訓練施設においては、被害者を対象とした特別の就業支援措置を講ずるのではなく、被害者が職業紹介や職業訓練等を受けるため来所した際に、被害者の状況に応じたきめ細かい就業支援を行うこととしている。

平成19年9月には、子どものいる被害者を支援するため、母子家庭の母等に対する支援の適用条件の緩和が行われている（注1）。具体的には、無料の公共

職業訓練の受講あっせん、被害者を雇用した事業者に対する奨励金や助成金の給付等の母子家庭の母等に対する支援措置について、従来は、離婚が成立していないなどの場合は対象外とされてきたが、平成19年9月からは、離婚が成立していないなどの場合でも、市町村が被害者であり配偶者から遺棄されている女子に該当すると認める（注2）ときは、支援の対象とすることとされた。

（注1）「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明について」（平成19年9月6日付け雇児福発第0906001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知。以下「平成19年9月厚生労働省通知」という。）

（注2）市町村は、「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書」（以下「市町村証明書」という。）を発行する責務を有することとされた。

また、公共職業安定所は、就業支援の対象となり得る被害者であると推測される求職者に対し、適宜、その居住する市町村に市町村証明書の発行を依頼するよう、必要かつ適切に誘導することとされた（「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者に係る留意事項について」（平成19年9月6日付け厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官、雇用開発課長補佐、就労支援室長補佐事務連絡））。

（把握する内容及び手法）

公共職業安定所や職業訓練施設では、当該機関を利用した被害者数や職業紹介により就業した被害者数等のデータを把握していないため、両機関による被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定することができず、就業支援施策が全体として効果を発現しているかどうかを定量的に把握することができなかった。

このため、本評価では、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者と婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している被害者を対象にアンケート調査を実施し、現在行われている国及び地方公共団体の取組についての認識や満足度、今後の取組の重点等に関する意見等を把握した。

また、平成19年9月に講じられた母子家庭の母等に対する支援対象の拡大措置についての効果を把握することとし、調査した27公共職業安定所において、被害者に対する市町村証明書の発行誘導件数及び当該証明書の受理件数を指標とし、また、市町村との連携状況を把握した。

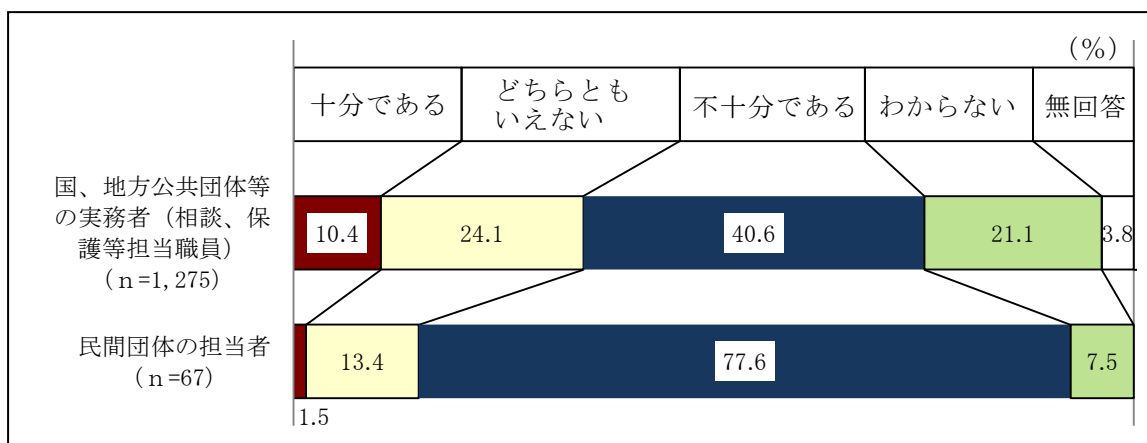
(把握した結果)

① 当省のアンケート調査結果等

(国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者に対するアンケート)

国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者に対して、被害者の就業の促進に係る国及び地方公共団体の取組に対する評価をたずねたところ、図表3-(4)-①のとおり、いずれも「不十分」とする者の割合が「十分」とする者の割合を大きく上回っており、特に、民間団体の担当者が「不十分」とする割合は78%と高くなっている。

図表3-(4)-① 現行の国及び地方公共団体の就業の促進に係る取組に対する評価



(注) 当省のアンケート調査結果による。

また、被害者の自立を支援するために、今後、国及び地方公共団体が重点的に取り組むべき事項をたずねたところ、「就業の促進」を挙げる者の割合は国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）で63%、民間団体の担当職で69%となっており、「被害者のアフターフォロー」、「住宅の確保」に次ぐ高い割合となっている。 [資料28参照]

(被害者に対するアンケート)

婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している被害者に対して、職業紹介や職業訓練などの就業に関する支援を受けたことがあるかどうかをたずねたところ、「受けたことがある」と回答した者の割合は26%で、ハローワークや職業訓練施設の対応については、26%の者が「満足」又は「だいたい満足」としており、「不満」と「少し不満」の合計（11%）を上回っている。

[資料29及び30参照]

また、就業支援を受けなかった者にその理由をたずねたところ、20%の者が「受けられる支援があることを知らなかった」としており、そのほか「申し込んだが実現しなかった」と「支援の内容に期待が持てなかった、申し込んでも無駄だと思った」がそれぞれ4%となっている。 [資料 31 参照]

今後受けたい支援については、40%の者が職業紹介、職業訓練等の就職に関する支援を挙げており、「住宅の確保に関する支援」、「被害者を孤立させないための支援」、「経済的な支援」等に次ぐ割合となっている。

[資料 32 参照]

(研究会での意見)

当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会では、公共職業安定所、職業訓練施設に求めたいのは、被害者やその子どもの心身・経済状況を理解するための研修ではないかとする意見や、職業訓練施設へは、被害者やその子どもの心身・経済状況を理解した上での就業のための実際的な訓練コースの設置が求められるのではないかとする意見がみられた。

② 母子家庭の母等に対する支援対象の拡大措置の適用状況

i 市町村証明書の受理状況等

調査した 27 公共職業安定所における平成 19 年 9 月から 20 年 3 月までの間の被害者に対する市町村証明書の発行誘導件数及び当該証明書の受理件数をみると、図表 3 - (4) - ②のとおり、前者は 4 公共職業安定所で 19 件、後者は 1 公共職業安定所で 1 件となっている。

図表 3 - (4) - ② 市町村証明書の発行誘導件数及び市町村証明書受理件数
(平成 19 年 9 月から 20 年 3 月)

(単位：公共職業安定所、件)

区 分	公共職業安定所数	件 数
被害者に対する市町村証明書の発行誘導件数	4	19
市町村証明書の受理件数	1	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 詳細は、資料 33 参照

ii 公共職業安定所と市町村との連携状況

調査した 27 公共職業安定所における市町村証明書の発行を担当する部局（以下「市町村担当部局」という。）の把握状況をみると、図表 3-(4)-③のとおり、管内市町村のすべてを把握しているのは 19 公共職業安定所(70%)であり、8 公共職業安定所(30%)では管内の市町村の全部又は一部について正しく把握していない。

図表 3-(4)-③ 公共職業安定所における市町村担当部局の把握状況
(平成 20 年 9 月現在)

(単位：公共職業安定所、%)

区 分	公共職業安定所数
管内市町村の全部を正しく把握	19(70.4)
管内市町村の全部又は一部を正しく把握していない	8(29.6)
一部未把握	4(14.8)
全部未把握	4(14.8)
計	27(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 () は、調査した 27 公共職業安定所に占める割合である。
3 詳細は、資料 34 参照

また、公共職業安定所と市町村担当部局との連絡、打合せ等の実施状況について、当該措置が開始されて 1 年が経過した平成 20 年 9 月現在でみると、図表 3-(4)-④のとおり、管内市町村のすべてと連絡、打合せ等を行っているのは 6 公共職業安定所(22%)で、21 公共職業安定所(78%)では管内の市町村の全部又は一部と連絡会、打合せ等を行っていない。

図表 3-(4)-④ 公共職業安定所と市町村担当部局との連絡、打合せ等の実施状況 (平成 20 年 9 月現在)

(単位：公共職業安定所、%)

区 分	公共職業安定所数
管内市町村の全部と連絡、打合せ等を実施	6(22.2)
管内市町村の全部又は一部と連絡、打合せ等を実施していない	21(77.8)
一部未実施	4(7.4)
全部未実施	17(63.0)
計	27(100)

- (注) 1 当省の調査結果(平成 20 年 9 月現在)による。
2 () は、調査した 27 公共職業安定所に占める割合である。
3 詳細は、資料 35 参照

このほか、調査した 27 市の中には、平成 20 年 1 月現在、市町村証明書を発行する責務を有することを承知していないものが 1 市（那覇市）あった。その原因は、沖縄県の担当課が平成 19 年 9 月厚生労働省通知を市町村に送付していなかったことによる。

なお、沖縄県では、平成 20 年 3 月に、県内の市町村に当該通知を送付したとしている。

(2) 住宅の確保

(国が講じている主な施策)

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。このため、国及び地方公共団体は、被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要である。特に公営住宅への入居については、地方公共団体において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施などについて特段の配慮を行うことが必要であるとされている（基本方針第 2 の 2 (4)イ）。

国土交通省は、平成 16 年 3 月、被害者の住宅に困窮する実情に応じて事業主体の判断により優先入居の取扱いを行うことが可能であること、また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること等を明らかにし、都道府県知事に通知（注）している。

（注）「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日付け国住総第 191 号国土交通省住宅局長通知）

また、平成 17 年 12 月には、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）の一部が改正され、被害者が公営住宅へ単身で入居することが可能となった。

(効果の発現状況を把握するための指標の設定等)

本評価では、法の制定以降、被害者の住宅の確保に係る体制が整備されることにより、どの程度、被害者の住宅の確保が図られているかを把握するため、都道府県及び市町村における被害者に対する公営住宅への優先入居、単身入居及び目的外使用（以下「公営住宅への優先入居等」という。）の実施事業主体数、被害者の公営住宅への優先入居等の申込件数及び入居件数等を指標として設定

するとともに、調査した 27 都道府県及び 27 市において、被害者の住宅を確保するための工夫事例を把握した。

また、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者と婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している被害者を対象にアンケート調査を実施し、現在行われている国及び地方公共団体の取組についての認識や満足度、今後の取組の重点等に関する意見等を把握した。

(指標の把握・分析結果等)

① 被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況

i 国全体の状況

すべての地方公共団体における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況に関するデータは整備されていないものの、国土交通省は、平成 18 年度及び 19 年度に、47 都道府県及び 15 政令市の状況を調査している。

当該調査結果によると、図表 3-(4)-⑤のとおり、優先入居を実施しているのは、平成 18 年度は 42 事業主体 (37 都道府県及び 5 市) であったが、19 年度は 46 事業主体 (40 都道府県及び 6 市) に増加している。

また、優先入居による入居戸数 (調査時点 (注) における入居戸数。以下同じ。) は、平成 18 年度は 55 戸、19 年度は 41 戸となっている。単身入居による入居戸数は、図表 3-(4)-⑥のとおり、平成 18 年度 8 戸、19 年度 14 戸で、目的外使用による入居戸数は 18 年度 19 戸、19 年度 13 戸となっている。

(注) 平成 18 年度は 12 月 1 日現在、19 年度は 10 月 1 日現在の状況である。

図表 3 - (4) - ⑤ 被害者の公営住宅への優先入居の実施状況 (47 都道府県及び 15 政令市)

(単位：事業主体、戸)

区 分		平成 18 年度		19 年度	
		事業主体数	入居戸数	事業主体数	入居戸数
①実施済	都道府県	37	40	40	38
	政令市	5	15	6	3
	小計	42	55	46	41
②実施予定 (条例等改正済、未施行)	都道府県	2	-	2	-
	政令市	0	-	1	-
	小計	2	-	3	-
③実施予定 (条例等改正予定 (検討中を含む。))	都道府県	4	-	3	-
	政令市	4	-	2	-
	小計	8	-	5	-
④実施しない	都道府県	4	-	2	-
	政令市	6	-	6	-
	小計	10	-	8	-
合 計	都道府県	47	40	47	38
	政令市	15	15	15	3
	小計	62	55	62	41

(注) 1 国土交通省の調査結果に基づき当省が作成した。

2 事業主体数及び入居戸数は、平成 18 年度が 12 月 1 日現在、19 年度が 10 月 1 日現在の数値である。

3 詳細は、資料 36 参照

図表 3 - (4) - ⑥ 被害者の公営住宅への単身入居及び目的外使用の入居状況 (47 都道府県及び 15 政令市)

(単位：事業主体、戸)

区 分		平成 18 年度		19 年度	
		事業主体数	入居戸数	事業主体数	入居戸数
単身入居	都道府県	4	7	4	14
	政令市	1	1	0	0
	計	5	8	4	14
目的外使用	都道府県	8	18	4	13
	政令市	1	1	0	0
	計	9	19	4	13

(注) 1 国土交通省の調査結果に基づき当省が作成した。

2 事業主体数及び入居戸数は、平成 18 年度が 12 月 1 日現在、19 年度が 10 月 1 日現在の数値である。なお、事業主体数は、制度を実施している事業主体数ではなく、調査時点で入居者がいた事業主体数である。

ii 調査した 54 事業主体の状況

調査した 54 事業主体（27 都道府県及び 27 市）における平成 16 年度から 19 年度までの間被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況をみると、以下のとおりとなっている。

i) 優先入居等の実施事業主体数

被害者の公営住宅への優先入居等を実施している事業主体数は、図表 3- (4)-⑦のとおり、増加傾向にあり、平成 19 年度の実施事業主体数（都道府県と市の合計）は、優先入居が 41 事業主体（実施率 76%）、単身入居が 50 事業主体（同 93%）、目的外使用が 18 事業主体（同 33%）となっている。これを 16 年度（単身入居は 17 年度）と比較すると、優先入居は 78%（約 1.8 倍）、単身入居は 67%（約 1.7 倍）、目的外使用は 125%（約 2.3 倍）増加している。また、都道府県と市を比較すると、優先入居等を実施している事業主体数は都道府県が市を上回っている。

他方、図表 3- (4)-⑧のとおり、平成 19 年 12 月現在、優先入居等を全く実施していないものが 2 事業主体（盛岡市及び徳島市）あるほか、優先入居、単身入居又は目的外使用のいずれかを実施していないものが 37 事業主体ある。その理由について、母子家庭に対する優遇措置等で対応可能であること、公営住宅の管理戸数が少なく対応困難であること等を挙げている。

図表 3 - (4) - ⑦ 被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況

(単位：事業主体、%)

区 分		平成 16年度 A	17年度	18年度	19年度 B	増減率 (B/A-1)×100
①優先入居	実施	23 (42.6)	31 (57.4)	38 (70.4)	41 (75.9)	78.3
	都道府県	17	20	23	25	47.1
	市	6	11	15	16	166.7
	未実施	31 (57.4)	23 (42.6)	16 (29.6)	13 (24.1)	
	都道府県	10	7	4	2	
	市	21	16	12	11	
	合 計	54 (100)	54 (100)	54 (100)	54 (100)	
②単身入居	実施		30 (55.6)	49 (90.7)	50 (92.6)	66.7
	都道府県		13	25	26	100.0
	市		17	24	24	41.2
	未実施		24 (44.4)	5 (9.3)	4 (7.4)	
	都道府県		14	2	1	
	市		10	3	3	
	合 計		54 (100)	54 (100)	54 (100)	
③目的外使用	実施	8 (14.8)	12 (22.2)	14 (25.9)	18 (33.3)	125.0
	都道府県	6	8	9	10	66.7
	市	2	4	5	8	400.0
	未実施	46 (85.2)	42 (77.8)	40 (74.1)	36 (66.7)	
	都道府県	21	19	18	17	
	市	25	23	22	19	
	合 計	54 (100)	54 (100)	54 (100)	54 (100)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()は、調査した 54 事業主体に占める優先入居等を実施している事業主体の割合(実施率)である。

3 平成 19 年度の数値は 19 年 12 月現在である。

4 単身入居は、平成 17 年 12 月から可能とされたところであり、増減率欄は対 17 年度比である。

5 未実施には、条例等で被害者の優先入居等を可能とする旨の規定は設けているが、実際には公募等を行っていない事業主体を含む。

6 7 都道府県及び 1 市は、国土交通省が被害者の公営住宅への優先入居を可能とした平成 16 年度以前から独自に優先入居を実施している。

7 詳細は、資料 37 参照

図表 3 - (4) - ⑧ 被害者の公営住宅への優先入居等を実施していない事業主体の状況（平成 19 年 12 月現在）

（単位：事業主体、％）

区 分		事業主体数	
		都道府県	市
優先入居、単身入居及び目的外使用のいずれも未実施 A		2 (3.7)	2
一部実施 B	優先入居及び目的外使用を未実施	8	7
	目的外使用及び単身入居を未実施	2	1
	優先入居を未実施	3	2
	目的外使用を未実施	24	9
小 計		37 (68.5)	19
計 (A+B)		39	21
(参考) 優先入居、単身入居及び目的外使用のすべてを実施 C		15 (27.8)	6
合 計 (A+B+C)		54 (100)	27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()は、調査した 54 事業主体に占める割合である。

3 詳細は、資料 37 参照

ii) 優先入居等に係る広報の実施状況

平成 19 年 4 月から 12 月までの間における優先入居等に係る広報の実施状況をみると、図表 3 - (4) - ⑨のとおり、優先入居等を実施している 52 事業主体のうち 42 事業主体(81%)では何らかの広報活動を行っていたが、特段の広報活動を行っていないものも 10 事業主体 (19%) あった。

広報の実施方法としては、公営住宅申込案内に優先入居を行っている旨を記載しているケースが最も多く (40 事業主体)、次いで、ホームページでの広報 (23 事業主体) 等となっている。

また、公営住宅申込案内の配布先について、都道府県や市町村の公営住宅担当窓口に加え、婦人相談所、福祉事務所、警察署、公共職業安定所等にも当該案内を配布している例がある (3 事業主体 (宮城県、東京都及び熊本県))。

図表 3 - (4) - ⑨ 被害者の公営住宅への優先入居等に関する広報の実施状況（平成 19 年 4 月から 12 月）

（単位：事業主体、％）

区 分	事業主体数		
		都道府県	市
広報を実施している	42 (80.8)	25	17
実施方法	公営住宅申込案内	23	17
	ホームページ	14	9
	新聞・雑誌	3	0
	テレビ・ラジオ	1	0
	その他	2	0
広報を実施していない	10 (19.2)	2	8
合 計	52 (100)	27	25

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査した 54 事業主体のうち、優先入居等を全く実施していない 2 事業主体を除く 52 事業主体について計上した。
 3 実施方法欄は、延べ数である。
 4 () は、52 事業主体に占める割合である。
 5 詳細は、資料 38 参照

iii) 優先入居等の申込件数及び入居件数

（優先入居等の申込件数）

優先入居等の申込件数について、平成 16 年度以降の実績を把握している事業主体の状況を調査した結果は、次のとおりである。

優先入居の申込件数（都道府県と市の合計）は、図表 3 - (4) - ⑩のとおり、増加傾向にあり、平成 18 年度の申込件数は 435 件で 16 年度の 158 件に比べ約 2.8 倍に増加している。また、目的外使用の申込件数は、平成 16 年度は 0 件であったが、17 年度は 14 件、18 年度は 12 件となっている。単身入居の申込件数は、平成 17 年度（平成 17 年 12 月から 18 年 3 月）は 39 件、18 年度は 283 件となっている。

図表 3 - (4) - ⑩ 被害者の公営住宅への優先入居等の申込件数

(単位：件、事業主体、%)

区分	平成 16 年度		17 年度		18 年度		増減率 (B/A-1) × 100	
	申込件数 A	事業主 体数	申込件数	事業主 体数	申込件数 B	事業主 体数		
優先入居	都道府県	153	14	233	17	369	20	141. 2
	市	5	3	8	7	66	11	1, 220. 0
	計	158	17	241	24	435	31	175. 3
目的外使用	都道府県	0	6	12	8	11	9	—
	市	0	2	2	3	1	4	—
	計	0	8	14	11	12	13	—
単身入居	都道府県			38	12	266	22	600. 0
	市			1	10	17	17	1, 600. 0
	計			39	22	283	39	625. 6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 優先入居等を実施しているがその申込件数を把握していない事業主体（いずれかの年度で申込件数が不明の事業主体を含む。）の実績は計上していない。

3 詳細は、資料 39-1、39-2 及び 39-3 参照

(優先入居による被害者の公営住宅への入居件数)

平成 18 年度における優先入居による被害者の公営住宅への入居件数をみると、図表 3 - (4) - ⑩のとおり、19 事業主体では、被害者の優先入居の申込件数 323 件に対し、入居した件数は 46 件（入居率 14%）となっている。

これを事業主体別にみると、入居率 100%のものが 5 事業主体ある一方で、入居率 0%のものも 6 事業主体あるほか、71 件の申込に対し入居できたのは 1 件（入居率 1%）のものもある。

また、優先入居の実施方法別にみると、当選倍率を優遇する方式を採用しているところが 11 事業主体（58%）と過半数を占めているが、その入居率の平均は 11%となっている。他方、次のとおり、優先入居対象者を登録しておき公営住宅に空きが出たときに入居する（登録入居制）などの工夫をし、ほぼ全員が入居できている事業主体もある。

(事例 1)

被害者を含む優先入居の対象者を登録しておき公営住宅に空きが出

たら登録の順に入居させる方法を採用している例。平成 18 年度に申し込んだ計 9 件はすべて入居できている。(T 県、Z 県及び j 市)

(事例 2)

被害者を含む優先入居対象者の住宅困窮度をポイント化し、ポイントの高い者を優先する方法を採用している。(d 市)

(事例 3)

福祉世帯向けの住宅枠を一定数確保し、被害者を含む優先入居対象者のみで抽選を行う方法を採用している例。平成 18 年度の入居率の平均は 15%と、当選倍率の優遇措置方式による入居率の平均 11%を上回っている。(B 県、D 県、O 県及び o 市)

図表 3 - (4) - ⑪ 優先入居による被害者の公営住宅への入居状況（平成 18 年度）

（単位：件、％）

区 分	都道府県、市名	入居申込件数	入居件数	入居率
①当選倍率の優遇 （11 事業主体）	C 県	5	1	20.0
	G 県	71	1	1.4
	K 県	1	1	100
	M 県	68	11	16.2
	Q 県	2	1	50.0
	R 県	46	3	6.5
	V 県	4	0	0
	W 県	2	0	0
	b 市	7	4	57.1
	m 市	13	2	15.4
	v 市	7	0	0
計	226	24	10.6	
②福祉世帯向けの住宅 枠の確保 （4 事業主体）	B 県	2	2	100
	D 県	3	0	0
	O 県	50	11	22.0
	o 市	32	0	0
	計	87	13	14.9
③登録入居制 （3 事業主体）	T 県	1	1	100
	Z 県	2	2	100
	j 市	6	6	100
	計	9	9	100
④ポイント制 （1 事業主体）	d 市	1	0	0
合 計（19 事業主体）		323	46	14.2

（注）1 当省の調査結果による

2 平成 18 年度において優先入居を実施していない 16 事業主体及び優先入居を実施しているがその申込件数又は入居件数を把握していない 7 事業主体については計上していない。また、平成 18 年度に被害者から申込みがなかった 12 事業主体についても計上していない。

3 T 県は③のほか②の方法も実施しているが、本表では③に分類した。

4 「当選倍率の優遇」とは、被害者を含む優先入居対象者に、複数の抽選番号を割り当てる優遇措置を講じて抽選する方法をいう。

5 「福祉世帯向けの住宅枠の確保」とは、福祉世帯向けの住宅枠を確保し、被害者を含む優先入居対象者のみで抽選する方法をいう。

6 「登録入居制」とは、被害者を含む優先入居対象者を登録しておき、公営住宅に空きが出たら登録の順に入居させる方法をいう（空きがあれば随時入居を認める方法を含む）。

7 「ポイント制」とは、被害者を含む優先入居対象者の住宅困窮度をポイント化し、ポイントの高い者を優先する方法をいう。

(参考) 41 事業主体における優先入居の実施方法

平成 19 年度に優先入居を実施している 41 事業主体について、その実施方法をみると、図表 3 - (4) - ⑫のとおり、被害者を含む優先入居対象者に複数の抽選番号を割り当てるなどの優遇措置を講じて抽選する方法を採っているものが計 33 事業主体 (81%)、被害者を含む優先入居対象者を登録しておき公営住宅に空きが出たら登録の順に入居させるなどの方法を採っているものが計 8 事業主体 (20%) となっている。

図表 3 - (4) - ⑫ 被害者の公営住宅への優先入居の実施方法 (平成 19 年 12 月現在)

(単位：事業主体、%)

区 分		事業主体数		
			都道府県	市
抽選方式	①当選倍率の優遇	20	12	8
	②福祉世帯向けの住宅枠の確保	13	10	3
	小 計	33 (80.5)	22	11
抽選以外の方式	③登録入居制	6	3	3
	④ポイント制	2	0	2
	小 計	8 (19.5)	3	5
合 計		41 (100)	25	16

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各区分の内容は、図表 3 - (4) - ⑪参照
 3 ②と③の両方を実施しているものが 1 都道府県あるが、本表では③に分類した。
 4 () は、41 事業主体に占める割合である。
 5 詳細は、資料 40 参照

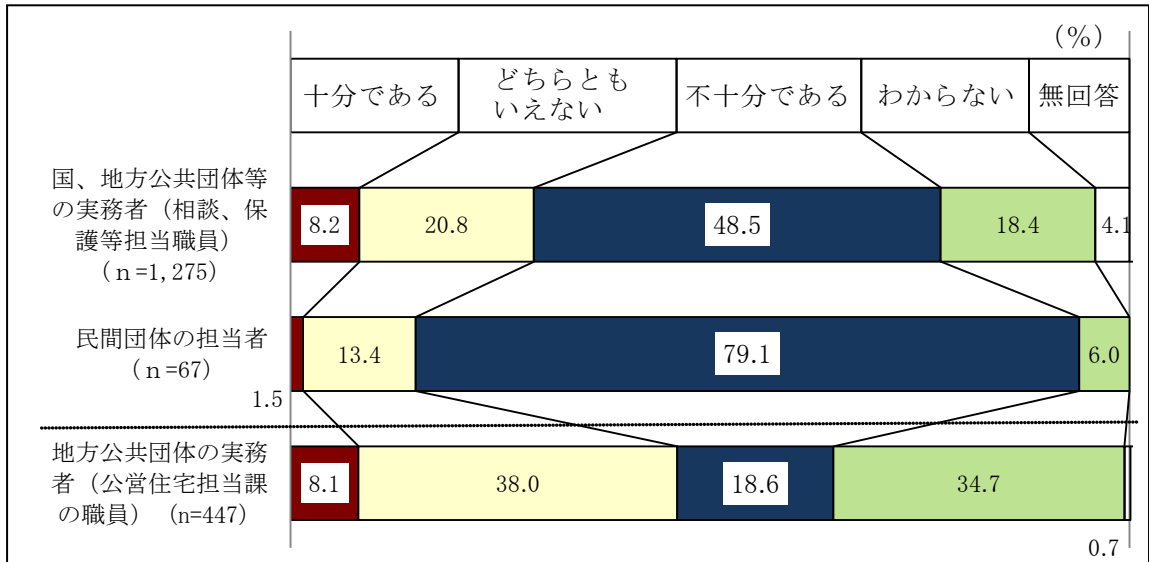
② 当省のアンケート調査結果

(国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者に対するアンケート)

国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員及び公営住宅担当課の職員）及び民間団体の担当者に対して、現行の被害者の住宅の確保に係る国及び地方公共団体の取組に対する評価をたずねたところ、図表 3 - (4) - ⑬のとおり、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者は、「不十分」とする者の割合が「十分」とする者の割合を大きく上回っており、特に、民間団体の担当者の「不十分」とする割合は 79% と高くなっている。地方公共団体の実務者（公営住宅担当課の職員）は、「不十分」とする者の割合が「十分」とする者の割合を上回っているが、「どちらと

もいえない」とする者が38%と最も多い。

図表3-(4)-⑬ 現行の国及び地方公共団体の住宅の確保に係る取組に対する評価



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者に対しては、現行の住宅の確保の仕組みや運営に対する評価を、地方公共団体の実務者（公営住宅担当課の職員）に対しては、所属する機関が行っている自立支援（住宅の確保）の仕組みや運営に対する評価を調査したものである。

また、被害者の自立支援について、今後、国及び地方公共団体が重点的に取り組むべき事項をたずねたところ、「住宅の確保」を挙げる者の割合は、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）で70%、民間団体の担当者で78%となっており、「被害者のアフターフォロー」に次ぐ高い割合となっている。
〔資料 28 参照〕

（被害者に対するアンケート）

婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している被害者に対して、公営住宅への入居、身元保証等の住宅の確保に関する支援を受けたことがあるかどうかたずねたところ、「受けたことがある」と回答した者の割合は9%で、都道府県及び市町村の公営住宅担当窓口の対応については、14%の者が、「不満」又は「少し不満」としており、「満足」と「だいたい満足」の合計（5%）を上回っている。
〔資料 29 及び 30 参照〕

また、住宅の確保に関する支援を受けなかった者にその理由をたずねると、23%の者が「受けられる支援があることを知らなかった」としており、その

ほか「申し込んだが実現しなかった」が7%、「支援の内容に期待が持てなかった、申し込んでも無駄だと思った」が5%となっている。〔資料31参照〕

今後受けたい支援については、73%の者が住宅の確保に関する支援を挙げており、各種の自立支援施策の中で最も高い割合となっている。

〔資料32参照〕

(3) 同居する子どもの就学

(国が講じている主な施策)

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は、極めて重要である。なお、平成16年の法改正により、被害者と同居する未成年の子どもに対しても接近禁止命令の発令が可能とされた。

教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要であり、支援センターは、教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要であるとされている（基本方針第2の2(4)カ）。

文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、基本方針が策定されたこと及び都道府県基本計画に留意するよう通知している（注）。

（注）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「基本方針」について」（平成16年12月2日付け文部科学省生涯学習政策局・初等中等教育局（事務連絡））

また、同省は、教育委員会に対し、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村内に住所を有する者であれば、学齢簿を編成するよう通知（注）している。教育委員会においては、当該通知に沿って、被害者が転出元の市町村から住民票を異動していない場合であっても、被害者と同居する子どもが転出先の市町村の学校に就学することを認める扱いがなされている。

（注）「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」（昭和42年10月2日付け文初財396文部省初等中等教育局長通知（都道府県教育委員会あて）。以下「昭和42年通知」という。）。なお、本通知は、被害者と同居する子どもに限定した取扱いではない。

さらに、同省は、市町村教育委員会が就学校の指定に係る制度の運用方を検討する際の参考として作成した「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」（平成18年3月）において、住民票を異動していない被害者の子どもの就学の手続として、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

第9条第1項に定める「区域外就学」の手続を採る場合（注1）は、転出元の学校に対し転出の事実のみを知らせることとし、指導要録（注2）等の子どもに係る情報のやり取りは教育委員会間で行うなどの対応（以下「学校に対する情報制限」という。）を採った教育委員会の事例も参考として示している。

（注1）学校教育法施行令第9条第2項において、市町村教育委員会は、区域内の小・中学校に児童生徒を区域外就学させる場合は、あらかじめ、児童生徒の住所が存する市町村の教育委員会と協議することとされている。

（注2）学校教育法施行令第31条に規定する、子どもの学習及び健康の状況を記録した書類のことであり、通常、子どもの氏名、現住所のほか、転出先の学校名、所在地等も記載される。転出元の校長は、転出先の校長に指導要録の写し等を送付することとされている（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第3項等）。

（効果の発現状況を把握するための指標の設定等）

本評価では、法及び基本方針の制定以降、被害者と同居する子どもの就学に係る体制が整備されることにより、どの程度、被害者と同居する子どもの就学が確保されているかを把握するため、調査した27都道府県及び27市の教育委員会において、住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数を指標として設定（注）するとともに、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理状況や被害者の子どもの就学に係る工夫事例を把握した。

（注）被害者と同居する子どもの就学に係る全国データは、整備されていないため把握できなかった。

また、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者と婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している被害者を対象にアンケート調査を実施し、現在行われている国及び地方公共団体の取組についての認識や満足度、今後の取組の重点等に関する意見等を把握した。

（指標の把握・分析結果等）

① 住民票を異動していない被害者の子どもの就学の実施状況

調査した27都道府県及び27市の教育委員会における、平成16年4月から20年9月までの間の住民票を異動していない被害者の子どもの就学の実施状況をみると、以下のとおりとなっている。

i 住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数

住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数を把握しているのは 27 市教育委員会のうち 8 市教育委員会であった。これら 8 市教育委員会における住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数の推移をみると、図表 3-(4)-⑭のとおり、大きな変化はなく、8 市教育委員会の合計で毎年度 120 件前後となっている。

図表 3-(4)-⑭ 住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数

(単位：件)

平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
107	122	118	125

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 27 市教育委員会のうち、住民票を異動していない被害者の子どもの就学件数を把握している 8 市について計上した。

3 詳細は、資料 41 参照

ii 住民票を異動していない被害者の子どもの就学の手続

調査した 27 市教育委員会においては、住民票を異動していない被害者の子どもの就学の手続について、次のとおり、2つの方法が採られている。

i) 昭和 42 年通知に沿って、被害状況等を聴取の上、必要があると認めた場合は、現在当該市に住所を有することをもって（住民票を異動しなくても）、その子どもの就学を認めている（以下「現住所を基にした就学手続」という）。

ii) 学校教育法施行令第 9 条第 1 項に定める「区域外就学」(注)に該当するものと解し、被害者から、加害者の追跡等を避けるため、住民票は異動していないが、現在住んでいる市の小中学校に就学させたいとの申請があり、当該市の教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、住民票を異動しなくても、当該市の小中学校への就学を認めている（以下「区域外就学手続」という）。

(注)「区域外就学」については、前述「(国が講じている主な施策)」の(注 1)のとおり、転出先の教育委員会と転出元の教育委員会の間で、あらかじめ協議を行うこととされている。

上記の 2 種類の方法の採用状況は、図表 3-(4)-⑮のとおり、現住所を基にした就学手続と区域外就学手続を併用しているものが 12 市教育委員会(44%)、現住所を基にした就学手続のみを採用しているものが 9 市教育委員

会(33%)、区域外就学手続のみを採用しているものが6市教育委員会(22%)となっている。

図表3-(4)-⑮ 住民票を異動していない被害者の子どもの就学を認める手続の採用状況(平成20年9月現在)

(単位:教育委員会、%)

区 分	市教育委員会数
現住所を基にした就学手続	9(33.3)
区域外就学手続	6(22.2)
現住所を基にした就学手続と区域外就学手続を併用	12(44.4)
計	27(100)

(注)1 当省の調査結果による。

2 ()は、調査した27市教育委員会に占める割合である。

3 詳細は、資料42参照

なお、現住所を基にした就学手続のみを行っている9市教育委員会のうち2市教育委員会(高松市教育委員会及び高知市教育委員会)では、他に区域外就学手続があることを知らなかったとしている。同様に、区域外就学手続のみを行っている6市教育委員会のうち2市教育委員会(盛岡市教育委員会及び秋田市教育委員会)では、他に現住所を基にした就学手続があることを知らなかったとしている。

iii 住民票を異動していない被害者の子どもの就学の際に必要な書類

調査した27市教育委員会における住民票を異動していない被害者の子どもの就学の際に提出を求めている書類をみると、図表3-(4)-⑯のとおり、教育委員会が市内に居住していることを確認するので添付書類は不要としているものがある(1市教育委員会)一方で、市内に居住していることを証明する書類の提出を求めるものが22市教育委員会(82%)、保護命令決定書等の被害者であることを証明する書類の提出を求めるものが13市教育委員会(48%)ある。

図表 3 - (4) - ⑯ 住民票を異動していない被害者の子どもの就学の際の添付書類（平成 20 年 9 月現在）

（単位：教育委員会、％）

区 分	市教育委員会数
① 市内に居住していることを証明する書類 （アパートの契約書、民生委員等が発行する証明書等）	22(81.5)
② 配偶者からの暴力の被害者であることを証明する書類 （保護命令決定書、支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等）	13(48.1)
③ その他の書類 （住民票、健康保険証等子どもの生年月日が確認できる書類等）	9(33.3)
④ 添付書類なし （教育委員会が居住していることを確認）	1(3.7)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 市教育委員会数は延べ数である。
 3 () は、調査した 27 市教育委員会に占める割合である。
 4 詳細は、資料 43 参照

iv 関係機関の連携（工夫事例）

住民票を異動していない被害者の子どもの就学に関し、関係機関が連携して取り組んでいる例がみられた。

（事例 1）

同居する子どもの就学が必要な被害者については、福祉事務所が情報を得た段階で、教育委員会に連絡することとし、連絡を受けた教育委員会は、学校に対し、子どもの転入や配慮すべき事項について指導・助言を行うこととしている。（大津市教育委員会）

（事例 2）

配偶者からの暴力に関する関係機関連絡協議会で、警察、福祉事務所、教育委員会等も参加して事例検討会を行っている。（松江市）

② 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関する取組状況

i 教育委員会における学校への指導・助言

調査した 27 都道府県及び 27 市の教育委員会における、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関する学校への指導・助言の実施状況をみると、図表 3 - (4) - ⑰のとおり、法や基本方針の制定以降、子どもの居住地や当該学校への就学の有無について外部からの問い合わせがあっても応じな

いなどの子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、必要の都度、学校に指導、助言を行っているとしているものは14都道府県（52%）及び19市（70%）の教育委員会であり、残りの13都道府県（48%）及び8市（30%）の教育委員会では特段の指導・助言を行っていない。

図表3-(4)-⑰ 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理に関する学校への指導・助言の実施状況（平成16年4月から19年12月）

（単位：教育委員会、%）

区 分	都道府県教育委員会数	市教育委員会数
学校への指導・助言を行っている	14 (51.9)	19 (70.4)
学校への指導・助言を行っていない	13 (48.1)	8 (29.6)
合 計	27 (100)	27 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した27都道府県又は27市の教育委員会に占める割合である。

3 詳細は、資料44参照

ii マニュアル等の作成（工夫事例）

被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するため、マニュアル等を作成しているものが、図表3-(4)-⑱のとおり、平成19年12月現在、3都道府県（11%）及び2市（7%）の教育委員会でみられた。

マニュアル等の内容をみると、子どもの転入に当たり保護者（被害者）と確認しておくべき事項（仮名の使用、登下校のさせ方、連絡方法等）、加害者から子どもの就学の有無等について問い合わせがあった場合の学校と警察、支援センター等との連携方法等となっている。

なお、4都道府県及び2市の教育委員会では、独自のマニュアル等は作成していないが都道府県の支援センター等が作成したマニュアル等を活用しているとしている。

図表 3 - (4) - ⑱ 被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の管理に関するマニュアル等の作成状況（平成 19 年 12 月現在）

（単位：教育委員会、％）

区 分	都道府県教育委員会数	市教育委員会数
作成している	3 (11.1)	2 (7.4)
作成していない	24 (88.9)	25 (92.6)
他機関が作成したマニュアルを活用	4 (14.8)	2 (7.4)
合 計	27 (100)	27 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 27 都道府県又は 27 市の教育委員会に占める割合である。

3 詳細は、資料 45 参照

iii 区域外就学手続を行う際の学校に対する情報制限

区域外就学手続を行う際の学校に対する情報制限の実施状況をみると、図表 3 - (4) - ⑲のとおり、当該手続を行っている 18 市教育委員会のうち 3 市教育委員会（17％）では、学校に対する情報制限を行っていない。また、4 市教育委員会（22％）では、被害者から転出元の学校や教育委員会に連絡しないでほしい旨の申出等があった場合は、転出元の教育委員会との協議を行わないとしている。

図表 3 - (4) - ⑲ 区域外就学手続を行う際の学校に対する情報制限の実施状況（平成 20 年 9 月現在）

（単位：教育委員会、％）

区 分	市教育委員会数
① 学校に対する情報制限は行っていない	3 (16.7)
② 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないでほしい旨の申出等がある場合は、学校に対する情報制限を行う	7 (38.9)
③ 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないでほしい旨の申出等がある場合は、転出元の教育委員会との協議を行わない	4 (22.2)
④ その他	2 (11.1)
⑤ 不明	2 (11.1)
合 計	18 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 27 市教育委員会のうち、区域外就学を行っている 18 市教育委員会に占める割合である。

3 詳細は、資料 46 参照

iv 指導要録の写しの送付に係る情報制限

調査した27市教育委員会における指導要録の写しの送付に係る情報制限の実施状況をみると、図表3-(4)-⑳のとおり、転出先の学校に指導要録の送付を依頼する際に、8市教育委員会(30%)では、被害者からの申出等がある場合は転出先の学校名や所在地に係る情報を制限しているが、5市教育委員会(19%)では、特段の情報制限を行っていない。また、12市教育委員会(44%)では、被害者からの申出等がある場合は、指導要録の送付を依頼しないとしている。

なお、指導要録は子どもの出席状況の確認やクラス編成等を考慮する際の重要な資料であり、その後の子どもへの指導に影響を与えるため、指導要録の写しの送付は必ず行うべきとしている教育委員会もある。

図表3-(4)-⑳ 指導要録の写しの送付を依頼する際の情報制限の実施状況(平成20年9月現在)

(単位：教育委員会、%)

区 分	市教育委員会数
① 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は、転出先の学校名や所在地等に係る情報を制限した上で、転出元の学校に指導要録の送付を依頼する	8 (29.6)
② 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は、転出元の学校に指導要録の送付を依頼しない	12 (44.4)
③ 転出先の学校名や所在地等に係る情報の制限は行わずに、転出元の学校に指導要録の送付を依頼している	5 (18.5)
④ その他	2 (7.4)
合 計	27 (100)

(注)1 当省の調査結果による。

2 ②には、被害者からの要請の有無にかかわらず、指導要録の送付を依頼していない1市教育委員会を含む。

3 ()は、調査した27市教育委員会に占める割合である。

4 詳細は、資料47参照

また、指導要録の写しの送付を依頼された場合の対応については、図表3-(4)-㉑のとおり、9市教育委員会(33%)では転出先の学校名や所在地等の情報は記載せずに送付しているが、11市教育委員会(41%)では特段の情報制限を行わずに送付している。1市教育委員会(4%)では転出先の学校から指導要録の写しの送付を依頼されても送付しないとしている。指導要録

の送付を行わない理由について、指導要録には子どもの転出先の学校の名称、所在地等の情報を記載することとされているため、加害者である子どもの親から指導要録の開示請求があった場合に、子どもの居住地等が知られるおそれがあることを挙げている。

図表 3 - (4) - ② 指導要録の写しの送付を依頼された場合の情報制限の実施状況（平成 20 年 9 月現在）

（単位：教育委員会、％）

区 分	市教育委員会数
① 転出先の学校から指導要録の写しの送付を依頼された場合は、転出先の学校名や所在地等の情報は記載せずに送付している	9 (33.3)
② 転出先の学校から指導要録の写しの送付を依頼されても送付しない	1 (3.7)
③ 転出先の学校から指導要録の写しの送付を依頼された場合は、転出先の学校名や所在地等の情報制限を行わずに、指導要録を送付している	11 (40.7)
④ その他	5 (18.5)
⑤ 不明	1 (3.7)
合 計	27 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 27 市教育委員会に占める割合である。

3 詳細は、資料 48 参照

なお、加害者等から被害者と同居している子どもの指導要録等の開示請求があった場合の対応について、文部科学省は、開示又は非開示の決定をする場合に特に留意すべき事項の一つに、子どもが同居する家庭における配偶者からの暴力のおそれ（注）の有無を挙げている。

（注）具体例としては、被害者やその子どもに接近禁止命令が発令され、被害者が転出したことに伴い同居する子どもが転校し、加害者が子どもの居住地を知らない場合が想定されるとしている（「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説」（平成17年1月文部科学省大臣官房総務課）Ⅲの6）。

調査した 27 市教育委員会における加害者から子どもの指導要録及び学齢簿の開示請求があった場合の対応方針をみると、図表 3 - (4) - ②のとおり、24 市教育委員会（89％）では開示しないとしているが、2 市教育委員会（7％）では特段の方針を定めていないとしている。また、1 市教育委員会（4％）

では、加害者かどうかにかかわらず開示しないとしている。

図表 3 - (4) - ② 加害者から子どもの指導要録及び学齢簿の開示請求があった場合の対応方針（平成 20 年 9 月現在）

（単位：教育委員会、％）

区 分	市教育委員会数
① 子どもの個人情報の開示請求を行った法定代理人が、加害者であることが判明したときは、条例において請求を拒むことができるとされている場合に該当する等として、開示しない	24 (88.9)
② 条例において、法定代理人が加害者かどうかにかかわらず、請求を拒むことができるとしている	1 (3.7)
③ 特段の方針を設けておらず、個別のケースに応じて対応する	2 (7.4)
合 計	27 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 27 市教育委員会に占める割合である。

3 詳細は、資料 49 参照

v 学齢簿に記載した旨の通知

市町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿（注 1）を編製しなければならないとされている（学校教育法施行令第 1 条第 1 項）。また、区域内に転入してきた子どもを学齢簿に記載したときは、その旨を速やかに前住所地の教育委員会に通知するよう、文部科学省より通知（注 2）が出されている。

（注 1）市町村の区域内に住所を有する学齢期の子どもの氏名、現住所、就学する学校の名称、保護者の氏名等を記載したものである。

（注 2）「学齢簿および指導要録の取扱について」（昭和 32 年 2 月 25 日付け文初財第 83 号）

現住所を基にした就学手続を行った際の学齢簿に記載した旨の通知の実施方法をみると、図表 3 - (4) - ③のとおり、4 市教育委員会（19％）では被害者から転出元の市町村や教育委員会の情報が得られたときは通知するとしており、11 市教育委員会（52％）では被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は通知しないとしている。保護者から転出元の市町村や教育委員会の情報提供が得られても通知しないとしているのも 4 市教育委員会（19％）ある。

図表 3 - (4) - ㉓ 子どもを学齢簿に記載した旨の通知の実施状況（平成 20 年 9 月現在）

（単位：教育委員会、％）

区 分	市教育委員会数
① 被害者から転出元の市町村や教育委員会の情報が得られたときは通知する	4 (19.0)
② 被害者から転出元の学校や教育委員会には連絡しないで欲しい旨の申出等がある場合は通知しない	11 (52.4)
③ 保護者から転出元の市町村や教育委員会の情報提供が得られても通知しない	4 (19.0)
④ その他	2 (9.5)
合 計	21 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 27 市教育委員会に占める割合である。

3 詳細は、資料 50 参照

vi 市教育委員会の意見等

市教育委員会によって指導要録の写しの送付に係る情報制限の実施方法が異なっているため対応に苦慮しているので、国は統一的な方針を示してほしいとの意見を有する教育委員会があった（千葉市教育委員会及び名古屋市教育委員会）。

また、当省が行ったアンケート調査結果において、被害者と同居する子どもの就学手続を行う際に、市町村教育委員会間での必要な書類の送付等に関して調整が困難なケースがあったので、関係する手続を統一したほうがよいとの意見があった。

〔資料 51 参照〕

③ 当省のアンケート調査結果

（国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者に対するアンケート）

国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員及び市町村教育委員会の職員）及び民間団体の担当者に対して、現行の被害者と同居する子どもの就学に係る国及び地方公共団体の取組に対する評価をたずねたところ、図表 3 - (4) - ㉔のとおり、国、地方公共団体等の実務者は、「どちらともいえない」の割合が高いものの、「十分」とする者の割合（18%から 29%）が「不十分」とする者の割合（15%）を上回っている。

他方、民間団体の担当者は、「不十分」とする者が 43%と最も多くなっている。

図表 3 - (4) - ㉔ 現行の国及び地方公共団体の被害者と同居する子どもの就学に係る取組に対する評価

	(%)				
	十分である	どちらともいえない	不十分である	わからない	無回答
国、地方公共団体等の実務者 (相談、保護等担当職員) (n=1,275)	29.4	26.5	15.1	24.3	4.7
民間団体の担当者 (n=67)	16.4	23.9	43.3	7.5	9.0
地方公共団体の実務者(市町村教育委員会の職員) (n=316)	17.7	40.8	14.9	25.9	0.6

(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)及び民間団体の担当者に対しては、現行の被害者と同居する子どもの就学の仕組みや運営に対する評価を、地方公共団体の実務者(市町村教育委員会の職員)に対しては、所属する機関が行っている自立支援(被害者と同居する子どもの就学)の仕組みや運営に対する評価を調査したものである。

また、被害者の自立支援について、今後、国及び地方公共団体が重点的に取り組むべき事項をたずねたところ、「子どもの就学に関する支援」を挙げる者の割合は、国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)が 39%、民間団体の担当者が 51%となっている。 [資料 28 参照]

(被害者に対するアンケート)

婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している被害者に対して、子どもの転校先や居住地等の情報の適切な管理に関する支援を受けたことがあるかどうかたずねたところ、「受けたことがある」と回答した者の割合は 25%で、教育委員会や学校の対応については、「満足」と「だいたい満足」の合計が 31%で、「少し不満」と「不満」の合計(6%)を上回っている。

[資料 29 及び 30 参照]

また、子どもの転校先や居住地等の情報の適切な管理に関する支援を受けなかった者にその理由をたずねると、18%の者が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。 [資料 31 参照]

今後受けたい支援については、43%の者が「子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理に関する支援」を挙げており、他の支援施策と同等の高い割合となっている。 [資料 32 参照]

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

(国が講じている主な施策)

住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号）の一部改正が行われ、平成 16 年 7 月 1 日以降、市町村において次のような支援措置が採られている。

被害者から申出を受けた市町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認した上で、

① 住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、加害者からの申出は拒否し、支援措置の対象となっている被害者（以下「支援対象者」という。）本人からの申出は閲覧制度ではなく住民票の写しの交付制度により対応し、その他の第三者からの申出は厳格な本人確認と利用目的等の審査を行うこと、

② 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付については、加害者からの請求は不当な目的があるものとして拒否し、支援対象者本人からの請求は厳格な本人確認を行い、代理人若しくは使者又は郵送による請求を基本的には認めず、その他の第三者からの申出はより厳格な本人確認と利用目的の審査を行うこと、

等とされている。

また、被害者等に係る情報を厳重に管理するため、平成 17 年 4 月 1 日以降、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、選挙管理委員会と住民基本台帳担当部局が連携を取り、加害者からの申出は拒否するなど、住民基本台帳の閲覧等の制限措置と同様の取扱いを行うこととされている（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」（平成 17 年 3 月 25 日付け総行選第 7 号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知））。

(効果の発現状況を把握するための指標の設定等)

本評価では、法及び基本方針の制定以降、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る体制が整備されることにより、どの程度、被害者の保護が図られているかを把握するため、調査した 27 市において、被害者からの住民基本台帳の閲覧等の

制限の申出件数を指標として設定（注）するとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限を行うための工夫事例を把握した。

（注）被害者からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る全国データは、整備されていないため把握できなかった。

また、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者と婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している被害者を対象にアンケート調査を実施し、現在行われている国及び地方公共団体の取組についての認識や満足度、今後の取組の重点等に関する意見等を把握した。

（指標の把握・分析結果等）

① 住民基本台帳の閲覧等の制限の実施状況

i 27市における住民基本台帳の閲覧等の制限の実施時期

住民基本台帳の閲覧等の制限は、平成16年度以降、調査した27市のすべてにおいて行われており、うち3市（千葉市、葛飾区及び福岡市）では、当該制限が制度化される平成16年7月以前から独自の取組として行っている。

ii 被害者からの住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数

被害者からの住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数（注）を把握していた26市における申出件数の推移をみると、図表3-(4)-㉔のとおり、増加傾向にあり、平成18年度は1,606件（前年度比34%増）となっている。

（注）本件数は、被害者からの申出を受けて制限を行った件数である。

図表3-(4)-㉔ 被害者からの住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数の推移

（単位：件）

平成16年度 （7月～17年3月）	17年度	18年度	19年度 （4月～12月）
758	1,200	1,606	1,572

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査した27市のうち、被害者からの住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数を把握している26市について計上した。なお、26市のうち1市（政令市）は複数ある区の中の1区の件数である。

3 詳細は、資料52参照

また、申出のあった制限措置の内容をみると、図表 3 - (4) - ㉔のとおり、上記 26 市のうち平成 18 年度の実績を把握している 25 市においては、現住所地の住民票の写し等の交付の制限と住民基本台帳の閲覧の制限（現住所地）がほぼ同数の約 1,200 件と多くなっており、次いで、戸籍の附票の写しの交付の制限（本籍地）が 876 件となっている。

図表 3 - (4) - ㉔ 住民基本台帳の閲覧等の制限措置の内容（平成 18 年度）

（単位：件）

制限措置事項	申出件数
住民基本台帳の閲覧の制限	1,153
住民票の写し等の交付の制限（現住所地）	1,183
住民票の写し等の交付の制限（前住所地）	711
戸籍の附票の写しの交付の制限（本籍地）	876
戸籍の附票の写しの交付の制限（前本籍地）	302
（参考）	
被害者からの住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数	1,440

(注) 1 当省の調査結果による。

2 被害者からの住民基本台帳の閲覧等の制限の申出件数を把握していた 26 市のうち、平成 18 年度の実績を把握している 25 市について計上した。なお、25 市のうち 1 市（政令市）は複数ある区の中の 1 区の件数である。

3 申出件数は延べ数である。ただし、参考欄の申出件数は実数である。

4 詳細は、資料 53 参照

iii 市町村における申出者に対する支援措置の必要性の確認方法

調査した 27 市における被害者から住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者があった場合の支援措置の必要性の確認方法をみると、図表 3 - (4) - ㉕のとおり、19 市（70%）では、警察、支援センター、その他市町村等の関係機関のいずれかから意見を聴取して必要性を確認する又は保護命令決定書の写しの提出があれば必要性を認めることとしているが、8 市（30%）では意見聴取の対象機関から市町村等の関係機関を除外していたり、保護命令決定書の写しだけでは足りないとしている。

図表 3 - (4) - ㉗ 申出者に対する支援措置の必要性の確認方法（平成 20 年 9 月現在）

（単位：市、％）

区 分		市の数
警察、支援センター、その他市町村等の関係機関のいずれかから意見を聴取して支援の必要性を確認する又は保護命令決定書の写しの提出があれば必要性を認める		19 (70.3)
意見聴取の対象機関から市町村等の関係機関を除外していたり、保護命令決定書の写しだけでは足りないとしている		8 (29.6)
内 訳	意見聴取の対象機関から、市町村等の関係機関を除外	8
	保護命令決定書の写しの提出だけでは必要性ありと認めない	1
計		27 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 内訳欄は、延べ数である。
 3 () は、調査した 27 市に占める割合である。
 4 詳細は、資料 54 参照

なお、調査した 27 市において、支援措置の必要性を確認する際の意見聴取の対象機関を警察のみに限定しているものはみられなかったものの、調査した 27 都道府県警察のうち 3 都道府県警察（埼玉県警察、滋賀県警察及び大阪府警察）から、次のような意見があった。

（3 都道府県警察の意見）

市町村の中には、被害者から相談を受けている場合や保護命令決定書の写しがある場合でも警察からの意見聴取を必要としている例や、支援措置を申し出ようとする被害者に対し事情も聞かずに申請書だけを持たせて、警察署に行くよう指示している例がある。支援措置の必要性を確認する際の意見聴取対象機関を事実上警察に限定するようなやり方は、被害者のたらい回しになり、望ましくない。

iv 関係部局における情報の管理

i) 選挙人名簿の抄本の閲覧の制限

調査した 27 市における選挙人名簿の抄本の閲覧制限の実施状況をみると、図表 3 - (4) - ㉘のとおり、平成 20 年 9 月現在、26 市（96％）では当該閲覧制限が行われているが、1 市（4％）では、選挙人名簿の閲覧請求は大半が行政機関からであり制限する必要性に乏しいとして、行われていない。

図表 3 - (4) - ㊸ 選挙人名簿の抄本の閲覧制限の実施状況（平成 20 年 9 月現在）

（単位：市、％）

区 分	市の数
選挙人名簿の抄本の閲覧制限を実施している	26 (96.3)
住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援対象者については、すべて、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を実施	22
住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援対象者に、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を希望するかどうかを確認し、希望する者について、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を実施	4
選挙人名簿の抄本の閲覧制限を実施していない	1 (3.7)
合 計	27 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 27 市に占める割合である。

3 詳細は、資料 55 参照

ii) 被害者情報の管理に関し工夫している例

(関係部局との連携の確保)

住民基本台帳担当部局と住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局（以下「住基関係部局」という。）の連携を図り、被害者の情報の厳重な管理に努めているものが 17 市みられた。その主な具体的例は次のとおりである。

[資料 56 参照]

(事例 1) 那覇市

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置を講ずることが決定されたときは、住民基本台帳担当部局（市民課）は、住基関係部局に対し、被害者を支援するための庁内ネットワーク会議等を通じて支援対象者の情報を厳重に管理するよう要請するとともに、住民記録検索システムの画面上に支援対象者であることを示すフラグを設定し、住基関係部局（注）の担当者が一目で分かるようにしている。

（注）国保・後期高齢医療課、子育て応援課、市民税課、税務課、選挙管理委員会等

(事例 2) 秋田市

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置を講ずることが決定されたときは、住民基本台帳担当部局（市民課）は速やかに支援対象者の情報を住基関係部局（注）に提供し、住基関係部局は原則として支援対象者本

人以外の者から住所が記載された証明書等の発行を求められても応じないこととしている。

(注) 国保年金課、障害福祉課、市民税課、資産税課、納税課、介護高齢福祉課、後期高齢医療課、市民課（児童手当担当）、選挙管理委員会

(事例3) 前橋市

住民基本台帳担当部局（市民課）は、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置の申出人（被害者）に対し、支援措置を講ずることが決定されたときは、支援対象者の情報を住基関係部局（注）に連絡するとともに厳重な管理を行うよう要請するがそれでよいか同意を求めることとしている。その際、被害者は、自らの情報を連絡する部局を選択できることとなっている。

(注) 国保年金課、児童家庭課、学校教育課、保険予防課、市民税課、資産税課、収納課、建築住宅課、社会福祉課、介護高齢福祉課、障害福祉課等

(世帯分離等)

また、図表3-(4)-㊸のとおり、世帯分離や住民票の改製の措置を講じることにより、被害者の住所が加害者等に知られることを防止する効果もある旨を被害者に教示し、所定の届出等があれば当該措置を講じている市がある（世帯分離が12市、住民票の改製が4市。住民票の改製措置を講じている4市は世帯分離の措置も講じている。）。

図表 3 - (4) - ㊸ 世帯分離や住民票の改製措置を講じている市の状況

区 分	措置概要	実施市数
世帯分離	<p>被害者が相談に来た際に、次のように、世帯を分離する方法もあることを教示し、所定の届出があれば当該措置を講じている。</p> <p>(世帯分離の概要とメリット)</p> <p>世帯分離とは、住所変更を行わずに世帯を分けることである。</p> <p>被害者と加害者が同一世帯のときは、住民票は世帯ごとに作成されるため、被害者が転居手続をすると転居先の住所が住民票に記載される。</p> <p>一方、世帯分離をすると、被害者と加害者の住民票は別々に作成されるため、被害者が転居手続をしても転居先の住所は被害者の住民票にのみ記載され、加害者に知られるリスクが減少する。</p>	12 市
住民票の改製	<p>被害者が相談に来た際に、次のように、住民票を改製する方法もあることを教示し、被害者から当該措置を行ってほしい旨の申出があれば、市町村長の判断により行っている。</p> <p>(住民票の改製の概要とメリット)</p> <p>住民票の改製とは、住民票が汚損したとき、消除又は修正された記載事項が多いとき等に新たな住民票を作成することである。市町村長は必要と認めるときはいつでも行うことができ、新たな住民票にはすでに消除又は修正された事項を記載する必要がないとされている。</p> <p>このため、加害者と同一世帯で住民登録している被害者が転居手続をした場合でも、当該世帯の住民票の改製を行えば、被害者の転居先の住所は既に消除された事項として新たな住民票に記載しないことが可能で、加害者に知られるリスクが減少する。</p>	4 市

(注) 1 当省の調査結果による。

2 世帯分離の概要及び住民票の改製の概要は、住民基本台帳事務処理要領等に基づき当省が作成した。

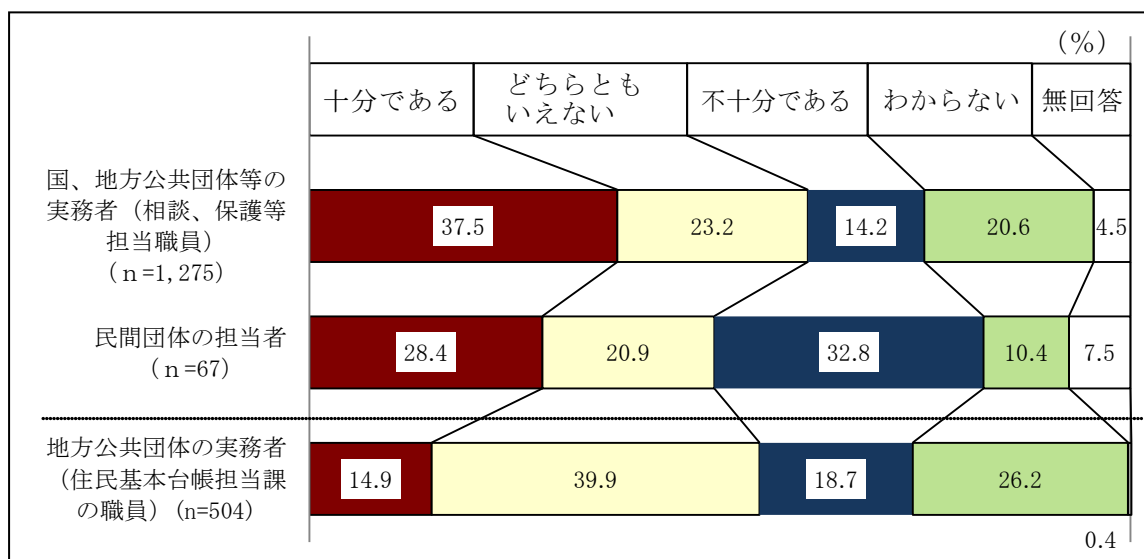
3 詳細は、資料 56 参照

② 当省のアンケート調査結果

(国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者に対するアンケート)

国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員及び住民基本台帳担当課の職員）及び民間団体の担当者に対して、現行の住民基本台帳の閲覧等の制限に係る国及び地方公共団体の取組に対する評価をたずねたところ、図表3-(4)-⑩のとおり、地方公共団体の実務者（住民基本台帳担当課の職員）及び民間団体の担当者は、「不十分」とする者の割合が「十分」とする者の割合を約4ポイント上回っている。他方、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）は、「十分」とする者（38%）が「不十分」とする者（14%）の2倍以上となっている。

図表3-(4)-⑩ 現行の国及び地方公共団体の住民基本台帳の閲覧等の制限に係る取組に対する評価



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）及び民間団体の担当者に対しては、現行の住民基本台帳の閲覧等の制限の仕組みや運営に対する評価を、地方公共団体の実務者（住民基本台帳担当課の職員）に対しては、所属する機関が行っている自立支援（住民基本台帳の閲覧等の制限）の仕組みや運営に対する評価を調査したものである。

また、被害者の自立支援について、今後、国及び地方公共団体が重点的に取り組むべき事項をたずねたところ、「住民基本台帳の閲覧等の制限」を上げる者の割合は、他の支援施策に比べ必ずしも高い割合となっているわけではないが、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）で29%、民間団体の担当で45%となっている。

[資料 28 参照]

(被害者に対するアンケート)

婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所している被害者に対して、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援を受けたことがあるかどうかたずねたところ、「受けたことがある」と回答した者の割合は16%で、市町村の住民基本台帳担当課の対応については、17%の者が「満足」又は「だいたい満足」としており、「不満」と「少し不満」の合計（7%）を上回っている。

〔資料 29 及び 30 参照〕

また、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援を受けなかった者にその理由をたずねたところ、25%の者が「受けられる支援があることを知らなかった」としている。

〔資料 31 参照〕

今後受けたい支援については、他の支援施策に比べ必ずしも高い割合となっているわけではないが、32%の者が住民基本台帳の閲覧等の制限を挙げている。

〔資料 32 参照〕

(5) その他（被害者の自立支援に係る今後の取組の重点）

当省が行ったアンケート調査結果において、被害者の自立支援に係る国及び地方公共団体の取組のうち、今後重点的に取り組むべきものあるいは今後受けたいと思う支援として回答割合が高かったのは、「被害者のアフターフォロー（保護施設を退所した後でも相談しやすい体制等を整備し、被害者を孤立させないようにする）」と「自立支援情報の提供（被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供や助言）」である。

「被害者のアフターフォロー」を挙げた者の割合は、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）が68%、民間団体の担当者が85%であり、各種の自立支援施策の中で最も高い割合となっている。被害者は59%であり、「住宅の確保」に次いで2番目に高い割合となっている（注）。

（注）被害者は、「被害者を孤立させないための支援」について記載している。

また、「自立支援情報の提供（被害者が新しい場所で生活を始めるにあたり、その地域の支援センターや福祉事務所で利用できる支援についての情報提供や助言）」を挙げた者の割合は、国、地方公共団体等の実務者（相談、保護等担当職員）が55%、民間団体の担当者が64%、被害者が55%となっている。

〔資料 28 及び 32 参照〕

5 関係機関の連携の実施状況

(国が講じている主な施策)

配偶者からの暴力は複雑な問題であり、関係機関が共通認識を持ち緊密な連携を図りながら取り組むことが必要である。支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされている（法第9条）。

また、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要であり、このため、支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、関係機関の相互の協力のあり方をマニュアル等の形であらかじめ決めておくことが有効であるなどとされている（基本方針第2の3）。

関係機関の連携に係る国の主な施策としては、関係機関の連携協力に関する取組の基本的な方針の作成と地方公共団体に対する必要な助言、本政策に係る国の機関を構成員とする「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」の開催、国、地方公共団体及び民間団体の担当者等が一堂に会し、意見交換や情報共有をするための会議（DV全国会議）の開催（内閣府）、婦人相談所を中心とした関係機関の連絡会議等に係る費用の補助（厚生労働省）等が行われている。

(効果の発現状況を把握するための指標の設定等)

本評価では、法の制定以降、関係機関の連携に係る体制が整備されることにより、どの程度、被害者の保護等が図られているかを把握するため、調査した27都道府県において、連絡協議会（支援センターを中心とした関係機関の協議会）の設置の有無と参加機関数、関係機関の相互の協力に関するマニュアル（以下「連携マニュアル」という。）の作成の有無を指標として設定するとともに、関係機関の連携の充実のための工夫事例を把握・分析した。

また、国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者を対象にアンケート調査を実施し、現在行われている国及び地方公共団体の取組についての認識や満足度、今後の取組の重点等に関する意見等を把握・分析した。

(指標の把握・分析結果等)

① 都道府県における関係機関の連携に係る取組状況

i 連絡協議会の設置状況

連絡協議会の設置状況をみると、平成 18 年 8 月現在、46 都道府県であったが(注)、その後、19 年 1 月に、残る 1 都道府県(沖縄県)も設置したことから、20 年 1 月現在、すべての都道府県において連絡協議会が設置されている。

(注) 「配偶者からの暴力に関する都道府県及び政令指定都市等における取組等について」(平成 18 年 11 月 21 日内閣府男女共同参画局)による。

今回、調査した 27 都道府県における連絡協議会の設置時期をみると、図表 3- (5)-①のとおり、5 都道府県では法の制定以前(平成 12 年度以前)であったが、他の 22 都道府県は法の制定以降で、大半の都道府県は法制定直後の平成 13 年度又は 14 年度に設置している。

図表 3- (5)-① 27 都道府県における連絡協議会の設置時期

(単位：都道府県)

年度 区分	平成 12 年度 以前	13	14	15	16	17	18	19
設置都道府県数	5	16	22	22	23	25	27	27
対前年度増加数	—	11	6	0	1	2	2	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 詳細は、資料 57 参照

ii 連絡協議会の参加機関の状況

調査した 27 都道府県における連絡協議会の参加機関をみると、図表 3- (5)-②のとおり、都道府県・市町村の関係機関、国の機関及び民間団体等が参加しているのは 24 協議会(89%)であり、他の 3 協議会では、市町村の関係機関、国の機関又は民間団体等が参加しておらず、中には都道府県の関係機関のみで構成されているものも 1 協議会ある。

図表 3 - (5) - ② 27 都道府県における連絡協議会の参加機関の状況（国、都道府県、市町村等別。平成 20 年 1 月現在）

（単位：協議会）

連絡協議会の参加機関	協議会数
都道府県・市町村の関係機関、国の機関、民間団体等	24 (88.9)
都道府県の関係機関、国の機関、民間団体等（市町村の関係機関が不参加）	1 (3.7)
都道府県・市町村の関係機関、民間団体等（国の機関が不参加）	1 (3.7)
都道府県の関係機関（市町村の関係機関、国の機関、民間団体等が不参加）	1 (3.7)
計	27 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 27 都道府県に占める割合である。

3 詳細は、資料 58 参照

これをさらに詳しくみると、次のとおりである（図表 3 - (5) - ③参照）。

i) 国の機関の参加状況

国の機関で参加しているのは、法務局・地方法務局、公共職業安定所・労働局、地方入国管理局及び法テラスの地方事務所の 4 機関である。参加している協議会数が多いのは法務局・地方法務局で 24 協議会（89%。なお、1 協議会には、平成 20 年 5 月に参加）、次いで、公共職業安定所・労働局が 10 協議会（37%）、法テラスの地方事務所が 3 協議会（11%）、地方入国管理局が 2 協議会（7%）となっている。

法務局・地方法務局が 3 協議会に参加していない理由について、法務省は、都道府県との調整が不調等のためであり、法務局・地方法務局に対しては、都道府県が設置した協議会及び本局又は支局所在地の市町村において市町村が設置した協議会には必ず参加するよう指示しているとしている。

他の国の機関については、連絡協議会への参加について、本省等から特段の指示は行われていない。

なお、平成 20 年 1 月の基本方針において、連絡協議会への参加機関について、支援センター、都道府県警察、福祉事務所、教育委員会等都道府県又は市町村の関係機関はもとより、国の機関（公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方入国管理局、法テラス（日本司法支援センター）の地方事務所等）や民間団体等（人権擁護委員連合会、弁護士会、司法書士会、調停協会連合会、医師会、歯科医師会、看護協会、民

生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等)についても、協議会の性格や、その地域において被害者の支援に関して課題となっている事項等に応じて幅広く検討することが望ましいとされたところである。これを受けて、内閣府は、平成20年1月から2月にかけて開催した都道府県及び市町村の担当者向けの当該基本方針に関する説明会において、地域の実情に応じた幅広い参加の検討を呼びかけている。また、法務省は、平成20年1月に、検察庁に対し関係機関から協議会等への参加を求められることがあり得るので、法及び基本方針の趣旨を踏まえ適切な対応をとるよう指示している。さらに、地方入国管理局に対しては、平成21年3月に、地方公共団体から協議会への参加要請があった場合には、積極的に参加するよう指示している。

ii) 都道府県・市町村の関係機関の参加状況

都道府県の関係機関では、支援センター・女性センター、福祉部局及び警察はすべての連絡協議会で参加機関となっているほか、男女共同参画部局、児童相談所、教育委員会の参加割合が高くなっている。ただし、公営住宅担当部局や福祉事務所が参加している協議会数はあまり多くはなく、それぞれ、9協議会(33%)、17協議会(63%)となっている。

また、市町村の関係機関では、福祉事務所の参加が6協議会(22%)と低調である。

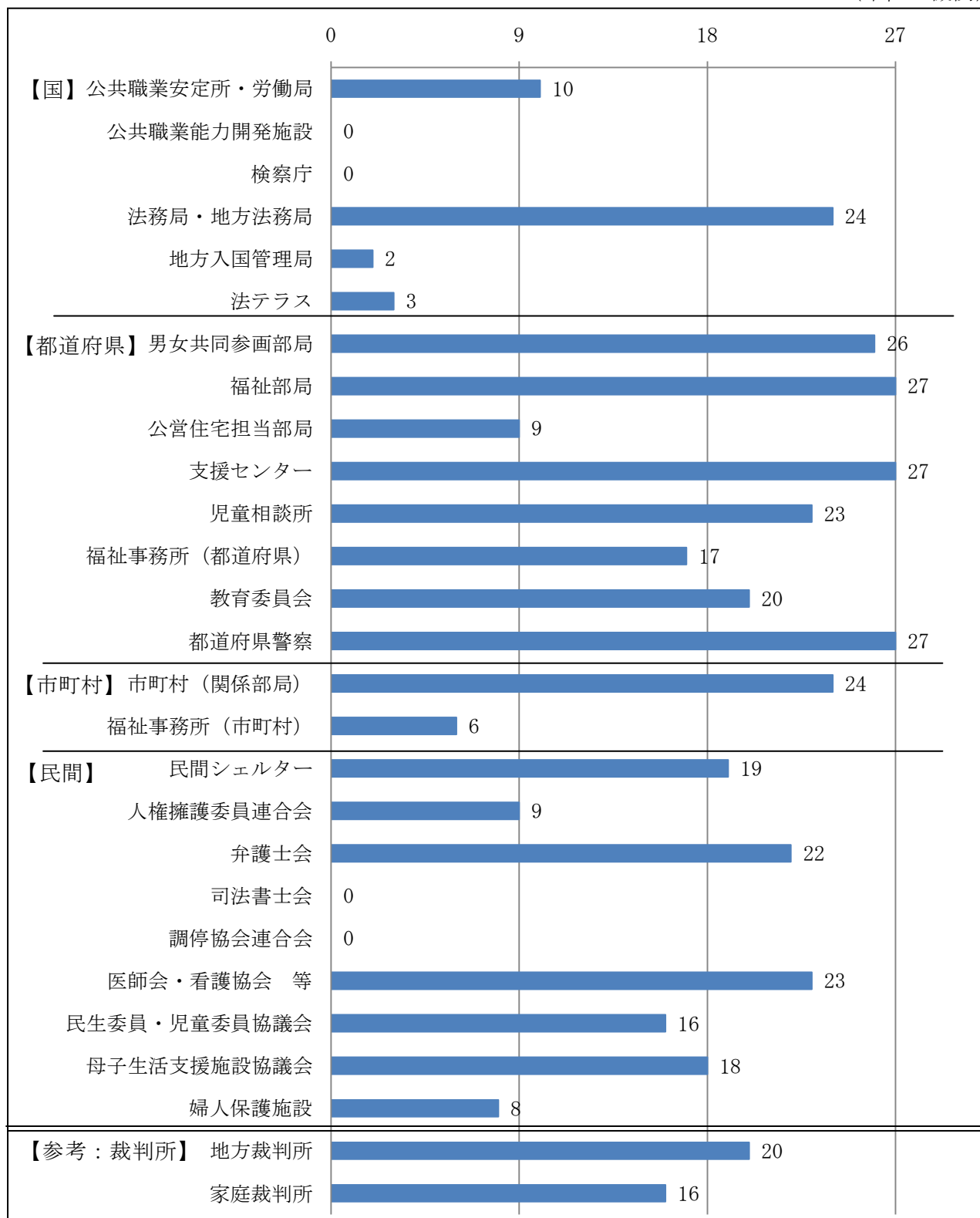
iii) 民間団体等の参加状況

民間団体等で参加割合が高いのは、医師会・看護協会が23協議会(85%)、次いで、弁護士会が22協議会(82%)、民間シェルターが19協議会(70%)等となっている。司法書士会や調停協会連合会が参加している協議会はない。

なお、裁判所がオブザーバー等の形で出席しているものも20協議会ある。

図表 3 - (5) - ③ 連絡協議会の参加機関（地方支分部局等別。平成 20 年 1 月現在）

（単位：機関）



(注) 1 当省の調査結果による。

2 裁判所は、オブザーバー等の形での出席を求められたものである。

3 法務局・地方法務局については、平成 20 年 5 月現在である。

4 詳細は、資料 58 参照

iii 連携マニュアルの作成状況

調査した 27 都道府県における連携マニュアルの作成状況をみると、図表 3 - (5) - ④のとおり、13 都道府県 (48%) では作成しているが、14 都道府県 (52%) では作成していない。

ただし、連携マニュアルを作成していない都道府県のうち、2 都道府県では内閣府等が作成したマニュアルを活用しているとしており、また、6 都道府県では、全体的な方針等は定めず個別ケースに応じて対応しているとしている。

図表 3 - (5) - ④ 27 都道府県における連携マニュアルの作成状況 (平成 20 年 1 月現在)

(単位：都道府県、市、%)

区 分	都道府県	(参考) 市
連携マニュアルを作成している	13 (48.1)	10 (37.0)
連携マニュアルを作成していない	14 (51.9)	17 (63.0)
他の連携マニュアル (内閣府、都道府県等作成) を活用	2 (7.4)	6 (22.2)
個別ケースに応じて対応	6 (22.2)	0 (0)
その他	6 (22.2)	11 (40.7)
計	27 (100)	27 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「その他」には、連携マニュアルを作成していない理由が不明なものを含む。
 3 () は、調査対象 27 都道府県又は 27 市に占める割合である。
 4 詳細は、資料 59 参照

② 関係機関の連携の充実のための工夫事例

(事例 1) 都道府県の枠を超えた広域的な連携

被害者に対する加害者の追及が厳しい場合等に必要となる都道府県の枠を超えた広域的な連携を確保するため、婦人相談所長連絡会議等を活用し、一時保護所の広域相互利用に係る申合せを行うなどして、一時保護を要する被害者を他の都道府県の婦人相談所一時保護所に円滑に移送している例が、調査した 27 都道府県で 3 事例みられた。

具体的には、図表 3 - (5) - ⑤及び⑥のとおり、関東、東海及び中国の関係都道府県が参加して開催している婦人相談所長連絡会議等において、それぞれ、婦人相談所一時保護所を広域相互利用する際の協議対象や依頼元、依頼

先の婦人相談所の責務（同行支援、費用負担等）等についての申合せを行い、毎年 10 件程度の被害者の移送を行っている。

なお、平成 19 年 7 月に、全国知事会において被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ（注）が行われたところであり、今後、当該申合せに沿って、全国一律の取扱いが推進されることが期待される。

（注）「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ」（平成 19 年 7 月 12 日全国知事会）

図表 3 - (5) - ⑤ 被害者の一時保護に係る広域連携のための申合せの概要

申合せ名（時期）	申合せ機関	主な申合せ事項	参加都道府県
婦人相談所一時保護所の広域相互利用にかかる申合せ (平成 15 年 3 月 12 日)	関東ブロック婦人相談所長連絡会	○ 広域相互利用の協議対象は、加害者の追求が激しく、自都道府県内では被害者の安全確保が図れないと判断される場合	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県
東海 4 県婦人相談所一時保護所の広域相互利用にかかる申し合わせ (平成 17 年 2 月 1 日)	東海 4 県婦人相談所長会	○ 被害者を移送するに当たっては、移送元職員が同行支援を実施	愛知県、三重県、静岡県、岐阜県
婦人相談所一時保護所の広域相互利用に係る申合せ (平成 17 年 3 月 18 日)	中国 5 県婦人相談所長連絡会	○ 保護期間は概ね 2 週間を目途とし、これに抛りがたい場合は双方で協議 ○ 保護に係る費用は依頼を受けた都道府県が負担	鳥取県、島根県、広島県、岡山県、山口県

(注) 1 当省の調査結果による。

2 主な申合せ事項は、ほぼ同様であったことからまとめて整理した。

図表 3 - (5) - ⑥ 申合せに基づく被害者の一時保護所への移送件数

(単位：件)

区分	年度				
	平成 15 年度	16	17	18	19
移送件数	5	3	11	13	8

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 詳細は、資料 60 参照

(事例2) 被害者が支援を受けるための手続の一元化

被害者が支援を受けるために必要な手続について、加害者に遭遇する危険性を少なくするとともに被害者の負担を軽減するため、相談内容や希望する支援の内容を記入する共通のシートを設け、複数の窓口に係る手続を並行して進めるようにしている例が、3都道府県及び1市で見られた。

具体的には、図表3-(5)-⑦のとおり、DV相談共通シートに被害者、加害者及び家族構成に係る情報、被害の状況、相談者が望む支援措置等を記入してもらい、支援センター、福祉事務所、市町村の相談窓口・関係課等が共通に利用することとしている。

図表 3 - (5) - ⑦ DV相談共通シートの概要

都道府県名	名称	導入時期	記入事項	共通シート利用機関
埼玉県	DV相談共通シート	平成18年度	<p>○被害者 氏名、生年月日、住所、連絡先、職業・勤務先、被害者の主訴事項(避難したい、別れたい等)</p> <p>○加害者 続柄、氏名、生年月日、住所、職業・勤務先</p> <p>○家族構成 続柄、氏名、生年月日、職業・勤務先</p> <p>○暴力の状況(態様、始まった時期、頻度、きっかけ等)</p> <p>○被害状況等 受診歴、経済状況、利用医療・福祉制度、相談歴</p> <p>○被害者の出身地、養育歴、学歴、職歴、結婚歴、生活・問題の経緯、親族等、健康状況等</p> <p>○相談者が望む支援措置 母子生活支援施設への入所、緊急一時保護、公営住宅申込、子どもの転校・就学、住民基本台帳の閲覧制限等</p> <p>○留意事項 加害者の追跡の有無、保護命令申立予定の有無、被害者への対応に当たって留意すべき事項</p> <p>なお、被害者の主訴事項、被害者の出身地、養育歴、学歴、職歴、結婚歴、生活・問題の経緯、親族等、健康状況等については、以下の2県1市では記入事項としていない。</p>	支援センター、福祉事務所、市町村の相談窓口・関係課
鳥取県	DV相談共通シート	19年度	埼玉県の記入事項のうち、けがの状況、受診歴、相談歴、相談者が望む支援措置及び留意事項は記入事項としていない。	支援センター、男女共同参画センター、市町村の相談窓口・関係課、母子生活支援施設
佐賀県	DV相談共通シート	17年度	埼玉県の記入事項のうち、暴力の状況は記入事項としていない。	支援センター、福祉事務所、市町村の相談窓口・関係課、医療機関、弁護士等
富山市	DV被害者相談共通シート	17年度	埼玉県の記入事項のうち、加害者の住所、経済状況、利用医療・福祉制度及び留意事項は記入事項としていない。	市町村の相談窓口・関係課

(注) 1 当省の調査結果による。
2 DV相談共通シートの例は、資料 61 参照

DV相談共通シートのメリットについて、図表3-(5)-⑧のとおり、鳥取県では、住所や家族構成等を複数の窓口で何度も説明することが不要になるなど被害者の負担が軽減されるようになったこと、また、関係機関が同一の情報を共有することにより円滑な連携が行われるようになったことを挙げている。

図表3-(5)-⑧ DV相談共通シートの活用状況やメリットに関する関係都道府県等の意見

都道府県等名	意見の概要
埼玉県	被害者の一時保護が必要な時は、婦人相談所あての入所連絡票（直近の暴力の内容、生活保護適用の可能性等を記載）を別途作成し、DV相談共通シートに添付している。
鳥取県	DV相談共通シートの活用により、被害者にとっては、住所や家族構成等について、繰り返し説明する負担が軽減されるようになった。また、支援する側にとっても、共通の様式に被害者の情報を整理することにより、相談受付機関と関係機関との連携が円滑に行えるようになった。
佐賀県	市町村における被害者の支援申請手続の一元化に向けて、DV相談共通シートを活用するよう市町村に要請している。
富山市	複数の窓口での手続き等が必要な場合は、一定の場所に関係課の職員が出向き、作成されたDV相談共通シートを基に一緒に話を聞いている。

(注) 当省の調査結果による。

(事例3) 裁判所との連携

保護命令制度の円滑な運営を図るため、都道府県、都道府県警察、地方裁判所等による連絡会議等を開催している例が、4都道府県（愛知県、大阪府、広島県及び佐賀県）でみられた。

具体的には、図表3-(5)-⑨のとおり、当該連絡会議等において、保護命令の発令要件や手続き、申立書の記載方法、必要な証拠書類の例等についての説明や意見交換等が行われている。

図表 3 - (5) - ⑨ 保護命令関係機関の連絡会議の概要 (平成 20 年 1 月現在)

都道府 県名	会議の名称	設置 時期	構成員等	開催 頻度	主な打合せ事項
愛知県	DV防止法 執行機関連 絡会議	平成 13 年	愛知県警、名古屋地方裁 判所、愛知県女性相談セ ンター	年 1 回	保護命令に関する 意見交換
大阪府	DVに関す る関係三機 関事務打合 会	14 年	大阪地方裁判所、大阪府 警、大阪府 (家庭支援課、 配偶者暴力相談支援セン ター)	年 1 回	発令要件や申立書記 載方法、関係証拠書 類の例等についての 具体的説明等、実務 上の打合せ
佐賀県	保護命令関 係機関連絡 会	16 年	佐賀地方裁判所、佐賀家 庭裁判所、佐賀県 (男女 共同参画課、婦人相談 所、女性相談所、DV 総 合対策センター、母子保 健福祉課)、弁護士会	年 1 回	保護命令手続に関 する関係機関 (県 警、こども家庭セン ター) 職員との意見 交換
広島県	DV事件担 当者事務打 合せ	17 年	広島県、広島県警、子ど も家庭センター	年 1 回	保護命令事件の手 続及び離婚調停手 続の説明、質疑応答

(注) 1 当省の調査結果による。

2 佐賀県の保護命令関係機関連絡会については、佐賀県警も平成 18 年度まで構成員であった。

関係機関は、図表 3 - (5) - ⑩のとおり、このような連絡会議等を通じ、保護命令の申立から決定までの期間の短縮、被害者と加害者が接触する危険性の減少、保護命令決定後の警察による被害者及び加害者への必要な措置の迅速化等の効果が生じているとしている。

図表 3 - (5) - ⑩ 保護命令関係機関の連絡会議等の効果に関する都道府県の意見

都道府県名	意見の概要
佐賀県	<p>連絡会において、①保護命令申立様式の支援センターへの備付、②支援センターと地方裁判所による申立日程の事前調整、③警察への審尋期日の教示が行われている。</p> <p>その結果、次のような効果が上がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①により、申立書への事前記入及び必要書類の収集が可能となったため、裁判所へ出向く回数が減り、申立から決定までの期間が短縮され、また、被害者が加害者と接触する危険性も少なくなった。 ・②により、調整された日時に裁判官による申立人への審尋が可能となるため、申立人の裁判所への滞在時間が短縮され、また、被害者が加害者と接触する危険性も少なくなった。 ・③により、保護命令決定が下された際に、警察による被害者及び加害者に対する必要な措置（被害者に対し危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等の教示、加害者に対し保護命令が遵守されるよう指導警告）等が速やかに行われるようになった。
大阪府	<p>事務打合会での議論を基に、例えば、次のような措置が講じられるなど、関係機関の連携の充実が図られてきている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大阪地方裁判所は、保護命令が申し立てられた段階で大阪府警察本部に被害者及び加害者の情報を事前に提供。 ② 大阪地方裁判所は、保護命令の発令通知を大阪府警察本部にファックス送信する際に、被害者の避難先や加害者の携帯電話番号等の補足的な情報を提供。 ③ 大阪府の支援センター（8か所）に保護命令の申立書を備付け。 ④ 支援センターは、保護命令申立に必要な手続等に係る不明な点を、大阪地方裁判所の書記官に直接照会することが可能化。 <p>なお、大阪地方裁判所の保護命令発令件数は、毎年、突出して全国第1位（平成19年の発令件数は278件で全国の12.7%）となっている。この点について、同地方裁判所は、その原因等は不明であるものの、大阪の女性の地位・権利意識の高さに加えて、事務打合会等を通じて支援センター職員の保護命令制度への理解が進み、被害者に保護命令申立書の記載方法を指導したり代筆したりするなどの取組が行われていることも背景にあるのではないかとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(事例4) 被害者の家族の安全確保に係る連携

福井県において、配偶者からの暴力が家族全体に及んでいたため、被害者が婦人相談所で一時保護を受けている間、家族が居住する市の高齢者福祉担当課、家庭相談員、民生委員等が役割分担し、家族の安全確保を図った例がある。

(事例5) 県外から避難してきた被害者の子どもの安全確保に係る連携

島根県において、加害者の追跡が想定される県外から避難してきた被害者の子どもの転入学や安全確保対策について、関係機関(子どもの通学予定校、市教育委員会、警察及び支援センター)が転入前に協議し対応を決めるとともに、転入後も関係機関が情報交換を密にして着実にその実施を図った例がある。

(事例6) 保護命令が発令された被害者の安全確保に係る連携

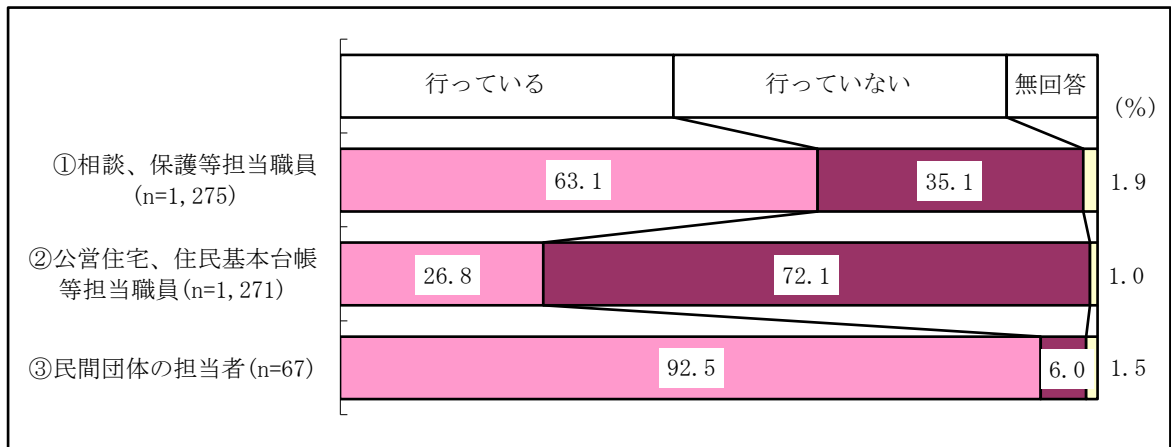
広島県において、保護命令の発令後、被害者は県外の保護施設に入所していたが、広島家庭裁判所での離婚調停に出席することが必要となった。その際、加害者である夫も同じ時間帯に家庭裁判所への出頭を求められており、両者が接触することが予想されたため、被害者が入所している県外の保護施設、広島県の支援センター及び広島県警察本部が連携して、JR駅から家庭裁判所までの往復と離婚調停時の被害者の安全を確保した例がある。

③ 当省のアンケート調査結果等

(国、地方公共団体、民間団体等の実務担当者に対するアンケート)

国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員及び公営住宅、住民基本台帳等担当職員)及び民間団体の担当者に対して、所属機関、団体における関係機関との連携の実施状況についてたずねたところ、図表3-(5)-⑩のとおり、相談、保護等担当職員の63%、民間団体の担当者の93%が連携を促進するための取組を「行っている」と回答している。一方、公営住宅、住民基本台帳等担当職員のうち、取組を「行っている」と回答したのは30%未満で、72%の者は「行っていない」としている。

図表 3 - (5) - ⑪ 所属機関、団体における関係機関との連携の実施状況



(注) 当省のアンケート調査結果による。

関係機関との連携を促進するために取り組んでいる事項としては、図表 3 - (5) - ⑫のとおり、「関係機関協議会への参加」及び「関係機関協議会の設置、開催」を挙げている者の割合が高い。ただし、公営住宅、住民基本台帳等担当職員では、「関係機関協議会への参加」を挙げた者の割合は 31%であり、相談、保護等担当職員 (62%) や民間団体の担当者 (94%) に比べて低くなっている。

図表 3 - (5) - ⑫ 関係機関との連携促進に係る取組事項 (複数回答)

(単位: %)

回答内容	国、地方公共団体等の実務者		民間団体の担当者 (n=62)
	相談、保護等担当職員 (n=804)	公営住宅、住民基本台帳等担当職員 (n=341)	
関係機関協議会への参加	61.6	30.5	93.5
関係機関協議会の設置、開催	57.3	49.6	—
関係機関の相互の協力のあり方に関するマニュアル等の作成 (作成への参画)	10.1	12.6	19.4
婦人相談所の広域相互利用等について近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応	7.5	5.9	—
他の都道府県に所在する関係機関との間で被害者の保護に関する広域的な対応	—	—	16.1
その他	6.7	15.0	6.5

(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 「—」は、選択肢として設定していないことを表す。

また、現行の国及び地方公共団体の関係機関の連携に係る取組に対する評価をたずねたところ、図表3-(5)-⑬のとおり、民間団体の担当者と相談、保護等担当職員は、「不十分」とする者の割合が「十分」とする者の割合を上回っている。特に民間団体の担当者では71%が「不十分」と回答している。

一方、公営住宅、住民基本台帳等担当職員は、「十分」と「不十分」がほぼ同程度の割合（19%）であった。

図表3-(5)-⑬ 現行の国及び地方公共団体の関係機関との連携に係る取組についての評価

(単位：%)

区 分		十分である	どちらとも いえない	不十分である	わからない	無回答
の 地 実 方 務 公 者 共 等 団 体 等	相談、保護等担 当職員(n=804)	20.8	36.1	35.3	6.3	1.5
	公営住宅、住民 基本台帳等担 当職員(n=341)	19.4	43.1	18.8	17.6	1.2
民間団体の担当者(n=62)		4.8	21.0	71.0	1.6	1.6

(注) 当省のアンケート調査結果による。

関係機関の連携に関し、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項としては、図表3-(5)-⑭のとおり、いずれも、「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実」とする者が最も多く、その割合は64%から68%となっている。

このほか、回答割合が比較的高いのは、国、地方公共団体の実務者では「関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成」(56%から57%)、民間団体の担当者では「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実」(60%)となっている。

図表 3 - (5) - ⑭ 国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべき事項（複数回答可）

（単位：％）

回答内容	国、地方公共団体等の実務者		民間団体の担当者 (n=67)
	相談、保護等担当職員 (n=1, 275)	公営住宅、住民基本台帳等担当職員 (n=1, 271)	
個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、配偶者からの暴力の被害発生防止等のための連絡、協議の充実	68.2	66.1	64.2
関係機関の連携、協力の実施方法等に関するマニュアル等の作成	55.8	56.9	43.3
近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等広域的な対応の充実	34.0	25.6	59.7
関係機関協議会の構成機関の充実	25.0	14.3	47.8
関係機関協議会の開催回数の増加	16.0	14.3	47.8
その他	4.6	2.0	22.4
わからない	3.4	6.0	3.0

（注） 当省のアンケート調査結果による。

また、上記のほか、関係機関の連携に関する意見を自由記載で求めたところ、図表 3 - (5) - ⑮のような意見がみられた。

図表 3 - (5) - ⑮ 関係機関の連携に関する意見（自由記載）

回答者区分	主な意見の内容
相談、保護等担当職員	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の被害について、被害者が何度も説明しなくてもよいように、関係部署及び機関間での情報の共有を図る必要がある。 相談の受付から保護施設への入所や自立支援まで、一貫した支援体制の整備が望まれる。
公営住宅、住民基本台帳等担当職員	被害者の情報を個人情報保護という理由で、部局間であっても提供してもらえないという話を聞いたことがある。情報の共有がより一層図れる仕組みを作ってもらいたい。
民間団体の担当者	連携について、ただ叫ぶのではなく、具体的に連携することをもう少し考えてほしい。主導は行政、行き届かないところは民間という本来の姿にしてほしい。
被害者	行く先々で何度も配偶者からの暴力の被害について説明しなくてもよいように、関係機関が連携してほしい。

（注） 1 当省のアンケート調査結果による。

2 自由記載意見のうち、同様の意見が複数みられたものを掲載した。

(研究会での意見)

当省が開催した「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」に係る研究会では、被害者に対するアンケート調査で、今後受けたいと思う支援についてたずねたところ、「被害者を孤立させないための支援」を挙げる者が59%と、2番目に高い割合となっているが、このニーズに応えるためには、相談から一時保護、自立(生活再建)支援と「継ぎ目のない支援」が求められているとする意見がみられた。

[資料 32 参照]

④ 当省の政策評価の途上で講じられた関係府省の措置

内閣府は、平成20年9月26日に官民の関係者による「配偶者からの暴力防止と被害者の支援に関する全国会議」を開催し、同会議の第2分科会（機関連携会議の運営の実際）において、都道府県や市町村における関係機関の連携の取組事例の紹介と意見交換を行っている。また、内閣府は、地方公共団体における被害者の緊急時の安全確保、相談、自立支援等に関する官民連携の好事例を収集し、平成20年度に都道府県及び市町村に情報提供を行っている。

6 配偶者からの暴力に関する保護命令の発令状況

① 保護命令は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（注1）を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して発する命令である（法第10条）。保護命令には、被害者、その同居の子（注2）又は親族等（注3）への接近等を禁止する「接近禁止命令」、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去を命じる「退去命令」及び被害者への電話等を禁止する「電話等禁止命令」（注4）がある。また、保護命令が発令された場合、裁判所から被害者の住所を管轄する警察と被害者が相談等をした支援センター（注5）に、その旨及びその内容について通知されることとなっている（法第15条第3項及び第4項）。

（注1、3～5）「生命等に対する脅迫」、「親族等への接近禁止命令」、「電話等禁止命令」及び「支援センターへの通知」は、平成19年7月の法改正により追加された。

（注2）「同居の子への接近禁止命令」は、平成16年5月の法改正により追加された。

② 保護命令制度は裁判所の所管であるため、今回の政策評価の対象とはしていないが、被害者支援の主要な制度であることから、裁判所の協力を得て、保護命令の発令件数の推移を把握した。また、保護命令違反で検挙された件数の推移についても把握した。

i 保護命令発令件数の推移

平成14年以降の保護命令発令件数の推移は、図表3-(6)-①のとおり、14年は1,128件であったが、19年は2,186件と1.9倍に増加している。

そのうち、被害者に関する保護命令のみ発令された件数は、平成16年までは増加傾向にあったが（16年1,657件）、16年12月の法改正により被害者の子への接近禁止命令を発令できることとなった以降減少しており、19年は820件となっている。他方、子への接近禁止命令が発令された件数は、平成17年が1,217件、19年が1,366件と増加している。

図表 3 - (6) - ① 配偶者からの暴力に関する保護命令の発令件数の推移

(単位：件、%)

区 分	平成 14 年 (A)	15	16	17	18	19 (B)	増減率 (B/A-1) ×100
保護命令発令件数	1,128	1,468	1,717	2,141	2,208	2,186	93.8
被害者に関する保護命令のみ発令された件数	1,128	1,468	1,657	924	884	820	/
子への接近禁止命令が発令された件数	/	/	60	1,217	1,324	1,366	

(注) 1 最高裁判所の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 16 年の「子への接近禁止命令が発令された件数」は、改正配偶者暴力防止法が施行された 12 月 2 日から 12 月 31 日までの件数である。

ii 保護命令違反検挙件数

保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることとなっている（法第 29 条）。

平成 14 年以降の保護命令違反検挙件数の推移は、図表 3 - (6) - ②のとおり、14 年は 40 件であったが、19 年は 85 件と 2.1 倍に増加している。

図表 3 - (6) - ② 保護命令違反検挙件数の推移（全国）

(単位：件、%)

区 分	平成 14 年 (A)	15	16	17	18	19 (B)	増減率 (B/A-1) ×100
保護命令違反検挙件数	40	41	57	73	53	85	112.5

(注) 警察庁の資料に基づき当省が作成した。

7 関係施策のフォローアップの実施状況

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護をより一層推進するためには、実施する施策の目的・目標を明確にするとともに、その達成状況や施策効果を測定するための適切な指標を設定した上で、関係施策の実施状況を的確にフォローアップしていくことが必要である。

このような観点から、今回把握した、現在関係7府省が実施している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る23施策について、目的・目標の設定状況とその達成状況や施策効果を測定するための指標の設定状況、関係指標を基にしたフォローアップの実施状況を把握・分析することとした。

平成18年度から20年度（平成20年9月現在）におけるフォローアップの実施状況について、各府省の政策評価書等を基に把握・分析したところ、図表3-（7）のとおり、内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省（下記の1施策を除く。）、厚生労働省及び国土交通省においては実績評価方式等による事後評価等が行われていた。

しかし、総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援及び文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援に係る施策については、国の予算措置は講じられていないこと、地方公共団体が実施主体であること等を理由に、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

[資料 62 参照]

図表3-（7） 関係施策のフォローアップの実施状況（平成20年9月現在）

府省名	個別 施策数	フォローア ップ単位数	目的・目標の 設定数	関係指標の 設定数	フォローア ップの実施 施策数
内閣府	3	1	1 / 1	1 / 1	1 / 1
国家公安委員会・警察庁	3	1	1 / 1	1 / 1	1 / 1
総務省	1	1	0 / 1	0 / 1	0 / 1
法務省	3	3	3 / 3	3 / 3	3 / 3
文部科学省	6	5	4 / 5	4 / 5	4 / 5
厚生労働省	6	1	1 / 1	1 / 1	1 / 1
国土交通省	1	1	1 / 1	1 / 1	1 / 1
計	23	13	11 / 13	11 / 13	11 / 13

（注）各府省の政策評価書等に基づき当省が作成した。

なお、総務省では、市町村における住民基本台帳の閲覧等の制限の実施状況について、平成20年12月に当該閲覧等の制限の措置件数等の調査を行い、21年5月現在調査結果を取りまとめ中としている。今後、定期的にフォローアップしていくことが重要である。